法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

和仏法律学校講義録

富谷, 鉎太郎

```
(出版者 / Publisher)
和佛法律學校
(巻 / Volume)
2-3
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
106
(発行年 / Year)
1901-05-17
```

0

二十四年度乙種講習科用 明治三十四年五月十七日發行

第

第貳部

A 5e 2 5

商

富谷鉎太郎

A5e 25 B3

於ラ悉皆完了致スヘキ 三十四年度講習生用講義録へ規則所定ノ通二月ョリ十一月マテ 講習生諸氏ニ 告ク

此旨豫メ御承

部第二部第

リ毎月

ル様希望致

ハ斷シテ

明治三十四年五月

和佛法律學校

法學博士 商 富谷 法 鉎太郎講述

和佛法律學校發行

閱法手形目女

商法手形目次

						第				弟	和
Ŕ	第				20	第二章	第	á	第	第一	
第三節	第二節	100		**	第一	章	第三節	第二節	第一節	章	1
100	節	=		_	節		節	飾	额		
	4	第二数		第一数		45	411 .			Uta	
15	裏	-		-	振	局	手	手	手	總	
	1983	爲	形	爲		為替手形	手形債務二	形			
圣	杏	替	式	替	H	手	債	債	,	論	
1	T	手	的	手		形.	務	務	區	1	
		形	要	形			=	債務ノ	别		
		,	件	=			關スル不當ノ利	特			
		成	1	必			ス	質	1		
		立		要			N	1			
		_		+	•		不				
1		1		n			當				
		要		記		•	1		1		
		ナ		藏			利				
i		5		專			得	•			
	•	+		項				1	1	1	
受		N		即					1		
		事		+							
		項		爲							
	•	替手形ノ成立ニ必要ナラサル事項七	件五	替手形二必要ナル記載事項即チ為替手形ノ	出	五					
ı				手							
•				形							
-		1	1	1	•	1		1	1		
-	書	t	五				五二	質四二	形ノ區別三七		
-	-	29	Ħ.		五.	Ŧi.	=	1	七	七	-



174396

法手形目次終

参加克拂

八七四六

九〇

九七

七五三一

三二九

_ _ _

4 (1)

商

手

形

法學博士 富谷姓太郎 攀

述

緒言

法 シムル 二在リ ル人(裏書讓受人)又ハ其所持人 手 Ł 形ノ作成人即 商業證券 スシテ自ラ手形金額ヲ 於テ之ニ記載 其振出人 v 二支排フ * n ~ 人(受取 9

ラ 目 目 表 目 1 1 示 的 + 手 手 方 形 明 7 務 v = テ Ż ヲ得ス且ッ 且 + ナ ~ ヲ生 法 ッ 7 Æ レモ 沓 t B V 2 規 面 N 事 之 證 ス 定 1 然 = 如 1 意 定 = 7 何 V ス 為 1 . 1 思 ٤ 1 V 1 ラ 方 テヲ ラ ス = ₩ ス 勿 · Æ 表 其 B 者 一示 作 太 且 之 成 發 錢 y n 1 1 = ス -ヲ法 生 如 =/ 適 別 = 7 問 何 B = 言 合 1 價 記 ルスハス通 ス 7. 1 = N 務載 コ 規 確 書 n 必 v ス 定 面 = 1 . V 1 的 スハ > 7 = 當 7 ナー 要依 行 N 依 事 律 以 y サ 面 7 + N 1 n レラ 者 關 7 係 ス手 ス 二二以以 1 形 其 其 非 效 7 意 - 事 ス 12. ス 思 於 有 7 Æ + 力 無作 決レヲル 表 7 1 ト任ヲニ成シハ有意示ル約雖係

~ # y * -E 例 7 律 民 法 1 1 ~ 務 20 又 意 能 1 シ手 " 71 故 形 商 = 務 1 債 法 於 規 = 1 係 務 1 7 手 振 定 関係ヲ 形 出 - " , 債 人 般 手 fm 適 ル形 用 1 + モ其 7 規 法 1 支 定 ナ 商 亦 拂 y = 2 ---法 般人從 1 手 10 ŀ 7 謂 形 £ 粉 1 ~ 7 法 æ 亦手 + ~ 法 間 則 # + ナ 1 = 法 原於 形 律 カ = 5 關 如 法 力 則 係 V w = 叉手 ニセラ 支 手 = 形 對 1 資 形 ス z 規定 フコ = 5 金 規 = 成 定 立 t ヲ 原 7 =/ 1 サ 適 如 因 N = ト 用 4 1 +

= ス信 效 7 更 用 用 手 = 7 7 形 手 有 + , セ分債 1 V ナ務 定 目 ラト 4 V 7 n - 為 n 2 湎 所 * n -以 = 爲 ナ ナ 1 x 債 商 _ 務 N 般 業 規 法 債 證 定 1 7 務 券 原 設 1 則 5 1 V ラ 規 ラ 之 Z 定 7 金 3 錢 行 7 以 = . 7 テ 用 20

商法手形 緒首

手 為 手 者 ^ 形 所 1 ~ * 形 債 做 , 及 7 * ~ ^ 手 抗 形 權 權 辩 效 E 力 其 其 IE. 用 信 定 者 者 事 1 用 用 時 支 7 7 曲 7 時 手 完 7 保 ラ 旨 限 拂 V 7 期 - 形內 ヲ テ 護 制 全 = v 於 ス限 ナ - - 請極 支 7 > ~ 特 求 メルス サ 别 拂 € 7 n V 手 規 拒 A 殿 別 4 1 定 絕 n 格 规 記 ~ 坜 ナ・定 7 額 力 證 3 N 合 設 ラ r 7 カ ヲ 確 二 手 設 5 7 F 糖 " 7 得 V 7 12 iv ~ = 支 履 如 V , 債 1 排 行 同 保 務 + 者 時 蒞 21 諺 71 還 セ ~ ₹/ 1 カ v = 1 7 右 櫙 必 通 債 4 ~ 1 V 要 知 務 N) 利 手 1 J. 規 7 7 方 理 1 效 1 履 定 面 曲 證 1 2 + カ 行 7 = = 信 7 明 ~ ア セ 於 - 因 用 設 7 サ セ 7 7 4 V 簡 N y ~ -6 テ 債 = + N = " 始 = 4 務 , V V 手モ 權 * ス別形ノ利ハト者ナ債メタ

主 嶷 屬 法 サ務 法 别 形 7 係 ト 規 法 規 191 n 7 2 1 IV 定 採 則 7 用 モ / F =/ = V 1 9 7 形 A = サ V 7 U. L n * n X 因 縷 瑞 7 7 n ラサル -支 西 , 則 述 + 立 + 配ス 債 者 " モ 務 V x N 7 如 1 法 混 ~ 7 " 1 Æ 1 1 1 之 如 佛 特 V = Ť + + 别 7 之ハル商 適 誤 1 7 傾 信 規 ヲ特 所 即 用 法 採向 7 定 除 ニアノ用 ス ス ナ へ カ ナキ手ル 如 ₹ y タ形リ上 + y Æ * ナ # y y E ラ 獨 . .. n v , 7 雞 我 , 逸 後 手 手 現 債 手 7 æ 然 - 形 手行務 y 形 陳 形 法 1 形商二法 N 例法 7 系 / 别 法ノミ Ŀ 手 及 N = **d**n 1 H 1 ٤ 形 代 = 關 如 滴 獨 7 =/ 關 定 規 理 係 手 7 , 定セサ ^ 形 常一 規 4 定又

とは、大きの間では、

則

7

ス

緒

育

ルニ先チラ

倘

ノニ

温

付

簡

單ナ

説明ヲ

為サ

こ

ノ方式及と手形行為ニ因リラ生スル關係ヲ支配スル特別規 要領

將夕 法理 即チ ナ かか ノ學説 1 學説ノ概 ノ性 畧 質ハ 如何例 へハ契約ニ因ルモ ノナ

手 革

宗 7 以 視 起源 £ 七 7 ラ 之 1 财 1 n 7 產 ル人民 說 產 猶 = 源 1 - 移 太人 阴 付 7 開シ 轉ヲ 7 テ 手 ニシテ其現住國ョリ追放セラレ , ~ 思想ニ因ルモノトン此點ニ係ル説ヲロ 為シ シテ他國ニ移住スルコト 種 何 形 ルノ效用ヲ タルコト 時 1 二條 說 = 逸帝派ト 7 v 地 ル説ヲ區別 發見ス 即チ手 1 於 法王派 Æ セリ蓝シ 直 ラ 形ノ 接 N 何 シ三説 == 人 = 手形 至 起 困 カ 源ナ 難ナ 猶 y タル 太 + 1 A 1 ス佛 法 y N 例 为為 八歐洲 理 h ニラシ 國人 叉 = 關 伊 × 手 カラス 1 係 太 = 利 形 セ 7 7 = サ 七 使 共 , y 說 用 時 其 互 說 二般入 = 2

古伊 足 第 + 太 n 七 -手 世 期 形 = 紀 7 1 1 10 發 , 手 1 商 形 達 7 ٨ 以 發 手 明 7 發 y 達 世 , 主 V 紀 = 1 * 王派 以 7 7 說 华 來 使用 方法 業上 7 + 明 七 ラ x 世 = 使用 始 =/ 紀 = , 第 25 Ξ 便 スル 前 3 期 ŋ 华 宜 至 上 -6 7 爾 其 使用 1 後 N 經 平 追 + 現 7 過 N 1 7 7 7 Ξ 至 時 7 信 =/ ナ マニテ期 二分 9 7 7

取 一期 V ラ = 槪 テ 商 V 途愈、發達 テ 全 權二屬 1 商 商 人 V 唯 V ~ 兩 當 殆 為 替 時 7 1 × 之ヲ 之 用 , 使用 1 伊 使用シ 國 與 ナラ 手形 ラサ 7 7 工於 主 錢 1 1 4 力 n 7 1 行 1 V

其主義ラ 進メ所謂信用證券ト * ゥ 7 為り -, = 商人 間 リ第三期ニ 1 1 + ラ ス -ラ 般 ~ 手 = 使 形 用

_ 之ヲ ノ金銭 ラ之ヲ 替ヲ 代 × 7 含 7 7 實行 2 受取 而シ ۲ 有 兩 看 替 2 ラ ルコトヲ得 通貨 シ乙地二於ラ依頼 1 = 需用者二交付 甲地ノ兩替屋 = ルコト , ナ 金錢 7 7 " 價 * セシ ~ ١ 甲乙地 現金 ヲ要シ之カ 授受 7 × 交 サル 兩 v 1 ~ 間 人 替 乙地 其 テ之 ~ ナ = = 1 交付 9 於 如 力 爲 7 7 = 1 テ 7 ラ 在 實 v * 1 甲 ッ ス ス ラ 地 故 此 ^ ~ ス *金 = = 書 於此 面 支 店 錢 書 = 7 店 7 兩 依 1 面 又 7 恰 替 = y 25 ÷E 於乙 同 力 * 商 同 故 ノテ地 商 營 種 = 品 受ハニ業 1 兩 取 金 到 1 者 營 如 ル銭リニ 業 = 金支ラ宛者 手 1

立要 支拂 ナ ラ 素二 期 2 ~ ナ 3 V サ F 手 别 T 1 期日 替 1 地 爲 .01 N 距 手 3 形质宛 1 違 æ 粉 近

3 7 ル支拂期日ハ要素ニ非 國兩替 , 三 耳. シムルカ E ヲ爲ス方法トシラモ亦之ヲ使用 盛二行 クハ同 證 受取人ア 5/ 力此 市場二於ラ最モ多ク行ハレ單二兩 **券** 商人 做二其遠近二從ヒ支拂期日ヲ異ニスヘキコ " 業 現行法 者 1 A ショ = 1 啻 N 發 約 時 = 伊 トハ現今ノ 束 二於ケル サリシコトハ著ク異ナ v 2 國 = タルモ テ 1 = 手 7 ナ 諸人 手形ト異ナルコトナ 形 ラス歐洲 商 1 1 業 如キ ノ全 謂 1 フヘシ 兩替 要件ヲ 中商 權 依頼二 ~ 業 此時代ノ ナリ而 為メ 繁盛 具 1 ヘサ 應シ 伊 ク隔地 手 ナラス 當時手 N V カナ 此等 ニハ悉ク 市 間一 ŀ 1 商人間相 モ手 ハ盛ニ 商 ラ出手支人形 人 特一 支 所 ,

商法手形 緒言

.

手形受 = 權利 7 認 * 7 取 襄 實 人 書 行 1 振 移 t 異 Ш 如キ 韓 ナ V (2) N , * 間內 A + 受 V 取 Ħ. ハレ 7 1 人 त्ता 1 履行ス サ 以 雖 (3) il. 為 y ラ == y 支挑 1 少クモー回其権利ヲ行 11 慣 = 2 時 A 習 - 存 ft (4) 源 呈 = 於 示 セ V の事實上他 シテモ手 人 5 ル便宜 7 要セシ 1 ナ y = 人ニ債権 叉手 供 ナ V 9 H 其受 V 形 人蓋 * ラ短 > = ヲシ取形 * V 移轉 人式 之ヲ 支 y 拂 スシ 現 四 , 今 人 引 N 7

= 關 E 2 = N × 111 7 7 手 告 y ~ 2 + 形 * 未 規 7 六世紀 = 則十 過 + 1 * y 紀 + = 行 n = 於 ~ ~ ラ「バ ノテ 國ノ「ジ ルヘキ手 ハ十三世紀ニラ 4 N ス 形 ローヌ市會 法ナ 市一行 * ム市 ロレンス」ニ ク唯或 ノ布 二於テ ハレ 國ノ一部 告 於テ セ 孙 兩 3 = 商 行 w = 手 人小

力 ラ ラ 其 7 1 今 ラ 其 得 利 勢 力 1 モ 行 t 益 v = 7 占 歸 主 V 7 * = テ 取 3 1. ス 形 支 扱 範 y NN V 法 拂 7 跑 此 = = テ 7 1 伊 1 = 1 1 Æ 如ク手形 7 方 因 擴 能 國 動 21 張ス 法 y 発レス為替 人ナリシ 部殊 ハサ 7 是マラ 其 1 專 ルニ至 V 地 ラ = 伊國人 モータ 主 手 海 從 V E V セ ノ掌 t , 沿 ラ 手 7 1 取 B 岸 佛 沿 即 7 時 裡 米 扱 = 於 一。利 = = 3 ス 在 m テ 商 大 y 1 V ブ 業 t 7 £ 界 = n テタ 商 國 權 N 時至方一ル業人力ャ 1

-

且 ス 7 " テ ハージ = 用 7 V 7 手 形 = 4 ラ 增 亦 ゥ 法 m 同 振 其 15 7 v t 出 V ン。及 2 史 義 4 1 谷 N 支 3 裏 4 = IV 務 所 カ 依 コヲ書 。简 3 3 ١ 有 v = 人 办 y 15 明 依 1 * Æ 手 ス = ろう + 力 n y 亦 形 t 習 六 ナ カ ラ 受 各 如 世 N 故 - 取 2 21 V + ~ = 手 ラ 法 1 V 裏 形 y 7 行 律 後盖 審 所 半・シ ハ 持 V 大 權 + H 3 家 裹 手 人 = 者 5 人 2 在 カ 書 形 = 意 7 ス 7 支 定 N 制 1 = 第 記 テモ度 拂 流 4 名 法 通 1 1 7 n 形 者 為 1 佛 7 = 7 受 如 スト 券 關 國 容 權 手 取 シ人易 ョ 隨 , 係 者 形 1 ヲ使ニ 當ノ ナト 意ラ

規定 シ 巴里 制 有 度 府 法 效 拘 7 7 商 ナ 律 宣 4 會 7 千 n 所 × 1 7 5 初 1 = Æ N 百 意 於 7 無 見 N = 八フ Ŀ 1 + = 7 = y 容 之 其 至 ナ 年 國 v = N ノ「ラ y 服 旨 1 裏 半 1 = 音 ヲ紀 蓉 セ 大 1 ナ ス 認 ラ ブ 7 度 _ V 終 × 7 チー ョモ ス 7 X 六 襄 y E = ラ 干 × 百 書 手 判 六 7 七 讓 形 百 y + 渡 法 五 此 Ξ 7 1 + 時 年 T 行 四 1 + 年 2 名 = 1 竟 證 1 在 ァ 1 y 商 = 4 7 法 襄 如 二 書 7 於ハナ デ 律 效 Ŀ テ法 z N ッ ナ 裏の律シル NX

ナ V 左 テ モ 度 手 1 " 形 如 ナ唯 シノル手 效ヲ形 以 用 1 ヲ ラ 流 ₹ テ形 7 完 法 容 全ノ 易 沿ナ ナ ラ革ラ v L V 最 * NE A * ナ Æ ラ 7 1 其

8一為替手形支拂ノ引受ハ手形ノ文面上ニ之ヲ記載スルコト必要ナル事項アリ即チ左ノ如シ

商法手形 精

=

第二。手形 三、手 資金 金即チ ハ手 支 ハ手形 1 51 債務ノ成 立 ニ關係ナ z

效力 此 人 1 7 = 三事 V = 引 有 其 流通 =/ 7 概 受 對 + 第 有 1 要 項 V 1 ヲ證 受 7 直 必 Ξ セ 手 容 接 者 サ 具 ス 形 n = 手 ナ 11 2 易 N 明 權 形 寫 權 七 其 ナ 7 面 ラ 知 = = w 之 至リ 7 4 證 話 ^ ~ 行 ヲ 裏 = ス 至 手 書 ^ ~ 1 明 * 效 形 V + 何 ス 之 力 支 N y 反 ^ Æ 1 v 7 7 ナ 1 ナ 3 $(\underline{-})$ 生 行 ナ 給 次 7 y ス ハ 便 П 受 サ = 1 ~ 履 手 宜 カ 力 7 N ス 頭 テ 並 反 行 形 7 ラ N 1 有 1 1 サ 引 サ 對 7 ス D. + v + ラ 金 N 1 1 ŀ 力 ナ 手 各 v Æ 故 手 y 7 形 之 ナ 1 謂 = , 要件 7 ~ 手 (三) 抗辯 形 反 持 ナ + 1 A V y 1 信 Æ 1 ラ 1 1 用 引 支 分 效 7 挪 7 t 受 即 カ

ノナキコトヲ 由リラ譲受クルモ手形所持人ハ滿期日ニ於 理由トシテ支拂人ヨリ支拂ヲ拒マ テ貧 ルル 金ノ交付 ノ恐 义 ナキ 1 之二 相 當 2 N

是二山 八盖 ~ * € 第三 7 手 期 形 以 資 後 金 21 = 形ノ裏 皆手 7 = 及 屬 Ł 形 ス ス 手 1 引 + 形 受 代 理 テ 完全 1 金 會 手 1 V 關 形 係 面 2 效力 = 是ヲ カ 手 於 以习 形 7 自之 テ得 7 第 體 日 為 + 9 3 七 世ン 分 = 離 1 紀 7 , t ラ要 終 右 y = VZ

金八手形 第二 リ分 期即チ € , 要件 タリ 主 1 V テ V # 國主 リーラ 1 1 行 プ v + × n ら 時 手 代 形 = 法 於 ハラ 手手 資 形 資金 金 , 關係 及 ٤ 手 7 手 形 形代

第三期 使用 ノ範 三至 1 圍 大二 ルニ 第二期ノ 擴張セラレ t 所 謂獨逸主 終リニ 唯商人 於ラハ佛國 義 間 行 , > = v ナ 手 商 ラス 形 法 ~ 一般二行 1 純 主 然 義 A 1 N 共二有名 1 信 ルルニ 用 機 關 ナルボチ 至 1 v 爲 ŋ 手 形

法手形 緒言

=

ノ手形法 一シ第一期ニ於ケル兩替手形ノ 一二於ラ 全ク之ヲ 替手 法主義ハライ 形ハ場所ラ異 排除 v 思想 7 プチー 1 ス 别 殘 存 ナル點ヲ摘示スレハ左ノ らノ手形法 v 者 , 1 N 間二於テ發スルコト Æ ノニシ ヲ除ク ラ現今新主 外殆下歐洲大 如シ ヲ要 義

第二、佛國法二於ラ ヲ以テ手形關係 ト異ナルコト ナ v ハ手形對價 雖モ セ 法理上 1 ナ 關係ヲ手 區別 y 勿 , 論實際 大ナ 形 = 上= 記 N Æ 載 於ラ ス r N 1 3 其取 1 ヲ必要ト 扱殆 1 獨逸主 * 逸主義保

法制沿 アイチルト氏ニシテ氏 以上ハ佛國主義ノ特殊 第三佛國法二於ラハ畧 ニ手形ハ 其著手形法論」ニ於ラ 革上一大激變ヲ生ス 商人力發 ナル 式ノ ハ多年ノ ス 所ナリ 書即チ V リ盖シ ス 白 驗 然ルニー干 7 地裏書ラ 依リ手 此刷 = 公ニシ 新 形 止七 = 八百三十 法 與 × リテカ 理ヲ y y 氏 1 豣 難ヲ 主張 究 7 y = 7 歪 ---V 千八百 N " ij N 茶 テ干 小要 遜人

Ξ

形

7 千八百 四十 タル 四 + 年ノ發布ニ係 奮説ヲ 七年二 排斥 至り氏ハ ル獨逸現行手形 * 索遜手形法 效力ノ 著 法ヲ V

主 古來 力放二既二述ヘタル歐 兩主義ノ折衷ニ ニ於テ 國手形 記錄二乏中 大坂ニ於ラ 八殆 成リ 1 = ト之ヲ逃 沿革ヲ述 兩替手形 × ナ 洲 N ラ ノ手形 ス カ 7 7 1 我 盛 N = 國 = 1 順 舊手 行 價值 序 沿革ハ探ラ v 7 1 改正商 レヲリタ見トリサ雖 形 法八

7 埃及巴西共 手形法 和國アルジャンテース「墨哥倫比等ノ諸國之ヲ採用セ 主 シラ 義二二アリ其一ハ第二期二於ケル佛法主義ニシ 関西前、者、土「リコクサ ンブルグ等ノ諸國歐洲

譲ルノ 絶然タル クニ派儼然 逸主 其他スカ 傾向ア 佛國商 7 百 二年 テ = 法 発レ ナ 法主義 之ヲ 主要 ご諸國 對 英 シモ 改正 # 攻 ナ v N 用 手 一千 ナ 行 1 セリ N = 法 , 於 法 y 立 = -八 7 律 法 ^ = = 百 1 ~ 1 及 比 例 八 1 2 獨 ス 18 逸主 全然 我改 Æ 逸 一年 = V 義ヲ 佛法 正商 法主義 法 ラ之ニ 立 1 1 法 其 主義 改 採 7 主 Œ 用 採 1 據ル故ニ F 商 t 用 共 法 n 漸退 最ナ 7 異 V 如 匈 A + N ルモ 及 白 手 H = ۲ 耳 部 テ 主 + 分 キ 二 カ 於 國 逸 返 ス 商 , 主 此 = 西 + 法 如 太如ラ 義ノ 債 力

左 之ヲ 略 說

僓 之ヲ クラ 說 形 V = 至 y V = タリ 立 7 7 チ ス 手 + 受 受 ~ 之 取 2 7 額 其 Æ 人 1 1 約 契 U 1 力 取 ラ 約 ラ = ナ 人 力 相 y 履 v = ナ 力 手 違 ^ ŧ 甲 交換 7 ナ = ス 生 y Æ ~ ~ ス 契 然 A == V 約 1 = ス v 7 ナ ナ 因 , リト 故 7 付 金 y Æ ス = 手 + 7 1 形七 盖ル

手形 緒首

= ス 沧 事 定 此 立 ~ 無 當 + 者 名 ナラ 契 , 說 手 V 約 間二 金錢 = 金 契 A 意 必ス で有、支 據 サ 1 N ナ 對 合 y 豫 义 V + n 弱 價 意 1 拂 1 定 ^ 1 y 7 7 云 2 手 受 實 + 肤 7 * 當 形 7 取 行 = 期 = n 行 47 對 3/ 支拂 成 爲 非 ラ 在 時 價 V 7 シラ 立 及 7 1 契 サ N y 當事 -受取 約 方 V 1 故 N 塢所 其 3 ٨ 塢 = 法 1 乙地二 者 所 所 9 合 1 = 意二 叉 及 = 手 / 謂 一方多 手 E 手 者 於 續ヲ 其手 形 因 形 7 一定 テ Ŀ £ 受 1 寫 取 證 N 7 振 1 人 直 受 又 出 務 仓 チ ~ * 務 2 叉 額 41 人 = 7 B 1 手 7 其 力 成 7 7 支 相 31. 以 7 形 指 7 = 3 ス t 定 y 1 受 1 2 方 通 ス 手 取 2 3 × ·E 買 Щ 盖 形 受 其 者 + 71 N 物 取 + 支 y 7 12 = = 金 拂 ト對人トルモ 出 4

形 天 手 立 形 證 支排 71 7 然 1 存 債 t + ナ 結 否 = カ ~ 契 71 ^ カ テ = ラ 7 7 手 m ラ 1 訟二 合 權 2 テ此 意 利 生 出 出 價 = 於ラハ 大 7 人 7 V 7 成 = 立. 立 = 對ナ 之 勝訴 1 7 , 2 7 n 1 者 理 認 ŋ 4 7 遠 = 生セサ ラト n n ラ ヲ以得上 之ヲ > 求 說 V n 7 n · 19] 7 際二 ハ手 スルトキ 為ス 危險 サ 1 對價ノ ハ多言ヲ待タスシテ知 還 = n サ 請 場合 形 X 7 必 7 求 7 2 支焼アセ ハ常ニ , 然 對 得 7 主 = ナ 免レ 手 張 於 , 1 價 + " ~ 給 ラ 手 抗 n 形 結 7 2 其生 ル者 サル 9 + 若 付 7 A N , + 以 V ~ 債 7 1 7 テ此 v N 手 不 力 = ... 故二 x 1 履 y N 3 1 147 說 對 ス行 1 7 替 履 2 7 其 源 ヲ得低手行 9 +

緒言

•

及 形 人形 形 面 償 * = 以 = 債 受 = 支 務 ラ 之 交 取 7 21 ス 7 付 7 人 7 害 及 ス 面 契 載 + 意 サ 價 及 N 手 ٢ 9 手 ラ = 形 + チ 立 1 形 手 金 M. Ŀ 支 Ш ナ 7 拂 手 立 1 1 法 トナ 形 七 受 V 償シ 時 ラ 務 4 其 ハル。係 t = 手 ŋ 振 成 = * I. v A + 意 任 出 ス 書 71 t = 意 + 人 v 手 ラ ... -合 シ作 手 頗 ナ 約 7 7 n 9 7 便 9 シ Jt. 1 成 2 故ル シ其 金 宜 要 Æ = Z 領 前 振 岩 + = 額 1 ハ粉シナヲ約出シ振 7 -11 = 3 問ヲラリ受ハ人手出手面

U ス 價 n y 要 = 7 走 形 交 2 人 書 = 形 面 1 3-7 N 上契 為 サ 取 7 7 1 ナ 7 ス 對 手 1 テ 自 價 手 然 不 y 形 1 履 其 21 叉 價 結 行 他 n 13 7 務 果 J. 買 1 = 抗 者 ヲ特 湿 負 外 = 1 = 行 擔ナヲ 及 意 * B. ノハラ為 F 為或 思 スス サ A 手 * " 題 t I: = N 合 = ナ 貨 カ Æ 於 借 作 7 成 t Ŀ 出 ナ ルラ 1 1 ス y 7 ---債 原 盖 7 ~ 大 粉 因 V 7 成 サ立

阳法手形 绪言

支拂 v 發凡 1 N Ł 取 其 行 7 N 7 ~ 幣 N 力 カ 力 = 信 如ク -用 法ナル 定 叉 7 ヲ有 , 私 察 王國 7 ~ 時 力 v 行 期 2 ノカ 9 N ス 1 = 7 人 免 * = 支 换 1 ラ N 7 劵 相 ~ ヲ行 7 違 受 Æ ス 硬 八紙幣又八 手 形)ト 望ヲ 1 + = 之ヲ 行免 +++ 賣 7 流 7 九 V * 7 人タラへ 通 世券

7 然 7 手形 示 7 -此信 交換 接 有 商 * 生 4 7 而 7 人 取 間 手 V V ナク = 僨 , 此 1 手 = Æ 7 ナ 之二 關係二 債權 手 形ヲ生セ 7 21 1 方 1 近 其 說 世 前 讓 ラ 1 行 因 受 23 1 , サ 受 形 ナ 手 , ラス 7 相 7 7 及 公 金 容 形 n V N Ł = = 4 共 7 7 7 7 = 1 1 手 ス 所 N 形 N 人 幣 ナ 者 Æ = क्र ħ 思 支 叉 Ħ 獨 7 表 ナ 言 各 1 權 テ 免 契 所 ス ス持 换 規 7 V 手 v 約 定 劵 1 = 1 人 云 近 因 7 9 1 1 V 世 y 7 獨 立 1 9 規 7 手手 定 + 7 , 人 所 意 形形ヲル如 持 謂 45 言 思 1 1 唯 法債要債クス

7 -7 前 認 者 1 ス = ナ 對 N 明 三至 ス , N 7 手 形 云 債 近 云 務 世 者 手 係 1 抗 形 = 力 法 辯 因 V 事 = 1 影響 曲 於 其 所 ラハ 所 持 ナ = 7 持 ٨ レハ手 曲 ハス其前所 リテ 前 受 人 述 1 1 1 N 債 形 4 如 æ 權 ラル ク手 1 ŀ 其 人 ルコ 形 謂 前 , 所小

ナ 1 = 氏 7 氏 B 本 1 1 ノモ ラ ナ 質 說 思 想ハ = * 行 加 於 亦 之手 ラ交換 未タ 近世手形 免 換 V 7 形 完全 1 定 媒 ナ 法 介 理 _ 大 稱 革 多 + ス 新 允 用 1 1 發 動 3 行 供 ŧ 7 7 7 n 與 1 ス 7 2 實 成 7

7

ルヘカラス

Ξ 7 7 N 償 手 務形 者ノ ハ振 引出 受 人 7 ナ 1 * 謂 ~ 支 + n ~ 力 V ラ ラ ス 其 然 n 出 = 人為於 - 替 4 非手ル

原 ナ 因 * 問 說 7 1 7 モ 説 191 = コ 疑 氏リズ 谷 及 1 7 义 1 ナ ス 手 人 + 1 サ 證 形 1 1 云 n 書 手 說 近 9 7 ナ A 能 形明、法债手理 ラ 7 n 世 力 即 手 ノチ 白 岩 楹 形 用形 7 ハ債如手ヲ法 ナ 小獨務 形 完 理 + 於 僞 立 小 手 所 9 1 9 造 ナ手形持 ス進 誤 N 秘 リ形ア人ル歩 造 前 £ 1 VA 7 7 1 所各ハ單 - 寫 持 所 即 二於 ヲ抗 + 以 チ權テシ 人持 ノ人手利 至 = 制 權 工 形 7 大 照 利對債有 1 N 7 ヲ シ粉ス 承 テアル 力 1 = 1 NN Æ 9 2

院法手形 緒言

法 形 7 形 也 * 7 成 作 成 作 V ス 成 JE 战 Tr. ₹ 1 1 其 思 交 7 -手 Z 付 以 定 = -1 形 テノ F = カ 受方 " 7 Æ 第 HX 手 式 -Ξ 形 7 亦 今 健 二 必 者 愆 Щ 說 = = 移 之 要 思 人 Æ 1 理 リテモ 迹ヲ 1 7 1 1 1 大 其 成 交 2 -要 = Ell T 致 受 ヲ示 付 = 7 + ア取 革 振 必 n サ 1 IV 出 = 1 V = ナ 1 因 + Ħ. 1 思 非 y - 1 y 間 2 = ~ h テ法テニ 切 *

ラスシテ受取人以後ノ所持 於ラモ尚ホ手形債務ヲ成立スル理 最モ 人ト振出人トノ Ш 關係 如 人 何 1 即 受 1 + 值 = ٨ 接 在 y 1 1 關 係ヲ Ħ 有 to. サ

ヲ説 至難ナ + ルニ在リ 1 = 於 此 チ > 動 如 = [u] 付キ學者ノ説 エッテ 意思 1 明 スル所 致 7 區區 y + ナル 云 7

地 成 位 立 9 所 持 立 = 2 手 + 1 1 n ナ 於ラ フニ + Ell + チ 桐時 者 Æ 手 = **振出** = 形 紹 受 9 取出人人 振ノ 介 Щ 受 * 人を人 襄 八手形 1 受取 書 護 亦 1 其 襄 受人 = 記 债 書 務 7 ħ 載 者為タス 共 間 V 手 × = n = 形 成立シ振出 n 総ラ 當リ ヲ受取 = 1 7 7 自 N 意 紹 己ヲ 二因 思り 介 ŀ v 裏 受取 y ラ契 間ノ 書 務 オタルの最悪受人 人 以外

V. 2 7 說 2 取 以 人 ナ 後 1 E 振 1 11 所 ٨ 受 人取 + 人) A n ハ 間 ~ 唯 = 於 + 自 者 占 4 , N 1 為 手 為 メノ × 形 == 契 Æ 3 約 二債 亦 1 同 手 形 _ , 者 1 承 8 授 N = 7 y 承諾 3 7 成 n

出 ٨ , = 手 形 契約 力 成 立 ス N =

于形籍

=

方 受 取 人 力 其 後 介 1 未 = 依 定 y 債權 振 出 者 人 , 為 = * z N 成 權立

Ŀ 為 = 說 同 受 受 取 1 =/ 時 取 申 人 A ス 手 = N 込 n n 形 1 = 1 說 + Æ 込 直 1 因 受 否 1 振 1 7 接 取 汉 大 1 Щ + 寫 1 テ 人 7 7 = N = * 契 及 未 手 ナ 拘 之約 K カ 1 形 Ł 手 7 y ラ 其 1 1 後 ス 因 為 = 形 權 = 振 手 = y ス 利 出 形ヲ 附 契 = 人 着 1 約 = ŀ 取 2 契 7 成 A ラ 7 約 立 2 72 ス テ = 7 3 申 ス 7 7 成 4 n 込 n 後 7 Æ ス = 7 t ラ 1 y , 受 振 ₹ 債 1 取 × 出 權 者 N 1 1 サ J. Æ ラ + = カ ŧ 7 ラ 手 ラ 有 形 ス 初 出 ノ者 益 手 1 振 人 = 授 ナ 1 出 手 形 -受承 電形債ス 1

合 手 7 手 ナ 約 位 採 塢 y = 7 7 n 粉 合 論 1 交 7 勘 ナ 效 付 成 y 力 Æ 1 力 2 立 盖 手 間 9 1 n = 發 - 形 t ス V 於シ 手 生 = 1 1 因 效 ラ 4 雞 形 1 力 手 Æ n = 1 形 モ 1 手 前 版 1 手 形 約 契 TL カ 務 約 - 俊 + 形 1 A 務 y 作 -ナ 付 關 方 者 + 成 = 12 7 行 過 = 1 = 1 > 點 為 + 手 TI. 1 前 = 7 1 サ 形 = 因 手 至 生 1 = N 形 y 云形 於 者 式 1 方 y ス 7 7 債 1 行 ラ テ 1 1 占 為 成 = 之 成 ~ 粉 在 立 7 7 有 立 說 y 發 作 ス X = 然 生 成 定 云 y + 也 t t 7 V V 行 期 7 = 成 成致獨非約二立意 ナ

V 手 = 形 ナ 定 人 = 变 付 在 7 2 = 7 手 形 饋 7 發 4

人乙 n 說 之ヲ 取 得 セサル ハ手 形 Ŀ 3 7 求 手 3 形 B V 9 t ス手形上 存 JI. 2 + Æ

商法手形 緒日

=

生 他

第三 7 Ξ 遗 1 者 1 • A = 1 3 7 叉 3 ... 7 x t 其 N 要 保 U 3 手 上 1F ^ V ^ 手 1 意 25 務 E 形 n 振 = 記 € III 僨 權 , ス 手 7 ~ カ B 完全二 窃 取 7 1 發 t 實行 ラ 行 方 V V v * 38 7 7 N 籍 何內

7 7 要 價 ス V ス A 共 N 手 發 八人 形 行 振 D 出手 ~ 前 效力 人 形 = 於ラ 力 7 之作 ナ ~ 7 成 其 ħ 3 效力ナ 成夕 如 VN V 交 1 2 付 3 例 3 = N 7 1 1 ~ **盗難、紛** 意思 × 7 發 以 失 生 等 サ ス 之 ルラモ = 9 發 , ラ 行 =

行為 行 說 7 1 八沿 **誕** 僨 革上ノ理由ニ飲り 粉 困難ナルハ左 ハ契約ニ因リ 所ア 1 7 點 = 立 在 スルモノ 前 n = 手形ノ沿 , 1 ナリ 如 革 7 1 7 百 =

#

¥

4 Ш 償 N 人 粉 人 1 受 U 取 + 叉 合 7 觀察 7 手 立 -7 手 形 n N モ 形 即步 1 金額 手 形 發 1 振出 生 同 支 + 說 拂 ス 叨 -手 人 N カ 1 カ手形 4 放 特 N 形 期 情 = 數 H 勘 1 孤 支 = 力 ヲ 拂 7 反 9 容 振 7 振 ス 1 Z Щ N = 出 * 所 7 ラ コ 9 及 キア Ł 難キ観アリ アリ 支拂 方 行 為此 A 7 手 7 4 1

v 易 力 ラ * ~= 點 7 N = 拘 7 ス 今 H 益、盛 一流 1i

7 振 手 y 111 人 7 ナ 作 約 手 ~ 9 共契 形 作 = 約 成 1. = 義 因 N N y 契 ララ新 利 Kh * 形 チ 受 7 意 21 取 作思 所 調 人 成ノ 手 ル致 形 手 季 ヲ 形 成 成 承 立 話 義 + 少以 粉 *

因 タル 債務公法 1 何 二從七 規定二 民法 從 t 手 形ヲ 7 小商 法 Ŀ ス N , 因リ 1 粉ト 謂 成立 + 2

コハハ凡 Ħ. 7 ス 契約 ナ 權 = 2 = 7 者 Æ y 識ラ 契 粉 償 此 立 權 7 サ 2 ナ * = 者 × 7 1 定ノ立 7 債 合 債 務 = ラ 者 7 權 7 法例二依レハ契約説ヲ以ラハ到 通 者 7 y 叉 , 償 " 例 1 信 テ 其受取人以外ノ所持 頗ル事理 如 1 誰 契 N ス 權 ス何 7 * N 約 者 當事 N = = ~ 1 + 曲 於 成 h = ナレ 二反 考 y 承於 7 立 7 知 手 ス債 7 , 形 スルモノ 何人夕 1 ルコ 手 務 償 Ŀ 形 者 7 h 權 權 債 1 要 7 人下 者 利 誰 n 粉 ス + 力 1 要 者 3 1 底 7 手 t 成 N 7 力 立. 故 形 7 知 7 iv 7 知ラ 否實 7 1 = ^ = -> 流 1 全 債 2 V 通 際 疑 7 務 7 N + ルカ如キ + 1 之ト 者ノ 上之ヲ 者 = 法 71 因 律ラサ 於 於 間二 9 2 ~ 異ナ 常 鞭

0

手

形

振出人ト

振 n 害 Ш 以 毛 A 介 y 人 ナ 在 後 1 手 立 形 約 = 7 說 因 7 v 云 失 1 ラ 7 Ł B 次 ス 塘 受 乜 サ 其 = 占 存 = + 7 . 1 セ 有 1 V 4 者 7 1 カ y = 僞 ... × 説ハ ヲ爲シタル者ナ 債權 裏 ナ ナ 偽造裏 1 移 7 形受取 ナ ラ = v 也 此 3 5 1 = 2 カ 定 7 ~ w 力 + ^ Щ y ナ 意 = 2 盗 方 受 叉 ハ受 所 番 手 遺 後 ^ 行 V 取 A 失 說 僞 持 7 4 . 負取 等 - 造人 1 受 N 二依裏カフ人取 23

精

カ

引

7

支

セラ

カ

直

チ

2

引 文 受 上 テ 記 , = 介如 = N ラ スヘキモ * 何ナル説ヲ採用シタル 之ヲ 價値アル問題ナリ 論理ヲ其クコ ス Æ 7 引 明 1 ノニ非サルコ ラス 支拂 人二 受 示セス又法典 釋 力 七千試二 サレハ立 七 人力 7 八支排 故二 V 契約 1 手 ス 形 人 改 法 M 說 -ナ IF. 者 調 勿 ŧ ^ + 名 商 ~ 介 引 1 果 何 1 法 會 = ナ 7 7 V ナ V 7 V v = 受 ラ 力 テ 7 立 主 1 7 7 攻 所 法 ŧ 行 3 造 持 額 7 究 爲 ナ 1 說 1 全 7 理 採 2 人 務 = 部 用 P 引 曲 1 書 = 於 7 主 V = , 支 テ 7 ŧ 採 用 = 及 1 ·w 7 E 3 理 引 1 n 7 キ 手 研 以 百ル

7 1 商 以 定 法 7 如 考 容 v 1 規 易 然 レ如 9 定 = 新 1 1 1 ŀ 定 契 基 商 雖 約說 E 法 + 1 ス 是 叉 所 ~ 1 偽造、 V 旗 7 ナ U u Æ 單 7 變 ~ 學者間二 猫 ハ 造 V = 行 允 = 當關ナス サ 爲 於 캢 = 育 7 定タヲ百 U 7 俟 ノル為 ラ A - E ス大ツ 山 t ナ及 吾 1 E 軰 1 + 等 1 屬 謂 271 四 ス 法 百 N = 事ト文三 = 行 為項ョア十

以下手形ニ關スル商法ノ規定ニ付キ説明セントス

第一章 總 論

第一節 手形ノ區別

ス 1 V 盖シ手形債務ハ形 ラ 東手形ト 為替手形、約束手形、小 1 區別 ハ手 式二 切手 形 y 行 爲 7 , 三種 = 1 因 n. 1 战 Ĭ. 權 爲 2 利 ~ × + 性 N 質 " y ラ 7 之ヲ 形 定 # 求ナ

1

統論 手形ノ區別

支 支 事 ~ म 力 7 形 成 毛 = 關 ナ 1 1 保 ス 記 徵 關 以 係 = 立 ナ 3 1 5 存 於 1 ス 7 = 在 テ 識 在 貸 殆 + Æ = 1 委 借 1 為 ナ y 於 + 託 其 者 替 V ラ 其 他 1 7 例 = 手 茍 1 為 為 ナ 對 形 Æ 7 1 1 替 ス 債 # V 1 手 之 委 1 務 3 振 形 形 要 7 手 形 要 關 1 出 式 支 V 保 = ٨ = セ 1 v 末 7 V Ħ ス = テ テ 事 手 委 文 N 完 託 質 二御 ス = 振 形 出 全 Ŀ 爲 手 īfi 因 1 1 記 支 形 支 替 支 ٨ + V y. 戯 拂 二於 拂 拂 7 1 n 手 1 委 形 以 可 為 託 支 7 7 1 形 被 替 ヲ拂 委 £ V 委 = 7 式 託 F 手 爲 人 託 1 ~ 手 7 サ 形 候又 縱 形 ス 1 ス 令 y 式 9 支 7 1 IV £ 7 八御 其 2 ナ = ŀ 例 記 + 必 之 = + 2 y 1 ト於ハラ 載否但ス

7 為 ŧ 手 Ξ 7 支 拂 ス 1 手 委 託 形 7 7 要 作 成 ス N V テ カ 支 故 沸 二 , 其 必 委 然 託 7 1 結 爲 ス果 者 ŀ KD v チラ 振 手 出形 人一人

自 Æ 己 支 7 スシ 支拂 ŧ 人 别 7 叉 3 3 7 受取 者 1 塲 Kh 7 為ス + 支 t = 挪 7 人、最 ラ 隨 商 1 法一 振 初二 意 ナ Щ 手形上 於ラモ 人支拂 9 又新 ٨ 1 及 權 商法 利ヲ E 受 - 取 享 於 人有 7 -ス 各 n 振 别 者 出人サチ

右三人 記載 人二 發生 * 7 5 7 然 ラ 以 支 A V 1 Æ 2 於 前 H = 書 = 於 7 9 7 受 = 7 以 = 7 = 1 述 記 振 ラ 城 ~ 出 V V 2 1 事 X 人 ラ N 項 n = 手 及 時 生 7 Ł 件 形 其 始 ス 如 2 1 主 7 ラ w 裏 × 手 法 = 7 7 1 形 律 7 n 生 = 1 = 有 ス = 非 支 粉 N ス 7 N Æ 2 V 者 支 7 = ナ 1 拂 ナ = 償 過 2 於 手 y 人 湿 + 故 1 7 請 ス 形 1 支 浆 換 所 = 手へ 支 拂 形 35 7 言 持 義 拂 = 寫 A = 七 支 手、 ~ " 人 移 振 拂 形 3 手 カ " 所 形 出 引 人 債 受 持 ト 務 7 カ 人

務證 全ク ケル + -, = 如 7 1 所謂支拂 人 格間二於 1 委託ナ ラ成 n 立 -ス 1 實際二 7 包 含七 於 7 .2 æ 苑 手 Æ 形 單 面 純 ナ

形 總 論 手形ノ區別

=

シラ為替手形ニ於 即是安拂可申候人文言ヲ以ラ ヲ為スヘキ徴標ハ極メテ明白 シ松ニ 約束手形ノ振出 ラハ振出 ٨ 人 ~ ~ 主 支 A 1 債務者二 通例 振出人 義務 ナ 1 " シ決シテ他二支拂ヲ委 ハロラ支拂ラ 單二 v テ償巡義務者ニ非 償還義務ヲ負フ

第三者二一定 為替手形 モ支拂ノ 他人 V 為替手形 替手 7 支排 方法 力 ナ 形 ノ金額ヲ支拂 ノ所持人 シク其 一因リ 引受ヲ ハー見 1 y 何ト 引受ヲポ 振出 立二 支拂 為ス = 2 + 約 束 V L 手 ~ 7 = 1 為替手 主タ 形 自 = 己ヲ 手續ラ -Di N V 支排 錢 别 償 ハ支排 形 要ス 粉 1 ナ 7 者 振 51 7 出人 委託 7 , 力如 Æ V 2 21 7 自己ヲ支拂人 離 雖モニ者同一 **労ナルカ故** 者力之 ルカ故 = 振出 = 對 + ナ

ノ委託 委託ヲ 挪出 切手 規定 = 小 7 切 3 手 ス 1 N " 適用 金 = 切 務 於 1 ラ 7 シ(第 銀行 必ス 其 ス 五 成 務 w Ξ 立. カ V 非 叉 0 係 + Æ ス 商 7 + 共 v 人 第 時 且 他 ラ Ŧi. 4 三三 寄 振 力 11 1 7 頻 繁 ナ Щ 爲 託 安 切 = × 條、第五 全 人上 其他 ナ 手 y × Ħ ヲ要 而 信 保 ŋ 7 1 支拂 支 用 v + 1 三六 拂 t 7 7 方 法 サ 小 人 與 5 A 7 條第 切手 ラ A 1 フ = ルモ N モ其支 1 因 7 N スカ為ジ 場合 y 普通ノ 間 者ナ 金銭ヲ 7 II. 7 二八支排 其 = 1 為ス 三七條參 Æ ス 振出 於テ -7 場合 之 者カ 切 銀行 實 サ 7 際上 1 ^ N 引受二 二於 他 = ^ = 1 力 9 5 ラス 支 之ナ 金 = 1 鎹 Rh , 其

筒法手形 總論 手形/區別

74

5 V 支 宜 N ナ 差異 1 = 支排人 V 商法 所 = 所以ナリ舊商法ニが = ŀ ナ 於ラ 13 y = 此制限 7 得 7 サ 排 y 於 7 斥 ₹. ラ v æ 2 1 斯 支 行 リ(第五三〇條)是 拂 鳖 n 狹 人 人二非 隘ナ ハ必ス 規 行 v

Ŀ 9 U テ 手 於 5 N 三種 區 別ノ 概要ヲ 說 明 t 9 以下 其特 别 , 性

第二節 手形債務,特質

質 21 殿格 , 特 恰ナル規定ノ支配ヲW 特別ナル要點ハ峻嚴· ル要點ハ 殿ナ 7 ル規 定 1 = ナ依 1 + ナ 1 + 點 7 7 =

= 嚴 赭 言 ナ N **ラ**モ 形 式 = 力 如 + 7 手 " 形 償 立 書 面 = 7 ス、是 5 v : 其

債務 式二 = 7 = 規定ヲ 造 . ナ 名ヲ スル 手 手 5 定 ラ 成立 ス 署名 ~ = ス自 力 E スル 7 ス = 至 ス V ラ 7 出 = V 有 Æ 效 ナ + 造 日 = = 署名 務ヲ 手 サ N カ 自 思ヲ ス 振 7 ナ 2 出 = 表

Pu I

(第二六六條)而 載代 セ手得 ス A t 理 v ス カ A サ 4 力 手 本 n 1 n 2 形 手 記 定 為二 = 名ハ代書若クハ印刷 ハ手形ヲ成立セシムル效力ナ レハ此法律二依レハ自 昨年二月二十四日ノ法 於 ラハ代理 テ之ヲ振出 5 手 行 1 N 的 代 旣 -= カ 理 本 = 商行 知ラル 7 人 ハ手形行 サシ 手 ナ 示 1 為第 由 形 為メ L £ 依 n * N 明力 如ク 一有 寫 Æ 二六三條 = * 效力 代 當事 ナ 新 商法 y 理 ナ 得但 7 第 7 1 代 , N 者 理 四ナ 效 ケサ = = = v 記 シ偽造 ス 力 於 丹 * ~ 名 手 ラ リテ n n 7 サ 理 N 捺 旨 æ 生 1 形 ヲ防 25 N 人 = 印 之二 商 7 ス = 7 歪 7 行 目的 ^ = V 為 ラ 7 四三五 手形ヲ作 ナ 以テナリ」 理べ 旨ヲ記 t = 成 リ代

立 £ iv 行 ナ V v B 1 カ乙者 手 形 t 形 ナ 7 行 場 為 3 出 Z 商 ~ 1 人 合 V 7 者 手 7 = 振 テ 7 1 = 1 主 義 Æ V 之 信 Щ 之 行 張 務 他 手 受 = 用 人 7 形 為 ス ナ 1 手 取 7 手 消 形 振 = 出 ナ 手 形 關 = £ 係 7 A 7 僨 得 理 人 7 = 曲 務 N ス 1 1 9 行 + 塲 テ 盖 負 v 為 1 合 n V ファウョン 振二出於 及手 手 氏 何 手 -形 名 等 形 1 行取トカ人ラスニ各 7 1

bu

總 論 手形債務ノ特質

務 形 7 " 人 7 ニ對シ アルトキハ其 償還義務ヲ負擔 者ハ手 セサ 形所持人ニ對シ保證ニ ルヘカラス又右ノ協 因ル 合 手 = 形於

替 成 1 形 形 手 立 式 ナ 行 形 形 7 = 7 7 引 妨 " 欠 1 無 基 受 カ 7 人 7 適 記 ルコ 本 名 N 法 1 念 7 此 = 1 ハヲ得存 = 手 手 テ サ在形 必 形 手 スレ t Ŀ 振 然 = 出 無 ルハサ 1 1 ナル V 理 效 y タナ 成 7 y カ 務 20 立 故 N V ス 7 負場 1 ソハニ = 合 ナ 之 然 縱 7 V 7 分 3 = 於 以 支 1 2 チ ラ ラ 支 成 y 立 各 手. V 拂 立 7 v 手 形 1 何 ス 形 行 引 ŀ 人 Ŧî. N 為 受 ナ カ 債 コ 粉 行 v 引 = 受 1 " 受 獨 爲 1 並 7 7 稿 寫 立 ナ y V 1 合 V ラ 1 ス = 9 於 成 1 N N T 手 原 ŧ ラ ナ 1 + 手スス則引ハキル 写

完全 立 參 照) + 9 + 之二依 要 7 N 二手 9 ラ為シ 形行為ノ タル行為ニ 獨 立 1 ニ付き 間フで式

7 V 9 ŋ 手 7 三五 務 力 形 ス 存 債 チ 條第四 ^ スル 豁 ナ 原 1 成立 1 ナ " 以上 ナ 因 原因 N + 三七 方 V ハ其成 ナリ換 = 必要ト × トラ表示スルモノナリ法律 カラ 立ノ 立ス 言ス ス盖シ Ł リラ成立スト云フ規定ト相 者 務原因ニ遡り ニ流通スルコト 原因ヲ問ハスト 手 ^ レハ手形債務ハ法 手 形 手形債務ハ手形ノ形式 ノ作成二依リテ直チニ成立ス ニ至リタル 形 益以ラ手 支拂人 ラ 債務ノ 7 理由 ノ規定ハ前項 形上 上形式二 律ノ規 , 有 如何ヲ , 無ヲ 待チラ 定 7 爭 具 問 = = U 7 於ラ減 2 ~ 7 ル手 2 t V ヘカ 7 N 7 直 × * 7

間法手形 逸論 手形債務ノ特質

4

有シ支拂ヲ承 シカ手形 タル者ナリャ * 又受 v , ニ手形ノ A ナ 義務 盖❖ 舊商法 債務 " 理當然ナ 7 ^ , 特 15 7

五二七條第二項)手形上ノ ラ其著シキヲ見ルヘシ手形債務者 峻殿ナ コト(第四六四條)呈示期間ヲ 規定上 ハ他ノ ノナラサルヘカラス例へハ手 = 特二定メタルモ 手續ニ欠缺ア 一般法律 八手形債務者力手形 行為二於ケ ノ又ハ カオ ルモ 形 × 形 務 1 Ŀ 者 1 ラ = 形式力具 者ョ 1 1 ト(第四六 同 y シカ 7 備 サル 其 對

スカ如キハ法律ノ規定ニ依ルモノナリ第四四〇條第四六七條第二項第四七二 條第二項第四八二條第二項第四八七條第二項第四八八條第四九〇條第二項第 五〇〇條第一項第五〇五條第五〇八條第三項第五二一條第二項第五二八條第

二項第五三三條第二項參照

次二直接ノ抗辯ト 强暴者以外 惡意ノ 者ナル = } 手形所持人ナル 債務 ヲ以ラ抗辯ノ事由ト為ス協合又ハ詐欺强暴ニ因リラ手 如シ 者八詐欺强暴者二對 ハ例へ ハ手形 カ之ヲ 7 1 取得シタルトキハ之二對シラハ復タ v 其手形カ帳轉シラ善意ノ取得者ニ + ノ債務者力訴ヲ受ケタ 偽造、變造ノ手形ナルコトヲ知リラ シテノミ之ヲ以ラ抗辯ノ事 ル協合二於ラ 醋 V 又八詐欺 形ヲ作成 将スコ 護受ケク 事由ヲ對 1

抗スル = 務ハ峻殿ナル法 サル ノ所持人カ完全二其權利ヲ保全 フ者モ亦峻殿ナル規定ノ下ニ 則二從フコト右ニ 説明シ 在リラ其權利ヲ行使セサルへ スルニハ湖切口又ハ 力如 クナル +

商法手形總論 手形债務/特質、

四

其後二日 7 シ(第四八 以テ之ニ 成價證請求 支排ナカリシト 證書 期間内ニ償還ノ通 七條 二支拂拒絕證書ヲ作ラシ 作成ノ翌日 代 フル 1 第二項第四 通 = 知 + 1 い殿格ナル要式證書 7 如牛 ラニ償還請求ノ通知ヲ 得サ 八 知ヲ發ス ヘ手形上 八條第 ルナ y ルニ非 二項第四九〇條第二項而シテ此 メ且ツ償還ヲ為サシメント 1 權 サ 利ヲ保全スルニ必要ニシ ニ依リテ文排ナカリ レハ権利ヲ喪失ス 發スルコトヲ要ス ル結果ヲ生 ショト ラ他ノ 拒 絕證 如シ 7 證 審 ス 明

手 形 上, 依ル サ 必 合ア ナッ = ス 權 モ之ヲ失フ 1 V 書 殊二 ハ之ヲ 一一 第 行フコト 四 リテ生ス 百 ノニ 八十三條第 形上ノ權 タルモ 7 1 2 1 雖 若 ナ 四百九十五條ニ於ラ朋カニヲ行使スルニ其手形ヲ要ス = y 檀利喪失ノ 2 手形價 1 結果ト 權者 粘 カ之ヲ失ガ 果ヲ來スコ 1

形ヲ喪失スルニ 因り必スシモ之ヲ喪失スルニ非サレトモ子

ラ 7 Æ 其目 ス之ヲ 過失ナク 示 n = ス V 效果ヲ生 ラ手 1 v 五. = 方 ラ 形 + ナ 3 7 リ(第 1 7 7 = 5 t ルモ n V 一條)盖 ^ 8 タ之ヲ 保護 ナ モ ル者アリテ 1 リ(第四四一條第二八 謂 フヘカ 1 途ナキ 取戾 手 手 ラス 其權利ヲ 7 スニ由ナク終ニ = 紛 力 非ス 何 失 1 V ト難モ ラ其所 v ナ 使ス 7 公公 條 善 然 在 其 意對

力如 1 メラ 因ル債権ニ比スレハ短期間ニ於テ時 規定ニ依レハ 流通上此規 峻殿ナル規 定ヲ 手 融和 形價 定二依リ 権ノ時 スル特 別規 2 定ヲ 8 = 2 n

商法 手形總論 手形債料/特質

停止不可抗力二因ル時效期間ノ延長等ノ如キハ民 為メニ外ナラス右ノ外手形時效ノ效力手形義 エ於テハ別ニ之ヲ規定セス(第四四三條第一條民法第一四四條乃至第一六一條 算シテ六箇月 算シテ六億月 フヘキ ヲ經過スルト " と償還請求權二付半其期間ヲ同一ニシ總ラ三年トセリ新商法二於ラハ之 即步所持人力其前者二對又心償還請求權八支拂拒絕證書作成八日 法第一二三條) , トス斯ク時效ヲ短縮シタル理由ハ手形ノ流通ヲ容易ナラシムル 襄 位二依リラ其起算點ヲ異ニスト雖モ時效ノ キハ消滅スルヲ原則トシ償還義務者 書 人ノ其前者二對スル償還請求權ハ償還ラ 債務者ニ對シラハ手形上ノ債権ハ滿期 對スル場合ト償還義務 務消滅ノ 法ノ規定 ニ對スル價權ハ此機利ラ 者二對スル場合ト 抗辯ノ 期間ハ スル 為シ 方法、時 所二 タル日 テ 日ヨリ三年 六 ノ中断、 ョリ起 筒月ト 上商法 區別 ョリ 行 起

第三節 手形債 務 = 關 ス n 不 當 1 利得

ラス 前二巡フ ドラ得面シラ其條件トハ手形債權ニ闘スル不當利得ニ因ル法律 ラシメ且ッ其信用ヲ確保スルニ缺 場合二在ルコトヲ謂フナリ今之ヲ分解スルト モノト 故二 雖モ若シ或條件ヲ具備スルトキハ其失權ニ因ル損害ノ幾分ヲ囘復 加之他ノ一方ヨリ觀察 ナルカ為メ手形債權ヲ行 他人 タリ第四百四十四條 スル為メ スル時期モ亦一般 謂フヘカラス故 損害ニ因リラ自己ヲ利 y 或事情二 観察スレハ單ニ 二法 即チ是ナリ之ニ依レハ手形上ノ權利ヲ喪 スルトキ y 作い正理ト失權ノ規定ト 利ヲ保全スルコ 債権ヲ喪失セ クヘカラサ テ殿 スル者ナキニ非ス此ノ 小正當ノ 理由ナクシテ自己ヲ利スル ルニ由レリ然レトモ手形法則ノ シムルハ甚タ昔酷二失スルカ リシ者又ハ手形時效力短期間 能ハサル者ナキヲ保スヘカ り是レ手形ノ流通ヲ容易ナ定ニ支配セラルルノミナラ 左ノ三條件ト 二支配 ヲ調和 如キハ正義 關係 シ得へキ 1 二適合 v 者即 7 規 ス 定

手形上ノ債權へ正當ニ成立シタルロ 商法 手形 挽 論 手形債務ニ闘スル不當ノ利得 放二手形力本亦 無效ナリ

ルナリ 為メ債権ヲ行フコトヲ得サリシトキハ此條文ノ適用ヲ受クヘキ モノニ非サ

右三條件 引受ヲ爲シタル 第三 叉振 支拂ヲ = 八亦不當二利得 V 出 7 人力 為スヘキ ニ拘ラス其 資金ヲ支拂 7 ヲ為ス 行七 務 7 フコト 求償 手 y + 7 形ノ支拂ヲ爲ササルトキハ不 今 N 者ナリ 若 ル者 ヲ爲スコト ナクシラ手形ヲ振出シ其 V 支拂 手形債權ヲ 其受ケタル利益ノ限度二於ラ求償ヲ為 例へハ手形振出人ハ支拂人ニ對シラ資 ハ手形資金ノ義務者又ハ手形對 利益ヲ 人 7 ニ於ラハ振出人 場合ニ於ラ手 得所謂手形債權者カ其手形債權 シタル 形債 對價ヲ受取 當二利得ヲ爲ス者 ョリ資金ヲ受取リ 者へ其段失二 者ァ 権ノ 9 價ノ タル 義 y

= 以テキハ之ヲ略ス 7 7 y 通ス 非サ 施行 手形法 レハ了解シ 及七 國際私

第二章 為替手形

第 一節 出

第一欵 為替手形ニ必要ナ n 1 事 項 即 ケ為 替

手形ノ形式的要件

第四百四十五條公所謂為替手形人形式的要件 其事項 替手形タ ハ左 ノ如 ルコ ヲ示スへキ文字 緒言並 二前 ラ定メ v 章 タル規定ニシテ之ニ 二述ヘタ 類 如ク手形

三種ノ區別ア 力飲二彼此相混淆スル如キ 之二適用スヘキ規定モ亦異 危険ア ルヲ発レ ナ ス 此混淆 y 相 7 B

V テ海 9 形二八其為替手形 行為ハ要式行為ナリト 盖之此規定八曾 手手 AN 形 = 1 云フ原則 區 7 别 示 ス 7 見 ヲ明カニスル點ニ於 足 明 ルヘキ 瞭 ナラシ 文字 7 A 記 ラ適 便 祓 利 7 當アル

レハ 吾 Æ 輩 其 ス 文字 1 手 信 1 手 -7 Æ N 文 7 手 + 7 1 ス " 7 • ~ 手 於 7 4 7 何 形 生 n V -セ 力 主タ 手 • 手 + + 形 4 * 文 N 爲 = N 如替手 記 7 言 檖 更 分 中 載 " 7 結 形 ス = = V 記 9 IV 7 容 允 随 * 7 = 險 意ナ ŀ = 7 7 + 示 ス 7 + 表 N ナ ~ 面 発 Ł 如 · + V 言 V = ナ

ク而交サニ記

7 示 スヘキ文字 ~ 頗 N A 博ナ 八我 N Æ = 質 於 際 テ ~ = 於為替 ハ 手 此 形ト 四 字 書 7 7 U 1 ラ 外 之ニ カ

當ス 文字 フ 叉 7 足 示 國 爲 n 語 替 ス 文字 ヲ 手 以形 7 8 " ル必 作 2 = + 缺 ス n 7 7 爲 示 ~ 替 力 7 手 ラ = 形 サ + 7 限 9

故二 一定 瞭ナ 金 7 金 サ * = Æ ラ ラ 1 = = * * ラ 如 ラ ナ ~ 支 1 45 y 要 一定 拂 金 = ナ 百 フ ナ y 1 ~ 75 1 + N 金 3 額 金 7 謂 7 Ŧ D. 額 ~ 以产 サ 7 1 1 支拂 N ヘカ 手 記 形 ナ 2 7 3 ス 目 7 額 手 frij -+

金 額 3 N 3 1 ヲ要スルカ故ニ金額 B 外 ,

商 法 手 形 為特手形 摄

Ti.

7

金 = ナ + ナ 百 百 7 定 79 利 + v Ŧī. 7 ス 否 子 V 額ナ 金 定ノ 記載 獨逸 フ 1 ヺ 9 手 六 金 ト間フヘカ 1 ナ w 詔 分 額 + 形 21 シ結 誠 斯 法 1 æ 7 = 二 利 記 算ヲ要シ w 載 於於 記 F 7 7 t y ス w ^ 7 = 獨 利 息 n 手 V + 迤 金 手 旨 7 1 額 テ ル必 記 形 --7 金 収 日 為 要 -- 記 手 題 法 額 第ア定載形ヲ ノヲ附替ト

呈 示 1 時ヲ 豫 细 ~ カ ラ ス ラ 金 額 ^ 定 セ 謂 フ カ

定 = 以 7 但 ス 金 v ラ V セ 定 新 7 商 法 規 日 定 y モ = 文 7 九 於 V ラ 7 1 = テ ス 商 ナ 金 ヲ 3 = ラ 1 カ 7 7 1 ナ スス v ~ ラ ス ス + モ 字 干 如 雖 意 7 ヲ 力 ラ ナ B 관 ラ 示 金 サ = 7 y 避 文 サ 7 非ク 解或論ル 遊

手 形 俘替手形 振出

ti.

用 7 Ŀ 金 多 7 V 支 1 7 Æ 何 2 1 7 = V 1 困 = V 難 ラ 7 手 貨 1 v ŧ サ = 記 サ 黻 效 1 力 制相 y + 7 ヘキ t ラハ舊商法ノ如キ規定ヲ設ケサリ 之ヲ 指 = リ(獨逸手形法 別アルニ ル文字ノ記載アルトキハ其 スモ " 一致セス獨逸手形法ニ於テレノ記載金額ヲ以ラ正當ナ 記 影 手 ヲ要ス今若シーノ為替手形 载 1 響 形 判定 過キスシテ之ヲ以テ規 , ス + ナ 主 N 第五 * n 部分二 全 條第三項我新 ヲ 1 z 然 t 事 y 實上 記載 ス 外 ナ 丽 外 為替 2 ガルモラ v v 1 ナ 1 問 其 商 手形 1 3 = 通 題 主 7 N 法 貨ヲ 叉為替 標準 = A 金 ラ = 1 ナ 額ヲ v N 於 記載 有 寫 以寿 リテ ラ 部 7 ス 法 分 支 1 = ナ

人 1 1 畢竟手形ノ宛名ニシテ主タル義務

表ス ルモ 表 拂 ス 示 商 人 妨 N 5 ŧ * 7 ナ 否 二於ラ N ナ + = = ス + 7 支拂 文 者 7 ナ 以 人 ラ V ス , N 主 2 ラ ナ 氏名 形二 商 = = 或 人 1 V + 7 1 7 = 勿論 支拂 要 セ Æ 7 9 于 人 盖 商 ~ ブ 形 舊商 商 式 V A + 指 7 手 1 商號 雖 法 定 1 7 スル 1 商 4 " Æ 下の場合 氏名 7 峻 行 7 以 E. 爲 嚴 ラ之ニ 一付 ラ 以 ナ サ 外 7 = 12 1 形 æ 其 v 1 ラ 商號 商 爲 ^ 式 ハナリ(舊 替 商 7 = 號 手 7 人 N 用 7 1 ٤ 7 形 1 2 ノフ代 1 7 耐 以 成

第 一六條 二依 支拂 是レ 7 支拂人ニ手形ヲ呈 t ス但シ 但シ手形ニ支持 ハ商號ヲ記 示 ス 載ス 人 n , 住所 付 w = 4 7 ŀ 二 載 必 要ナ 住 2 N E 質 住 Pie 手 際

商法手形 偽棒事形 振出

数ヲ省クコトヲ得レハナリ

~ シ(第 , r 住所 人 サ 四 地 住所 五二條)是 1 = 手 記載ア 7 v ラ ハ手形 N 支拂地ヲ 支 ŀ 其 手 + 人 形 1 之ヲ以 カ無 記 1 成 住 載 立 要件 所 效 ス ラ N 1 記 支 = 寫 = カ = 手 形 看 7 9 立 ス 然 y 要 1. カ v 1 故 要 = Æ Æ 其 若 ラ 写 手 v = 形 手 或 扱 N 形 1 7 有 此記 合 = 支 ナ 效 ナ 拂

手 人 替 手 Æ 支 1 ナ リ(第 四 M 7 七 條舊 是レ ナ 商 法 7 法以 第 七 全 ラ 一七條) " 通 同 ナ F ス IV v 所 + = Æ V 振 ラ 111 所 人 か自 謂 自 己 己ョ 拂 支 寫

ナ + 手 7 v 以 = 於 ナ ラ 法 ラ 誤 律 若 上 謬 V 自 支拂 ナ 己 y 拂 盖 人 V 1 カ 約 為替 引 受 束 7 手 手 9 ・形ヲ認 形 爲 ス v ŀ 自 己排 4 n 1 為替 1 必 1 手 要 日 管。 y + 形 際o ١ v Lo 替手 -1 約 之 思惟 束 使ス形 7

出 決シ 支店ニ宛テ ·v וול テ同一視スルコトヲ得サルモノ 之自己拂為替手形卜約東手形卜八法律 タル如キハ 約束手形ヲ振 ŀ 出スニ比 ス 今 其 重 ノ規定上全然異 V ナ ラー層 n 差異 便 ヲ擧ク 利アッ

八之二 = ŀ 7 = 於テモ サ カ 拒 7 絕 振出人 v n + 其引受ヲ 故二振出 限 ト記戦セ 所 八縱合同時 證 リハ償還義務者タルニ過キサ 人 = 7 ノ請求ニ應シラ引受ヲ為シタル時始メラ其主タル 作 對 手 ラレタルカ為メ直チニ債務 人夕 v 二支拂人 支拂 7 ナ 人へ所持 1 N 全ヶ自 請求 ŋ 場合 7 7 ト 難 モ 為スコ 山二 實際 負 人ョ ルナリ是レ既ニ フモ ス 上 y 者 ラ 支拂引受ノ 形上 為ル 反 於テモ ナリ 7 持 人 束 , = 叉 1 為替手 於テ 7 所 7 法 受ケ 持人 形 振 債 出

商法 手形 為替手形 振出

规定二於テモ二者同シカラ 規定シ流通セシ ナルヘシ是と自己排為替手形ヲ約束

ケス N 自然人或小法人 V テ此場 1 連 帶 合二於 1 蕊 務ヲ ケ ħ ル支 支 生 7 挪 人 2 ٨ 1 V 相 為 Ħ. II. 1 ッ支拂 關 係 2 2 商 人故 の最 法 總 則時出 依數ノ 人指 y 引 ナ示 受 NZ = N 7

額三十圓以上 上ナルトキ ヲ受取人 ヲ得 受取 3 + ハ手形 N 為ス 二受取 名 1 得為替手形 名 又八商號 7 7 ノ為 人ヲ 額ナ 記名式手 妨 ケス(第 替手 テ為替 記 載ス , 受取 7 形 四 受 取人 是 N 四 ナ 3 人 七條)且ッ若 ツ(第四 分界 トナ 八通例 ノ氏名 7 記名 7 為シ 四 所 振 Æ 九 持 v V 出 亦 條)無 人二 人 支排 × 為替手形 ŧ , ŋ V 1 **心記名** 支拂 八通 舊 報 商 ナ 法 式 , .7 ス 金額 ~ = 1 æ 7 = 於 為替手形八金 振 如ク定 Щ 號 ラハ二十五間 ハ三十回以 # 在從前 上其 Ĩ + 人 7 八自己 AN 圓以 テ Z

或八 ルニ由 ナ ルコ ラサルヘカラサル確乎タル理由アルニ非ス(第四四九條舊 商 法 トヲ要スルモノハ盖シ無配名式為替手形ノ金額カ小額ニ過クル レト 使用 モ其金額ノ定ハ固ヨリ立法者ノ概見斷ニ依ル必スシモ三 セラレ為メニ無智ノ小資力者カ斯カルル危險ナキヲ得サ ~

八條) 其手 要ス是レ手 第五 知シ 形ノ支拂 單純ナ 7 形 ケラレー時金銭ニ = 因ッ iv 支拂ノ委託ハ單純 支拂ヲ受クヘキ 又八反 ル支拂ノ委託 債務八既二總論二於 7 フ盖シ手 ノタル 對給 = 付 非ス コトヲ要スルニ由 代 形ノ 否 7 ナラサ 為替手形 ヤヲ 又ハ反對給付ラ 須 性 5 ルテ詳論シ ラ 質 確 支排 上此ノ ヘカ 知ス 二於ケ 9 = 要ス N 支棚ノ委託ハ 如夕)確定二 ナ = y 舊商法 結果ヲ見 シテ且 ~ ラ ナ 2 一ツ其結果 若シ 形 形 履行セラル ノ委託トハ 於ラハ明 ルニ至ラ アコト , 所持人 或條件 流通 7 7 >

手形債務上當然ナルモノトシ 三手形二八條件ラ附スルコトラ得ス」ト規定シタレ 第六年 7 y 7 從口 生ス ŋ 振出人 ヘケレハナリ例へハ破産者カ為替手形ヲ振 . 一ノ意義ヲ示スニ於ラ極メテ明瞭ナリト謂フヘキヲヤ = + 7 ハ能力者ナルヤ否ャ 新商法二於ラハ之ヲ明記セス況で軍純ナル支排 = ハ手形ノ成立要件ニシラ實際上極メラ重要ナル 無效ト ヘシ 故二 為り或い 其何日ニ振出シタルカヲ記載ス トモ(舊商法第六九九條第二項) 取消シ得へキ ノ問題ノ如キハ此日 出シ ル場合 加如 n y

N ル為替 法 ス放二當然ノ結果トシテ何月何日ョリ何月何日ノ間二支拂ハル 期 H 律上無效ナリ 四百五十條ノ規定スル所ナリ 手形又ハ支拂人ノ希望スル日ニ支拂フヘシト記載シ 為期 日 ハ必ス一定ナルコトヲ要ス不定ノ期日ハ満期日 トス然ラハ一定ノ滿期日ハ如何二之ヲ定ム 同條二依レハ(一)確定セル A

定セリ 過シ 田(二)田 做サル A 附 後確定 + ル日 謂フコトヲ得 7 以 也 テ N 満期 期 III 日 ス 7 經過 111 *全ク 為ス V = 7 支拂日ノ記載ナキ手形ハ一覽拂ノトラ要ス其以外ニ於ラハ手形上滿 ル日(三)一魔 , 日(四)一體後 確 定セ 滿期日 N 手形トマー解

第八 シ支拂人ノ コトヲ要ス然レト 為替手形上必 支拂 住 要ナ 所 Æ n 為替 手 續ヲ為 手 形二 1 + 7 定ス 支拂地 = ~ 支拂 ۴ 能 N ハサル 人 1 記載 , 住 ヲ缺 力故 要ス 所 地 二共 支拂 7 1 3 以 ラ 地 支 T " 业 地ト 定七 ス殿 此 場合 看 = = 於ラ若 ス(第 定 4 N M Щ

五二條 梦. スル 注意 地方 二於テ 何番地ヲ謂フニ 是ナリ ハ從來ノ 東京市 支排 アリ 地ト ニン 他ナ 町村 サ V 7 ハ市、町、村ノ 以テ支拂地 所謂支拂 形金額 ヲ記憶 一番院 同一二 支拂 v ラ 叉市町村制ノ 混淆 場所例 二手形二 セサ 東京 京ト 施コイト

商法 手形 為替子形 振田

所 所 拂為 手 人 ス 形 7 支拂 以 1 2 2 稱 ラ NJ 支拂擔 スル 7 出 フ故二支拂地ヲ 得(第 人ハ支拂 モノ是 記載 四五 當 アル 者 地一 ナ ŀ 四 リ(第四五三條 條)且 為シ之ヲ為替 東京 於 ッ か ハ支排 ラ支排ハルヘキ 若 支拂 v 支拂地 ノ場所 手 1 形 塢 = カ 支拂 手 記 7 定 ナキ H × ナ v 1 住

因 形 4 形 7 立 振 U 出 力 ラ 人 受 ノ署名 人 ナ 重 要ナ 生 叉 y 若 ^ V 為替 證 Æ 人 出 1 ナ 手 人 力 y 形 為 署名 y 三十三年二月二十 何 署名 1 ナレ ヲ Kþ 八之二 チ 出 因 力其氏名 四 ŋ H 手 形債 手 縱 務ヲ 第十 成立 形 分 7 後 自 ~ 7 後 1 = 7 名 7 7 N 自 N 人二

U ス 貼付 Ŀ ル説 1 商法第 明 ス N 1 槪 = 1 略ナ 四百 7 要ス(明治三十二年 四十五 9 共他手 形ノ成立ニハ必要ナラサルモ手ニ規定スル為替手形ノ形式要件 法 為特手形ノ形式要件 11 第五十四號第三條參照 于形二八相當印紙税

為 手 形 雛形(第 四 114 五 條

爲 替手 形(1)

一金百圓也(2)

テ某殿(風號)生二御支拂可被成の候也 右金額明治三十三年八月一日(7)大坂(8)二於

明治三十三年六月二十五日の

甲一(四四五本文)

挽言 シ其要件 以上述 如何ナ 新商法 立二要 事項ニ 說 スレ 明 = 結果ヲ 欠 於 直接 V ~ 手形債務 飲ア ラ ŀ ~ ス 手形ニ 為替手形 場合 = リ 今若 於テ 以下 如何

阅法手形 為替手形 振出

松城大學園書

法 3 之ヲ カ 記 式 手 N 故 塲 7 載 ~ 7 意 如 見 以 カヲ v Æ ナ v 7 下 7 ナ 斯 要 V 然 n 3 係 事 ~ 1st ラ 記 7 n 者 力 項 合 1 手 ~ 載 " 所 v 7 + " 事 何 ラ 記 謂 一見 载 其 職 要件ヲ缺 チ カ モ 欠 セ 是 欠 權 之 ラ 明 + ナ 缺 7 7 Ħ n 次其場 7 V 以 主 效 二其要件 場合 張 + 力 ŀ 3 テ 共 答 ŀ n ス 7 タルヤ 7 合ヲ 無 1 7 1 N 格 ~ 果 效 合 = Ł = ヲ飲 别 v ナ V 否 通 然 ラ 7 常 v 如 ラ = n = 如 手 + 何 1 * 形 = 法 Æ 7 + 質 律 1 1 實際 成 際上 1 效 + 1 少疑 立 命 ナ te 9 ス Ŀ ヲ希 手 V ス サ ヲ存 殆 ト 発 東 東 東 東 東 東 ヘカラス * 上 ハ右ニ 無 ナ 裁判 效 ル方 ナ

手 手 = 爲 ~ - 1 之ニ要 V テハ其記載 手 形 替手 ノ文 字 形 î 7 拂 × ルルモコ ノ事 委託ナ 項具備 中其文言ニ「支拂可申に」トラ示スへキ文字に ケレハ 七 ス又為替手 スヘキ文字ヲ記 候下 ル場 形ト 合ハ世 記 載ス 世上其 同一ノ欠缺ア ル場合 7 必 事 要ト 例二元 ス mi

部分ナルヤ明瞭ナラス此ノ如キ手形ハ無效ノ宣言ヲ受クル カ果シラ支拂人ナルカ不定ナルカ故ニ其手形ハ無效ナ 一定ノ金額ノ表示 支拂人ヲ記載スルニ甲乙二人ヲ記シ甲者若クハ乙者ト記載 記シ又ハ其文面中ニハ三百五十圓トアル場合ノ如シ ハ必要ナルニ拘ラス例 ~ 八一金三百圓 y , ス 其轨 F 7 ルヲ発レス 數字ヲ以 カ主タ ハ其何

純ナル委託ヲ必 記載シタル如キ手 カ受取人ナ ノ氏名二付ラモ亦然 ルカヲ *p* = へ、「子殿又八丑殿ニ御支拂可被 ラス成會社 ナキコト 前 カ成立シ , B 御支拂 成上 7 Ħ N

y

- 閨 サ A 手 = 形 ナ 月 * 7 = + 知 九 N = H 1 1 能ハ 記 サ V N 7 N D ŀ 7 +
- H 注 ナ 意 叉 ħ 八何 叉 ~ 月 ~ 若 日 何 7 t y ス 手 * 形 N 月 = 力 y = 1 手 满 其 期 手 = 11 1 作 形 記 1 效 2 П . 3 塲 . 7 合 以 1 7 如 滿 # 期 小 日 全 ト 2 篇 該シ

ナ 4 要 手 日 Æ 7 形 , 1 Z H 力 满 1 戯 為 2 ~ ナ + テ + y 覽 H F 有 サ 手 1 ヲ有ル形 效 = H 記 效手 1 ナ 2 7 戴 ナ 形 成 N 為 以 t 立 1 ラ 1 無 = 1 效 滿 N ~ 觖 是 モ 前 ナ 7 ナ 7 リ(第 H 1 後 " ~ ŧ 1 矛 1 ŀ カ 7 -看 謂 ラ 四 盾 52 サ 五. 1 ~ ~ 拂 _ H 7 條)或 7 1 ナ Æ 7 爲 = 替 ナ 手 形 * V = 7 シ有 V V 百 テ 效 A ナ T 7 為 Ŧī. = -シ替 共 定 條 拂 日义 記 手. 1

手 爲 y + 手 1 形 N ラ 形 7 1 債 關 ~ 成 題 係 V 03 v 權 立 7 7 ス 9 償 1 1 本 Œ 務 斷 N n 效 7 當 £* 關 1 t 7 力 7 事 ナ = 係 サ 叉 立 ~ ナ ŧ V ラ 理 * 損 = 影 ラ 否 1 消 目 + 7 手 7 波 カ y + 及 7 V 題 手 1 サ + ス 7 テ ス 要 效 2 償 v Æ 但 權 後 凡 問 • = 成 何 V 7 日 ソ 手 = 1 實 宜 宜 之 -, H + 際 行 ~ = 1 峻 y スタ毀 V = 有 合 於 N 效 = 7 コ手ヲ - 手 ナ 手 成形 ラ ハト形 生 N 要 困 此ヲカ シ立へ形 ノ得紛タシ無式 難 カ 如 = 7 ナ最如ル失ルタ效ニ何不

世三

第二款 為替手形 1 成立二必 要ナラサ N 事項

手 ヘカラサル要件ハ前数二説明セ 得ルモノ アリ之ヲ區別シテニト ル所ナ 2 リ手形ノ要件ニ

必要ナラサルモ之ヲ記載スル 1 + ハ為替手形上ノ效

第二 カヲ 為替手 生スル スト 丰事 雖モ手形上ノ效力ヲ生セス當事者間ニ 項

於テノ

美

生スへ

タ手形 上人 商法 效 第四百三十九條二日 力 カヲ 7 = 記 ラ生 載大 生セスト 項 21 クス本 手 h 形上 左 積 上ノ效力ヲ 極的二讀 ニ規定ナキ , 如 V 4 生 スル 項 + ŧ 1 " 本編 之ヲ 1 ナ 手 = 9 規定シ 形二 1 謂フ 記 載 3 1 N 7 7 事 八之 手 形

力 城振出 人小為替手 為替手 形 形二 1 振 出人 其 支拂 八自己十 地 於ケ 法 n 豫 Ŀ ノ陽 備 支拂 係 A 7 *1

レ絕 手 據 張 形 人 出 ラ 1 形 等 資 1 金 人 資 手 損 出 金 7 1 危險 信 7 失 ハ結局振 1 ニシ 即チ査 引受ヲ 支拂 引 如シ縱令是 失 = 受ヲ ス n + 3 拒 金ヲ 分 ナ スルカ為 危險 ラ 4 ナ 7 = 4 自 y ラ 信 法 7 己 力 信 = 相 ^ = 因 用 V = 取 委託 ナ 1 引 ŧ 其 7 1 引 7 7 爲 至 ~ 支挑 V N 5 戯ナ 7 ナ y V v 7 7 ス 手 間二 支 若 N 7 V X 間 V 3 支 ハ 7 7 支 ナ 支 拂 ス 9 畢竟 力 拂 V 引 A ラ カ 9 支 引 不 受 N ス ス 排人 受ヲ 後 何 和 7 N 豫 1 = 1 ラ N = 7 如 シ支クカモ於ナ拒支生 破 或

Ŧi. 力 ラハ後二各關係アル 至リ 之ヲ述 7 N = 7 →(第四 八 0

子 拂 n 7 住 人 7 置 居 人 以 地 7 住 = V ス = 支 所 A = へい交通不便 所 拘 7 上便 支拂ヲ為サ 極 , U ラ為 近 * 一傍ナ 宜ナ 7 ス サシ + y 便 東 利 京 2. + = 商業 N y 於 = 4 是レ 1 地二 ラ 支 最 力 = 商 在 者 Æ y 法 手 " 便 n V Æ 7 塢 1 ≥ 利 殊 爲 4 ナ 合 = 近 支拂 ラ N y 振 傍 其 1 뵳 手 例 如 出 人 支 1 拂 形 合 ~ + 人 商 , 叉 業地 1 > 住 1 爲 其 -如 居 = 替 地 支 + = ス 7 於 東 拂 擔 手 n ラ 7 京 D. 人 塢 支 當 形 拂ョ 1 7 1 支 者 合 协 ヲ支 支 手 取 == 排形引 記 拂 7 在 23 先 13 誠 A 支 + y 拂 カ サラ ス 當 カ 王 地 其 v .

當 人ノ ラ ポッ 記 載 7 サ N 塲 サ 2 合 = カラス 手 形 Ŀ 若 1 請求 v 此 記 權 ヲ完全ニ 載アルニ - 拘ラス支拂 保護セ

所 持 人 ハ手形 上 利ヲ 喪失ス

通 地 Ξ 域ヲ = = ナ V 1 t 此 æ 章 支 V サ 7 " N - 為 拂 如 替 手 ク現 1 場所 手 出 y こ支拂 ラ 形 人 形 第 ノ成 14 = ナ 四 說 若 n Ŧi. 立 モニノ 7 €/ 7 四 ~ 支 此 爲 7 條)及 * 記 , mi 何 載 ニカヲ t 7 等 V 支 ラ , n 7 支 拂 為 1 影 替手 響ヲ 人(第 為替 + 7 . Æ 四 及 手 若 - 支 或效 七三條上 之二 力 サ , 7 n # = 見 準 塢 = ス 町心 所 者 ス ス ト混ヲス 齋與 記 =

商法 手形 為替手形 振出

裏

載(第

四五

£

條

為替

手

セ

2

n

為

2 =

所

N

7

1

ナ 流通 人ハ裏書 v 2 裏書 タル 行 = 7 禁 以上八中途二於 7 2 止ヲ記載 人 ラ V ス 權 後 戦ラ為 振出人 ス 1 ハ裏書 N 7 N 意 場合 規定 規定 者 1 ハ其禁 V 7 t = 手 " v 人 有 ル場 スコ 7 於 認ムト 裏 素 A 力 セ テ流 ラ 1 止 第 書 N 襄 サ ,, n 之 法 人 手 書 記 7 四 = 戦ヲ為 7 常 カ 形 文 禁 , 通 得 Ŧi. 於 ノ性 止ヲ *(第 證 襄 + Ŧī. 流 ラ N 通 通 審 Æ 書 カ 證 證 質 y 記 四 v 手 3 書 シ戦 六 8 n 出 支 書 11: = 形 基 故 性 V n A 7 7 0 1 9 條是 惠 質 ラ之ヲ 流 n 記 7 = A 力 1 n 性 7 # 斌 Æ 解 書 通 裏 協合 變更 釋 V 1 A 證 ナ 舊 × 1: 7 = 審 7 異 對 N N = 商 A 2 力 論 1 法 €/ n n 兹 如 7 = 7 性 生何於蟾 ŧ 質 1 = 7 小 振 7 記 = 決 出 ルルルノ失得載

ラ 舊商法ノ 人カ裏 ナ y 是 書 v F v 11: 新 = 在リ 商 7 B 法二 流 + 2 Æ 通證 於 A 右二者 N 7 13 ^ 書 明 3 × 力 ノ禁止ノ記 施 n 通セ 本性 = 此二者 * 7 7 v 4

2 7 期日 覽後 之ヲ フョ 定 手 呈示 所 形 持 D 記 1 以 1 支 載 意思 7 ラ 呈 + = 一示ヲ 意 後 シ(但 八先 者 謂 於 定期拂 7 = A 7 之ヲ V " 定 其呈示 2 _ 4 年 定 n 7 為替 7 N 4 時 日 > = 手形 ル振出 振 ヨリ起 メ特定シタ 7 3 未 出人 A 示 知 ヲ得如 ノ満 N ス 算點 = = 人 於 朔 ル皇示 7 非 > H 7 力 ~ 豫 2 2 4 ナ 間 限 7 期 = 何 度ヲ + H

商法 手 彩 為替手形 振出

ti

= 7 手 還 受ノ 求 7 7 持 為 人 Ł N 2 力 y 權 記 爲 利 巷 期 手 7 失 間 形 7 カ + フ(第四 内 = 三手 此 = ラ 記 7 六 形 龙 特 六 1 r 人 條)佝 呈示 N 1 v 用 -之 意 手 + 7 形 के 7 + 7 為 12 カ 1 3 支拂 サ 如 認 7 y 短 心 サ 何 2 + + N = = N 呈 7 效 至 於 示 + y 7 力 滴 9 1 7 間 v 詳 其 生 7 期

受ヲ 四 七二條) 所 求 * v 巷 手 4 形二 N 爲 メ手形 支排擔 7 當 其 人 支拂 , 定メ 人メナ 呈示 + ŀ + ス 八振出 ~ = 人 ŀ 7 1 為替 記 載 ス 手 n 形 = = 支 ١ 拂 7

條)此 場合 1 = 5 記載ノ 替手 形 效力 = 呈示 -一蹬後 期 間 7 定期排 定 × ラ ノ為替手 之 7 記 載 形呈示 ス n = 期間 ŀ 7 得(第 1 記 戯 四

合手 1 形二 替手 事項 形 載 ヲ揭 成立 ス 二必要 æ 7 キ手形上何等,效力 9 ナキモ手形 カナノ = 記 + 成 モ 立 7 = 1 ·w 7 ~ + 必要ナラサルノミナ + ~ 手 形 法 例ヲ 律 , 適用 說 2 7 明

= 7 形 然 手 Ŀ ナ , 形 若 2 , 债 務 V 振 引 7 者 爲 Щ 受 V 替手形 八支拂 = 力 若 1 於 ラ 7 n 7 ~ 支 = 7 21 支拂 拂 為 7 ナ 7 サ 二乏 = 也 v 支排 2 為 4 3

3 ナ ラ 2 手形カ

商 法手形 偽替手形 振

要ト ス 又之ヲ記 為替 手 載 ノ必 スル 手 品ヲ = J: 何 7 等ノ 新主 ラ 義 手士 效 , V 力 ラ生 手 タル 形法二於 セス 旨 價ヲ ヲ記 受取り テハ 越 7 ス v 如シ 記 献 是

Æ 力 其 何ナ 記載 為替 生 假 手 t ħ , N サ 手 手 法 形 の質ナラサ カヲ 事項 律上 ノ成立 一或效力 假裝ノ手形トハ為替手形ノ要件 ヲ説明 生 一二必要ナ 7 N ラ生 * 1 v + * A ル條件及に其の 及ヒ 及上 y 以 其記載 為替手 F 進事 並 形 71 テ 成 , 僞 為 替 縱 手 合 造又ハ 立二 複 本 手形二記 並 形 2 勿論具備セ 變造ナ 必要ナ ノ形式ハ 謄 本 N 载 完全 サ 用 + ス 付ラ = 1 手 何 具 形法 サル 明 2 1 2 律 N 效ル *

戦八異 意思二 基キ ラ商業社會ノ恐慌ニ タルモノニ非スシラ 際シ 表入 7 > 面的ノモ 之力 為 ノナ * 恐 ヲ謂フ盖 V

V 7 サ ナク 資金 資 手 7 Æ 置手 更 7 叉 力故二 叉同 入 1 振出 其 シテハ 先ッ 手 形 か徒 爲 形 7 ラ 1 丙 = 1 7 支拂 手 二裏書讓渡 手形 = 對 乜 得タ • 人 7 7 丙二 7 ス 資金ヲ 7 呈 金 為ス 7 示 之ヺ 交 ラ 7 4 以 A • + ス 7 ラ 戊 ス 弦 人 方 N 二裏 合 取 v 法 = = 7 其 + 譲渡 受取 以 引 對 7 ハ甲乙 其欲望ョ メサ 受叉 B 發行 V 八一錢 ~ 資 N 7 支拂 滿足 手 ti 1 ヲ丙 7 Z ス而 7 丙 1 假 乜 ラ 1. 為 得 得 7 7 v

法手形 為替手形 提出

僞 7 造 負 商 手 ナ 力 手得サ ラス(第 規定ヲ 方 得サルモ 式 " 力 之ヲ 僞 四 三五 造 Z テ 7 成 叉 サ 1 條)即 ハ 甲 立 懋 ス = = 1 1 造 對 チ n ナ V -6 N 例 1 ナ 償 1 ナ 甲 還 y 合 Z = 請 v 来 1 1 各 Æ ラ 1 此 意 T ٠ 者 手 看 = = 7 對 有 V y = t 7 7 手 名 ラト 何 僧 還 形 シ無 ナ 1 上 タ・效 定 N N 義ノルナシ 舊 效

7 ナ 1 有 不 7 ナ 手 ナ 7 手 7 1 形 訂 = 付 カ 手 ノ 正 ラ V 7 91 r ス 人 n 新 舊 1 カ Æ 1 云 他 1 商 法 = 7 A 過 = = 手 出 1 八其 形 人 + 規 又 必名 ス定ルテ 1 スヲ 小場 ~ 裏 其 造 其 記 十 書 作載 原 成セ 八人 手 者ラ 1 7 拂 形氏 1 v 7 名 シタ 適 , ラル 7 叉式 記 記 場 V - 載 載合 ~ 成力 * = ル生 拂 地 シ正者ス ヲタナノル

"

支

期

B

支

過上叉キル四 百 ノハ者 = 7 Ξ 1 責 1 + 與 任 大 セ 7 = 7 七 ナ リ規 7 條 人 定 V ^ = 此 者 V 原 4 1 テ ナ 造 v 毛 變 則 + 僞 ラル ヲモ名其 者 造 造 - 變 認 變 者 效 手 1 1 ノ 力 造 * 造 對 造 爲 夕七如 7 シノ 替 -手手ルラク有 之 ノヲ形 モレ 形 力 = = 1 夕載 信有 7 用ス署署 * * = 1 ヲル 名 名 v ラ t レト手 ラ = • V タタ其 夕為 付ルサッ 第 キルルル ラ者サ手 **一** 項 者 ス ハニル形 1 ^ = 小 亦 對 シ手手 7 職 之 シカ形 其形形形 由 トララ式 式 署 上 J. ス ノノ上同ハス 故 名 一手然具 責 義 手 者 ヲ任務 形 + ナ 惡 ハヲノ y ~ 意 V 善負有ト效 モル 又 7 四八手意フ效ス力其モ 三重形者~ナ第ヲ異ノ

條 項 手 第 形 1 項 = 叉 名 之ヲ 者 變 1 造 其 斷 僞 定 1 ス如 造 何變 N 1 ナ 造 N 手 塲 形 ナ 合 Ŀ v ト - 貴 任 ス行 ハレタ 7 負 部 N 上所

為替手形

八名 , 變 人 立 造 オ 造 1 署名 2 A 1 3 ラ Æ 7 ナ ラ ナ 利 此 定 <u>ح</u> 問 4 題 ヲ t 3 v 戀 以 以 レ通 7 ス ラ 2, v 第 7 2 四 n 百 r 寫 三十 ス 形 v 形 ħ 隨 = ラ ラ = 七 黄 署 條 其 2 7 書 署 名 īfi 第 = V 2 名 タ項 テ " = 手 n 此 ~ 點形

ス = 數 筵 N , 手 必 通 付 形 ノ要同又 × 2 N ハ便 支 手 手 × 形 宜 人其 7 - 到 7 手形 y 送 達 發 行別付ノス言シ安 カ 通常一 全 ス他 作ル V ナ * -ラ 逦 手 ンラ 7 形 = 7 人外 1 以 1 Ш 國喪 カ テヲ - 失權 . 發 ヲ 利 セ送防ヲカナ シスキ行叉リ 又フハ然 n ル手ハ為 同 コ 形 流 * -1 通 同 手モ 如 形 1 時 + 便 ニノ形 宜 複 - 7 ヲ遠 = ヲ本 此然闘ヲ引 リル作受シ

Ŧi. 複 百 V V ラ 7 手 條力 7 7 别 所 五 7 粉 = ラ ナ ス 九 7 リ(第 y 7 本 1 " 其 7 Z ナ 請 持 = 3 ... 五. 求 前 人 本 者 = 振 セ ト 出 2 7 應 7 v 谷 チ 經 = ハヲ 人 - 随 受 宋 第 復 由為得 I 取 ス 本 シ 替 N 限 意 ス 現 ラ チ 振 形 = カ n 7 + 7 規 111 決以 y 1 ~ 7 人 被 t 定 サ手 襄 7 = 請 ル形 書 1 求 7 7 # カ ラ ス 1 3 5 百 N 2 是 コ以持十 1 持 間 1. 書 看力複人ヲ人レニ ト後人八

商法 手形 為替手形 振出

N.

= 7 通別 7 カヲ セシ + 手 形 1 力 7 + 授 ス 受 為 分 N 1 71 N V 手 危險 20 形 1 ナッ = 7 於 避 此 5 ケ = N 點 > = 各 1 セ相ハ合 付 引 受又小 ラ 手シ 1 形力

手形 本 手 出 人 7 關係 人 7 署名 7 各 ハナ 随 意 ナ y 盖 V 手 形

人) 有 手 振 形 = * # N 7 , -6 7 人 複 二非 , 意 ナ 1 八其分 = # y V 謄 本 成 ハ之ヲ 本 , 3 ~ 差 原 7 異 作 本 7 力二 战 舉 1 ス 7 V + ハ(一)複 得但 -× n 原本 7 = N = 本 ス之二反 ハ之ヲ 7 1 要 謄 サ ス(第五 本 1 分 1 效 シラ謄本ハ為替手 二於テ其記載事項ニ カヲ 二二條 スル 有セ モ各獨立 ス二複 2 形 本 ラ 異ナ 效力 1 > 所 手 持 N 形 7

本 * 送 付 V 返還前 二裏 書ヲ為サ ラ之ヲ V 1 叉

七 四 條、第 四九 -15 條第五二三 籐

適法 成立 v 9 1 立 = 關ス -手形其モノニ因リラ振出人ハ如 ル形 式事項二付 + 其極 概ヲ 述 何。 了 ナル V 務 以下手形 7 負フ

保ノ 立 A N 務 為替手形ノ 所 調擔保 振 1 義 Щ 務 人 1 -之 手 形法 7 則上 別 v テニ 左 , 箇 錢 1 務 場合 7 負 = 7 付 + 之 7 泚

六五 H 條 前二 手 形 支 拂 人 7 V 7 支 拂 , 引 受 7 爲 サ v 4 N 3 ŀ 7 擔保 7 n =

シ (ロ) ト (イ) ラ 第 滿 支 四 滿 期 拂 日ニハ手 人 ノ引 受八有 形 金 額か 效 ナ 支ル 拂 = ~ 1 n 7 ~ 擔保 ス、換 æ 1 言ス + N = v 1 1 ヲ擔保ス 支拂 A , ルコト第四八 引 受い確立ニ

0條) 支挑 人 = 為替手 支棚ハシムルコトラ 形ノ 振出人カ手 記載シタル手形ヲ交付 形上ニ之ヲ明示 t ス スル以上へ支拂人へ初 ŀ 雖モ其所持人ニ對シ

7 ~ スニ サ + ルカ 分 資 故ニ之ヲシ カョ 有 ス ルコト ラ支拂ヲ爲スへキ意思ヲ表示 ヲ支拂ノ委託ヲ 為ス裏

手. / 形 = 記 = 於テ支拂 括ス 献七 義務(第四 N 金額 . N 八六 1 手 勿 ~ 論其 形 = 費 + 即 用 7 + 潍 人 7 Æ 保 併 ス手 若 t 形 7 v = 負 支 記 擔 拂 載 ス ~ Ħ N 支 金 Æ 額 , 7 ~ 爲 ナ y + 期日二其記 サ N h +

以上 拂 N 人 之ヲ 出 ٢ 力 Æ + 引 , " 受 概 其暗 , 義 7 務 為 償 サ V 1 サ 八為替 啻 = 1 責 N 手 = ラ + 其 形 + ク義 ~ 1 ス 受ル取る 擔保が出 務 7 履 1 = 1 對 セハ ス * サ所 n v ル持 ラ ~ 人カニ - 有 任ス ラ 對 x N ス又條件 ~ 1 + = ナ 期附日ノ 1 ラ 接 ナ ス y 谷 = 其 所 約 支 務 理持 拂ヲ v ヲ 負 由人 3 為フ N 1 = 既對 サ支

1

=

ラ

v

第二節 裏

容易 使用 券 ナ ラ 始 * 2 3 3 カ 為 ŀ ス 1 = 旣 見 N = y = v 3 所 3 1 シ律 ラ行 ナ = ル依 第為 效 + ~ 七手用 7 ヲ行 世形 紀/施 為小 スル 國ョハキ 人シ有金

Æ 裏 = 二違 成 書 V 立 1 = ス 原 ナ 爲 替 形 = 1 手 ナ 5 形 -成 y 1 N 立 7 帶 Æ 立 ハノヲ 2 ナ テ 4 Æ Æ カ ラ 故 有 其 二 效 + 效 若 = 爲 力 V 7 裹 A 生 書 7 ス ŧ 裏 7 為 書 人ノ 振 111 7 N 意 1 思 ス 手 形 形 -示 " = 單 カー附 ~ 前 獨 其 帶 要行タニ法シ

立 立 ~ + 7 Ξ 點 係 = 完 於 7 ラ 生 占 + 振 t v 1 4 差 n 7 異 3 7 カ N -7 他 + 見 1 14 ナ 四 N 手 形 -行 襄 為 叁 7 = 普 同 而 1 1 V V 意思 但 ル場合 ラ 襄 2 原 書 女n 何 手 -襄 + 形 = 普 y 7 附 1 * 其 帶 2 4 手 2 7 7

二 規 換 襄 成 獨 定 言 警 = 1 y X = 依 7 t 流 v 依 " ~ n ス 形 手 手 式 形 形 7 * * 1 出 æ 統 流 具 備 通 1 通 > 出 ナシ證 -手 V 裹 y A 劵 第 ラ NA 形 四 爲 n = 1 替 ナ Ħi. = 固 π 手 y + 有 條)故 流 形 性 ~ 當 質 V 4 Ħ V = 單 = 際 為 純 者 V 1 + 7 n 意 = 手 思 1 形 = = + 名 - 指 = 因 n 1 式 圖 = 指 ナ N 圖 N = * 7 式 * 非 明 1 1 ス 茍 記 記 1 * 7 ス 法 待 ナ = n 7 律タ n 裏 ヲ書 1 2

7 手 表 形 示 1 シ其 性 之 7 質 Ŀ 其 手 流 形 辿 - 證 記 券 戴夕 v p × 3 N F 塲 右 合(裏 1 如 杏 7 ナ 7 禁 N Æ ス 其 振出 旨 7 ٨ 記 力 特 載 v . = 夕反 ル對 1 1

= 形 7 償 還 71 ~ 因 7 力 請 數 ス = 111 カ y 其 ラ 求 人 7 ラ 生 = ス 後 ス(賞 間 y 7 手 ス 檐 v 受 1 = ラ 保及 還 " 各 ラ 所 强 請 轉 ^ ナ 持 ラ Ł + V 求 償 洪 7 3 3 = 還 意 ŀ 思 明 セ 勿 合 V 7 論 = 不 7 A ナ 取 V ラ ッ 通 テ 人 之 實 二 若 為 證 藏 1 因 V = 替 際 = 三 劵 ス 不 流因 y ナ £ 手 生 拂 振 通 y 出 證 將 v + カ 故 劵 為 流 人 來 A y = 振 N 7 1 3 7 Ш 毂 若 = 利 ラ V ス(第 說 非 用 1 • 祭 益 サ 人 7 1 7 + 其 受 7 ラ 要 四 振 取 力 V 信 Æ ~ Ŧî. N 其 併 出 5 用 護 × 效 Ji. サ セ 金 V A 7 謂ラ カ ス 條 額 7 7 7 爲ス辨 n Z = = 失 = Æ フ付替ル濟對為 在 n

法手形 為替手形 裏書

t

ラ セ ~ 渡 = 關 = ス 其 債 N 檀ヲ 4 般ノ 譲 效力ョ 波スコ 生 z 7 過 =/

效 v サ 書 用 其 サ V 之ヲ 1 7 1 他 失 共 振 時 E 者 係 形 權 出 ス 人、裏 7 夕利 + N. " ス n v 存 書 1 手 替 時 ŀ 書 A 手 時 雖 形 V ス A 1 N 1 Æ 上 E 1 形 期 及 後 限 如 其 何 亦 爲 リ キ 引 1 等 雖 小熟 受 者 度 1 1 裹 關 v 7 書 = 通 モ為係 人 手 Z = 7 證 被 形 ショタ 裏 為 劵 有 A N = 普 7 3 N セ 人者サ = n 妨 係 1 性 × モル 7 人 E ケ N ス有 亦 = 7 = 被 ナ 失 1 襄 サ ^ 制 ~ Ł 7 書 力 n. N 得第 人 故 支 = A 者 限 ~ N A -拂 7 ナ ル被 人 2 1 四 襄 + Ŧī. = = 7 7 v 六 妨 期 即 書 V ナ + 條 人 後 5 ラ 此 拒 手 ナタ 引 = , 受ス 絕形 +

如 ナ V y 以 F 其 形式 7 論 Ł 2 + ス ル ニ 先チ裏 沓

讓 受人被裹 書 人 手 形 £ , 權 利 7 移 轉 V 又八其

V 債 直 權 接 , 7 = 此 讓 義 渡 手 務 7 7 負 1 擔 ス = 自 力 被 己 信 7 手 其 償還 形 權 利 義 ナ 者 A N 地 實 .= 至 + ~ 被裏 裏 書 書渡人渡 - 人 か 後

督人 讓渡 二點 n 1 效 取 ナ カ = 付 7 + 倘 單 1 債 手 渡 1 說 權 形 明 カ 7 有 爲 7 Ŀ 7 1 ~ 同獨 權 利 V 裏 視ナ 1 襄 為替 受 1 ٨ 手 ノ 看 形 = 做 1 * 毛 ス(其 於 4 差 カ 為 n 償 Æ = ~ 其 7 = 謂 被 移 裏轉

3 N = 7 以 7 7 B 其 移 7 其 轉 B ス N 的 塲 1 ス 合 = 於 = 7 1 7 1 y 3 之 例 7 ~ -為 手形 ス Æ 金額 , = 1 非 取 ス TL 7

又へ債務ノ擔保ノ為メ裏書スル場合ノ如シ所謂代理裏書又、擔

- 各 支 從 若 7 E 持 1 t 1 V 注 1 直 振 意 時 出 1 + 7 7 ~ ナ = 人 故 他 4 # V ス = 之 支 ~ N r = 者 自 Æ 讓 9 對 = ス 償 對 己 1 渡 V = 手 7 = 人 還 ラ V 其 3 義 償 形 v 1 不 償 還 ラ 務 詩 N 支 還 求 請 1 義 7 1 3 二 拂 普 求 = 務 通 為 塲 人 7 N 7 カ 1 ス 爲 1 支 エ於ラ 保 3 1 支 + ス 期 分 證 チ ٨ 7 + 1 H 義 條 資 = 力 務 得 7 " = 所持 件 y 7 カ 支 F 脱ス 附 力 7 而 7 n 旗 有 日 混 人 V 7 7 ハ自 爲 = 同 = 7 v 者(支拂人 其義 支 7. 支 ス = ラ己 資 スフ選 務タ ナ 力 7 7 N 7 拒 ナ 寫 = 理 同擇 73 ミキサト N ~ 由

資力 + N 場合ニ非サ v ハ保證人ヲシラ債務履行ノ責任ヲ n

3 U 如》(民法第四六七條)之 ラ手形債 護渡 渡カ完全ノ ヲ爲 權者 7 3 效力 N v スル ラ完全 7 ナ 債務 V ス N = 裏書讓 者二 債權 通知シ 或 ヲ取 Ŧ ナ 相 渡 當 異 八為替 得 又八 7 1 t 手ル × 手 形 7 其 務 7 = 其 2 ~ D 旨 其 N ~ 9 護

務者 及 三者 7 寫 V 渡 サ 債 v サ A ラ之ヲ對 7 渡 カ 果シ 債 ナ ラ 7 權 抗 * 支拂 力 支 = 7 7 テ 保 = 務 擔 7 ス = 1

人力支 一ノ債 讓受人 = 移轉ス

為替手形

2 故 替 = 手 債 務 形 * 渡 , 形 ナ 者 法 1 替手 9 カ = 則上 裏書い其被裏 對 其 債 形 最モ 前 權 V ノ存 者 讓 = 被裏書人八裏 スル 渡 重要ナ 對 7 抗 受 v 書 辯事 對 5 抗 A 曲 v 書 7 = 1 因り獨立 讓受 手 其 7 形 + ٨ 讓 £ 事 = 渡 獨 書 於 由 ナ 人 讓 立 1 n ラ , 1 渡 -E 雖 權 ŀ 亦之ヲ 利ヲ 利ヲ 利ヲ Æ 債 之ヲ 權 取 讓 容 認 渡 3 + 3 看 力 ナ 2 7 要 2

第二 裏書ノ形式

替 + 本 7 = 手 v 形 之 1 裹 = + = 1 裏 ٨. 7 裏 裹 原 引 書 爲 書 受 7 本 2 -7 為 1 手 ス 地 ス = 7 外 ッ 7 t 之ヲ 2 サ = ~ 7 7 F 7 * 3 = 叉 ス 其 八二)原 1 7 場合 手 7 以 形 得 四 テ Ħi. 1 例 即 本 襄 + 七 ~ = 書 1 第 手 F 支拂 7 1 = 1 人 塲 裏 襄 ス 若 書 1 = 合 曹 7 + 對 = 20 於 手 2 爲 ~ 手手ラ 7 形 手 1 形 2 ノ 原 補 宜 形 本際本箋ヲノ

又 效 力 " 7 力 7 7 7 如 何 = + 明 Æ 瞭 此 等 = V 1 7 紙 H. H 9 以 完全 4 = 為 ナ V 1 8 スル ルモ E /

旨 7 底 7 = 本 * 形 サ y 支 7 v ナ 其 力 受 適 取 = 7 Ξ 送 有 例 合 補箋 者 N = ナ 1 付 ス = = 便 宜 v N 7 裏 7 ス 7 目 所 得 但 1 書 = ナ = 7 1 其 A 也 1 效 V ナ 7 謄 + 1 署 以 本 被 3 力 名 " 7 = 其 ナ + = 7 此 書 w か 1 v 7 Þ 手 ラ 裏 2 謄 7 = 本 第 = = 7 7 Ŧi. A 2 五世 裏 ナ 書 V カ 條、第 讓 ~ V 此 被 渡 V 便書 , H. Ħ. + = 效 + = " 將四アラ人の原き

商法 手形 為替手形 喜書

第

24

百ス

Fi.

+

七明

v

八二)正

定

裏書二一)略

告 法

=

n

ナ

Æ

ス

問題

5

如

何

=

裏

九

ハ・署 四四二 月 名 月 r 記 載 7 7 7 N 7 年 月 要 合 H t 便 7 利 載 ŧ 之ヲ " X 7 n 所 及 7 7 ^ = 記 謂 左 略 載 白 年 7 7 式 * 地 月 ノ如シ 裏 裏 N + H 書 3 7 = A t ŀ 記 所 質 7 7 際 * 載 或 £ = 2 × 坞 1 便 妨 7 3 = 1 是 5 21 ナ ナ 7 7 2 = 單 + 式裏 原本、 略式裏 明 テ = v t 裏書人 便 X 25 力 7 益ナ ナリ 書 + n

* N以 = 反 裏 月 手 3 1 7 V X 2 7 7 合 テ(第 變造 + 四三七 分其 = 手形 スル 盆ヲ 條)其 以 7 者 主小

2 又之ト 反對二被裏書人へ此場合二於ケル其年月日ヲ記載 利益ラ

H 為シタルモノト其前二 爲 v 效力

Æ 記名 形 1 7 t 引 ス ス ナニ 略式 *

以 移 2 條)之二反シテ無 書人 記名 + V 式 更 手 = 7 正式 カ = 手 裏 + 其 記 2 7 手形 實 名 ヲ侵 式 書ヲ 大 行 差 7 7 = 流通 爲 變更 7 N = ス 手 v 9 形 知 附 アイシー 占有ヲ DU AN 避ケ , T 7

商法手形 為替手形 裏書

手形上 加シ得へキ ノ效 カラ 項 也 左 如 V 7 說明 t

備支拂 1

於ラ 7 ラ 7 = 手 ス 111 = 記 之 形 載 7 1 說 7 ス -€ V Ŧi. 有 N 明 出 ス 託ヲ 7 手 N = ス場 t ģII 合 y 力 以 形 n 承 裏 豫 Ŀ 1 t モ + 備 擔 書 擔 同 支拂 = -人 ナカ 同 サ 義 3 豫 y 人 + 蓋 備 7 7 2 1 TN v 支 記 豫ナ 力 故 支 拂 載 N ~ ~ - 排 人 V 支コ 償 振 + ŀ 還 出 -手 人 9 テ 结 人豫 ~ 手 人ハヲ 形 ヲ 手 所 手 載 為小期 ス其 七 持 形 x L 記 形 爲 信 N 載振 サ人 メ 用 引 理 ス出 N 1 受 N A 多ヲヘ請 由 力 力 來(引 失 7 権ト 少 及 7 177 利同 爲 2 損 ノス受 ス利 7 -危若 叉 有一 失 v 7 險 v " Æ 2 支 支 ルラ 被ア 隨 亦 拂 拂 ラ 振 コ 同 NA コノ人ノアトミニア 支 トーフノ 111 3 / = 拂 人

支 人 7 記 載 v A N 捣 合 = 於 テ 支 拂 人 カ 引受ラ 爲 サ × 又八 其

1 後 * 者 力 7 N 求 = = 者及 至 7 " サ 1 ヒ其後 テ 詳 ヘカ 說 ポヲ スへ 者 ラ = シ(第 對ス 爲又 ス 7 > 之ヲ 若 五 ル手 持 如 シ豫備支拂 ス〇手二八形 + 為 人 ハ拒絶 不 7 上ノ 注 = ~ 意 先ッ 權 7 人人 證 利 N 記 豫 7 7 ŀ 喪 作 載備 # 支拂 y 失 ~ 7 2 所 N n 1 持 = 人 = ٨ = 結果 ラ -豫備支拂 ス之ヲ措 2 者 引 7 生ス = 受又へ支拂 人 倘 * 直チ 又八價 ホ 7 記 此 載 =

爾後 書 7 禁 7 N 7 3 第 DA 0

N = 7 得(第 四 Ŧī. 九

手

形

書

人

^

其

裹

7

為

當

y

7

手

形

Ŀ

1

義

務

7

負

擔

t

サ

n

旨

7

記

載

D 7 手 形 效 用 1 ヲジ 7 手 振 N 形 旨 1 7 v 統 7 ス 證 7 意 × 4 見 N y 手 性 振 7 形 出 阻 質 人為 碍 V ~ 7 統 カス ス テ フ手 通 發 行 證 形 + ~ 道 2 劵 + 1 3 裏 * " 理 ナ n N 1 酱 手 3 = 7 7 形へ其 禁 ハ毫モ 述 v ٠ + ~ 此 3 ス 影 他 9 9 N 響 Rh 1 裏 旨 ラ受ク 書 + 者 7 振 1 人 記 カ Ш 意 思 N 爾 V 1 7 3 後

法 手形

= " 過 戊 7 = 9 U 有 = * 7 + 7 出 + * 後 法 裏書禁 爾後 1 人)乙(受取人)丙(支拂人)ノ間ニ 7 ナ 所 -裹 持 手 7 言 八唯乙者二對 ヲ爲シタル 禁止 7 * 八其效 共 意 スル旨 後 思 表人 1 凝 場合 及 13 示 7 " 7 E 書 人 襄 5 = 為裏 書 擔 又 サ 保 V 禁 サ ~ 振 叉 N 止 A V 出 1 " N 意 償 人 ナ 思 還 T .擔 1 表 1 力 原 N 請 之 申 示 手 7 求 7 二 務 者 付 為ヲ 7 7 1 Z シ為 = E 负 為 7 * 7 ス 移 = N 3 ~ + 7 何 1 n 等 為 1 5 1 7 7 1 へ以效ノル

支 ٨ 7 7 力 為為 7 支 2 2 目 = 當 7 的 想 ~ 為 ~ 9 渡ラ * 沓 手 7 # 豫 人形 N 力上 防 1 振り t * 出 義 ~ > 人務 自 7 己 及ヲ 八僧還 七 負 共 擔 = 前 t 在 者 +)n 2 務 N 3 資 7 = 力 履 7 = 7 疑 2 N ラ 戦 モ存シ

以 信 t ス ナ = 所 力 1 記 = 7 ナ = 丙 7 為 7 1 = 際 ス 1 ス(第 何 書 3 等 7 1 74 1 7 7 五 利 2 9 其 九益 1 條、す 手 形 形 £ ~ 4 甲 力 1 + 四 Ł 容 義 7 六 ス 3 ~ V 試驗 〇 是 事 ナ 務 甲 實 9 = 7 條 V 者 9 此 上 叉 流 負 1 Z 或 通 N Z 擔 記 ノ場 ス 1 7 合 升 之ヲ 1 理 理 = ナ 旨 叉 7 v ~ ラ ラ V = 手 受 十分 裏書 取 鸽 3 7 1 発 y 7 1 受事 合 ナヲ ナ 1

第三 裏書/效力

4 效果 Z 協合 = 付 = ラ 異 , 换 ナ n 合 3 7 1 區 ア 別 v V ラ ~ ナ 說 9 朋 ス n 7 便 宜 1 2 V 坞 合

單 ル裏書ニッラ其裏 時期 力 拒 絕 證 普 作成 期以前 ナ n 1 * 此 撼

阅法手形 為替手形 真布

0

Ala 裏 同 人 7 ---= 書 手 1 地 書 ~ > 位 護 叉 渡 9 若 期 人 7 支 5 ナ 自 引 ラ 支 求 二 求 被 4 V 裏 ル満 ~ 書コ期 被裏 x N + H 人 - 沓 = ^ 7 裏 欲 支 ٨ 拂 書 t 7 1 人サ カル 請利 求 + * t

人(口)ト 滿 1 期 所 = B 持 書 人 人 = ス 手 = 20 ナ 形 對 自 叉 書 金 V 己 額 手 人 略 7 形 カ Ŀ 支 7 手 n X 7 以 2 1 實 負取受旨 7 行 人取ヲ 擔 7 スハ人記 支 義 保 诽 務 自 ハ戯 2 但 1 7 己 手 V 引負 形 A V 7 此 被 受 擔 1 N 裏 授 塲 效 7 + 書 受 合 力 為 N サ 1 25 .00 ナ 人 3 此 裏 + V × 7 Œ 以 裹 必 式 7 7 + 沓 夏手負然

+ 人 7 爲 2 係 ス N ^ 其 1 三 裏 以 書 ᢢ ナ 7 y ス取 = * スセ又 因ル 7 カシ 第 y Ŧ 7 代 第 同 手 理 ナ 理 " 四 一被 形法 29 1 權 Ξ 裏 1 書 書 利 原 Ξ 裏 條 條 人ョ Hi 第 書 7 方八寶二代 = 此 地 人 項 法手行依理 位 = - 代 二 形 2 9 シ對 抗在理依權ルラ リ利 ョ 支 シル被 裏他ヲト配 塢 得 者 アセ合 人實 + 普 ラニハ ヲ 行 得 ルル於 其 シス " ラサ 7 其 ラ N E -其 其 + " n 7 書質付 防 結 E 人行 # 果 ノヲ必 1 = 方 ス 代為 サ V 7 ラ シモ裏 人 4 書 理 ルルラ人被 1 1 之 = <u>a</u> ト 看 記 裏テカコ

實 於 7 # M ノ 手 形 支 7 主 延 張 期 2 2 以又 テハ 其 償

替手形 裏書

5

7 7 7 > 1 書 v 書 1 人 7 y. = 對叉 抗七千 ラ形 , 裏 ~ + 書 * 由事

權期右二第 人警モヲ 第 DA 1 意 同一ノ 乃 1 7 明 手 7 支拂拒絕證許作成期間 セン 受 取 儘 日 至 = 形 前 ト 目 人 其 承 内 權 1 Ξ 2 的 旨 = 利 r 2 2 = N ヲ對 7 7 書 ŧ 因》 通 記 行 此 N シノ ラ ラ 載 = 後 7 負 ラ ハ 更ハス 1 裏 行 裏 後 單 = ナ + N 1 他一裏 書 書 1 ス 1 3 7 裏書 N 1 ŀ = 前 依 肝 四 t 7 ル ~ 期 書 書 六 = 要 v 二條)蓋 + = 11 7 ŀ 於 被 ス Ŀ 5 裏 = 關 為看 何 N n 1 說 7 做 9 N 書 V F サ ナ特 明 1 ナ 1 目 V 1 書 1 9 = n v 掲タ ヲルクル 得も 1 權 拒 1 1 得第四六三條) Æ 如 利 絕 若 手 7 クハ證ル所 , v N ナレ £ 1 其 1 被單 書 ヲノ 裏 記 襄 書 = 7 ハナ ナッ 書裏作 書 載 = 外 ナ 誑 人書成 1 ナ種 + 此 7 人 2 9 質 1 塲 人 シノル ラ 類 合 ラ有 入 + 時 スナ 丽 期 y .21 獨 v 立タハ > 今 裏 於 爾 7 ノル満 書 後尹之 ラ 茲

效 ル合陳 第ス 力 如 述 五 定 = ラ 逆 茲 ŀ 通 裏 7 3 7 例 = 書 得 y 說 1 ~ + 故 規 明 場 = = t 便 ン 手 7 1 ス對家キ F 宜 形 觀 異 V 1 防 果 ラ 上 ナ ス 裏 禦 别 ス 逆 N N 所 方 裏 ŧ 書 v 約 法 1 ラ 書 ハ 罄 1 1 手形 手 何 7 人 9 思 N 形 A 認 1 意 ^ 名 ~ 上 容 1 1 1 手 襄 艇 被 7 爲 ス 形 7 7 = x N 闊 書 書 1 1 = 3 ŀ 裏 於 係 Æ 人 A 上 裏 フ サ 以 之 7 7 1 1 A 書 其 人有 7 免 權 N 債 於 A ス 爲 V , Æ 協合 點 ラ y 1 y N 1 v 二於 = カ 7 72 ス 7 n = 存 同 5 裏書 ~ 寫 ル如 ス盲 絕 n 11; 人 對 ナ v 書 抗り證者時 7 7 1 A 場 ヲ

ç

2 y 渡 7 テ 關係 ハ影響ヲ リシ + 3 N 書 N V = 如 y 特二 * 說 明権ヲ利 務八 同 為 7 ス 實 手 以 7 ナ N 9

7 L. 力 支 7 振 1 出 引 非受サラ + 還 = V ス 求 7 7 權ヲ Z + = 1 V E Z 戊 9 若 ス -6 償 ₹ 裏 還 n 裏 1 書 7 方 務書 人 利 為 者譲夕渡 ト同 人丁 面 V 實 = 際 於 N 人 V 所 A 1 1 テ 地 7 利小 位 N 請 + 人、戊 - 丙 益 價 求 ~ 支 ナ還 在·力 權 拂 n 被 7 7 支 裏 * 行 人 1 書 7 戊 = ナ 人 , 人 > 何 固 3 為 y y 1 定 影 手 V 7

粉 出 者ナ 人力 被 N 力 襄 故 審 人卜 = 一旦償還請 為 9 及 n 水權 塲 7 行 葢 7 • ~ 振 + 出 人 æ " 1 通 手 例手 形 關 形關係上最終 係 7 n 為 × 被ノ

位 ヲ利用ス n = 1 能 -* ル場 合 7 n 3 1 ~ 前 揭 1 = 於 3 1 眯

五六 N 理 7 條)但 山ナ 受人 原 V + + = ナ 依リ 自 7 雖 以 己 Æ テ債 7 被 " 支 裏 主 1 拂引 務 9 書 2 關 書 N 人 保 債務 受 1 Þ A V 為り 消 者 1 7 雖 其 ナ モ 取 7 N ~ N 亦 7 + 塲 以 ~ テ 7 Æ 1 人 ナ民 期 利 N 後 7 = ·N 7 手 規形 定 利用(割 至 y 1 = 7 引ス 1 滿 -被 7 期 v 襄 規 N 前 1 定 = 此 = 普 於ラ + 人 t り(第 7 3 n 21 支 + 四

第三 31

n

=

由

ナ

V

出 人 H = 力 寫 = 手 V A ル支排 ハ手形 支 1 支拂 人ナル 二開ス 1 委託 ヲ支拂人 ラ承 + 手 V 記 7 替 4 手 額ノ 者 形 為 替 = , 支拂ヲ 對 所 手 持 3 形 請 委託 求 所 = ス 持 2 7 1

2 7 覩易 滯 亦 7 X 引 V + 受 未 4 1 = 7 = カ 理 支 1 必 + 1 V ナ 手 便 筒 然 否 7 .7 盆ア 共引 形所 日 v , 9 ナ + 是 V 理 豳 持 果 受 7 + ラ かか 以 其 A 時 2 N 1 7 支 = 7 7 1 ラ E 9 法 手 U 拂 爲 支 支 Æ A 律 形 7 挪 T x 2 - 振 所 " N = 7 形 所 持 Щ 引 ヤハル Æ 持 人 受 人 否 極 ~ ス 7 若 己 人 7 31 + × * + ス 7 满 不 ラ 7 期 v 手 1 確 不 否 4 E = ナ = 71 ラ 日 形 襄 定 利 * 支 總 ス = 满 前 - 普 益 全 ナ N 1 期 人 ナ 未 7 - 比 如 N = 1 其 引 於 7 H 支 ス = 1 y 定 拂 前 + 何 ナ 自 受 ~ + ラ V ヲ為 請 = 71 1 7 支 求 9 1 共 ナ 1 カ 1 拂 サ信 7 引 手 v 意 用 受 形 1 思 1 V 1 9 T 手 支 ス 引 1 サ = n h 1 7 流 7 極 通 7 7 如 手 民 2 1 n 上支得ナ + * * 2 形 為

支拂 人人 ナ 9 随意ナ + 有 * 3 右 手形 權 利 1 2 呈示 之ヲ 7 行 為 = 7 其引 限

場合 ハ手 形 即チ支拂 所持 スレ 1 * 力其支拂 引 91 受ヲ 外 シラ其引 1 引 5 受 7 7 完全 其場合 二其機 7

為替手形 手形 力 一覽後 + 定期 ラ 振 出人力 拂ノ ŧ ナ H ニ手形ノ +(第四六六條第 引受ヲ -4 寫 メ之ヲ

右二箇 人カ 四 六六條第二項第四七二條 スヘキ 協合小手形 スル , 意思二 旨ヲ = 7 V × N 引 受ノ キ(第 7 第二項) 二條第二項) 開スル制限ナ = = 其振出 亦 7 失る = 塲 對 合 7 1 = 手形 於ラ L 7 所 1 持

聯接 手彩 经等手彩 引带

1 =

手 E V 其 成 Ŀ X ス 期 7 ~ 必 ナ ア ナ 7 手 3 2 2 想 保 V 若 7 £ 項 期 > 1 = 間 出 此 不 內 ٨ 期 + ~ V ラ 力 少 手 呈 7 力 ラ 形 3 效 N 7 力 ラ ヌ 務 7 7 呈 負 示 所 ラ 7 持 7 V 7 手 v 前 1 1 トハタ者 間

4 A # ス 引 受 7 = 7 7 4 -サ N + 目 n 人 力 1 叉 其 10 呈 1 ハ満 示 引 期 受 B 所 間 7 7 內 爲 定 ス 於 E N 7 H 在 7 手 7 證 形 以 7 手 尹 記 其

7 7 7 7 コ 多 満 言 7 H F ス(第 看 7 四 7 カ 7 ガ 項)又 7 拒 絕 2 7 證 ル満 所期 持日ヲ 人ヲ作 成 八 定 拒 ム 7 絶ルル 證 起 ト

成 引 = T 成 受 注 力 1 n 7 ナ 期 期 ラ ス(第 拒 間 間 ス 絕 拂 期 ~ 力 間 證 四 7 差 爲 八 定 內 引 ·Ł • 7 1 = 條)引 其 ラ 受 其 N 7 呈 短 = 7 1 縮 支 示 受 引 ス第 拂 ŧ 成 セ 51 y ナ ·t ナ サ 受 カ 9 手 1 + H v 形 附 7 カ 7 又 1 支 7 以 記 Æ = 載 引 满 ナ 1 受 y 振 七 7 y 1 H = 確 於 1 H 3 リー 附 ヲ 記 7 ス(第 v 7 B 合 2 四六 年 合 加 内 = チ 内 诚 二 於 ス 內 34 七 七作ケ = = 拒 條 或 サ 成 n 絕 絕 第 がは N 七拒 韶 期 シ 絶 證 -項 出メメ證ヲ手 , 書 人二サ書作形 末ヲ

形 為替手形 引受 ラ

四

サシ 記載 引受ナカ 看過シ呈示ヲ爲シタ 特ニ呈示 ヲ失フニ フヘキ 1 スルコト 必要アル 期間ヲ定メテ之ユ記載スルコト 要ス 機當者ヲ記載セサリシトキハ支拂人ハ引受ヲ為スニ當リ自 ノニシテ振出人ハ豫メ支拂擔當者ヲ記載シ又ハ記載セ 為替手形二於テモ亦所持人ハ支拂人二對シ其引受ヲ求 V 7 + = 得而シラ何レノ場合二於ケルモ支拂地二在リラ支拂ノ 完全二 7 拒絕證 以ラ振出人ハ手形ノ満期日前ニ其引受ヲポメ トアリ他所拂為林手形トハ支排人ノ住所地以外二於ラ支 = 其權利ヲ保 トヲ證明セ 書ヲ以テ之ヲ 有セ サルト ラ得ヘシ若シ所持人二於 欲七 セサルへ ハ其前者ニ對スル手 八右呈示期間二 力 引受ヲポメ v A 四 サルコト 七二條 記載ラ 備ヲ為 ラ之ヲ 7

引 受ノ 形式

3 形 ノ引 受人 ラノ ノ手形 成立以商法第四百六十八條八此形式ヲ 行 爲 ト同シク要式書面行為ナルラ 定メタル規定ニ 以テ方式ヲ具備

ノ目ラ 7 明記》支那人力之二署名スル 為スニハ二様ノ方式アリ + 協合 řiji 7

本二 替手 是ナリ V 引受 ハ其意思表 へ、手形振 テ為 1 原 本二 シタ 出人ノ 力單 受 非サ 支 委託 Æ 手 v " 51 受八 之ョ ナ 1 ヲ以テスル 9 箋別 スルモ 1 認 4 7 n 紙 又か 1 形ノ Æ 3 手形 ナ ルヲ以 П 7 原本二之ヲ 頭等 得サレ £ 何 等 7 7 ハナリ B 1 委託 為ス 效力 ラ為 故二 7 V 手 7 要ス 形 アス芸 3 1

1 1

2 必 條件 ナ V ハ手形 サラ N B , ナ 7 引 り足 7 受 然 V 7 v y y 引 1 4 ~ シ後 受 = 引 1 二手形 受金額 塢 ヲ以ヲ 所 又 金額ヲ變 7 記載 + 引 7 4 7 3 質別 八此

引 受ヲ 為スニ當り其金額ラ 記 V 3 n = スル 問題、即チ 2 引 受ノ

引受

_ 七

71 於ラハ サ ٠ 手 引 信 形 N 百 金 受 ナ ナ ス ^ 成立 引 相 金 效 受 • 額 = ナ 力 ス = 7 1 7 振 n N 出 限 + 生 度 否 人 t ヤ部ニ分 7 V = ~ 引 受 = V 7 7 7 少 テ 7 = 3 規 手 7 7 カ ŀ y 成 ス 立フスへ 立 カ 說 圍 v 7 1 ~ ス + ナルカ 內 + 4

成立ニ關係セサル或事項ヲ記載スルコトヲ得手形引受ノ形式ハ右ニ述フル所ノ如シ尚ホ支拂人ハ引受ヲ

2

=

當

9

引受ノ

- 1 25 場所 引 受ヲ 支 他所拂 拂 7 人 記 載 スニ當 ~ 爲 2 N 支 7 引 擔 當者 受ヲ 出 ~ 行 7 支 7 得第四 7 Ł 支 サ v 七二條 1 • 궄 7 = 於ケ カ如シ(第四 支拂人 ル支拂
- 第二 引受ノ效力

七三條)

ハ為替 ŧ 71 手 ラ 7 出 = 拘 E 9 t 取 有 效 A 力 = 立 7 V + A 成 如 1 立 捣 N 7 合 場合 務 2 此 又 例 ナ ~ 又 n 務 = -* 支 ~ 21 カ 手 手 故 N A 形 引 受 形 = ノ手受 力 カ 7 為替 僞 形 ナ 振 上 造 出 n 資ナ 手 金 人 = 力 於 形 y 7 無 £ 3 7 受 能 N 1 支 t 行沸ス 取為 力 他 アメ者ノ為

法手形 為替手形 引受

二九

1 + + 支 人 1 7 引 ラ ^ 引 受ヲ 等 為シ 資 交 及 = ナ

支拂 7 支 者 7 為ササ = 支拂 金 * v N 7 7 7 拒 支 力 ~ 手 7 か手 ス(第 形 €/ 7 金 A 形所 額 N 四七一條)是 塲 、勿論其 合持二人 何 等 於 = 1 償還 對 v ラ 義 償 V 新 法 義 還 ラ 7 務 義務 遲 カ 滯 7 者 法 履 1 = 利息 1 カ 其 ラ支 務 7 y ラ 生履シ行 " = E サ若 2

2 支拂人ノ義務ハ手 持人 7 7 則ト N ~ 其引受人ニ對シ權利ヲ保全スルニ = 因 スレト y 7 消滅 形請求權ノ時效モ 支拂人人 3 N ٦. 1 義務八或場合 7 罹ルマラ 於テ 織ス(第 手 ^ 等 四 = 四三條) 手續 カ 7

ン(第四 擔當者 九〇條)面 記 拘ラス 支拂人ノ義務ハ一般民法上ノ債務ノ如ク供託ニ因 得(第四八五條) 所 人 カ之ニ對シ ラ支拂ヲポ メサリ シ場合 1

7 引受ヲ 限附 二當リラ單純ノ引受ヲ為 引受ハ法律上有效ナリャ否ャニ付 スコト アリ制限 || キ左ニ其要旨

t 7 務ヲ有 굸 項 7 7 附 v 加 + H + v 7 即チ手 N 引 手 1 受 形 7 7 所 若 -1 於ラ 持 寫 力 v 3 支拂 ト(第 為メ 時二 振出 N 二支拂 支拂 = 7 ナ ~ 9 v ハス 云フ 期日 斯 引 受 N 引 2 = 7 支 受 = 比 7 手 拂 スレ -手 N 形 人 7 出 多少 1 v ٨ 支 -7 1

為特手形 引受

左 ノ三説アル 引受ハ振出人カ所 見ル 持人二 對シラ約シタル右ノ趣旨ニ + "

限 振出 v 1 人 ノ委託ニ ハ制限ノ 違フ 記載 = ナ 1 + + N 力 , 故 ١ 二無效ナリ 看 v 引 受 7 有 7

.

規定 受ヲ 為シ ヲ希 - + ハ允當ナラス又乙說 望ス 合致 タル 本 t 7 採用 旨ヲ * ŧ 3 格 ~ 引 受ヲ ナ t 没却セラルル迷 リ第四六 論定セス 1 為シ 所 1 如 持 謂 人人 7 3 7 單 ~ 九條第二項、舊 カラ 引 V 純ノ 惑 1 ヲ引 + + * 感ス 受ア N 思 = ~ 反 商 9 由 " 1 y × 第七三八 制限附 故 看 盎 N 二新 做 1 力 U 7 ミナ 7 引受 舊法 限 14 條 3 1 7 # 或小师 7 = 2 南極 端人 效ナ Æ ナリザナリアトア人 甲說二 1 1

一一部八引受八其限度二於一有 折 衷説ヲ 效ナリ 換言スレハ一部ノ引受ハ所持人ヲ *

2

ス人 引 求 7 IJ. 受 カ 之 ナ 寫 2 此 7 + 7 取 部 = 塲 分二 1 ヲ妨 1 7 付 引 引 雖 E ŀ ラ ケ 1 2 1 所 所 直 者 v 受 人 = チ = = 2 = ラ テ 7 對 保 21 V 11 7 引 其 7 引 制 受 取 受 求 限 7 1 ナ 捨 手キ 內 z N 爲 二於 ル全 形 Æ ス 所 1 務 = 權ヲ 持 1 ラ + + 手 V 7 人 v テ 形 得 7 職 直 .Ł ス n 故 = 束 + , = 檀 ス 若 利 力 ヲ収 V 2 1 故 所 請得持引 =

Ξ 引 受 成立

手 第 言 呈 人此所 示 形 7 t 1 引 B サ 受 還 n ラ > ^ 新舊 7 何 v A Æ ラ 時 1 成立 引 サ N 第七 受 N 7 = = ス 百 力 7 至 三十 署 其 力 V y 手 规 始 名 ラ 之ヲ 定。ラ 六 × 7 テル 所 支 條 成二排 所 異 持 末 ZT. = 因 人 段 7 9 八力 人 v 1 其 引 = N A 直 手 受 遠 ŧ 9 + 付 形 7 1 = 1 求 成 = ス 立 署 2 + ス 名 ~ ス " , 手 D = 引 + 7 7 受 A 9 7 其 要 支 手 ス 取 * 支挪 形ル 人 消 雕毛 7 7 4

形 為替手形

成立 署名シ 第二項 規定ョ 署名 引 y 條文コシラ其成立 受ラ 推 論七 為シ ハ支拂 タルモ 9 7 之 1 ヲ為 A 時 D 署 期ヲ 看做 名 定 7 2 寫 * V 1

A 2 B 成 支 7 71 受ノ = = 2 1 2 紛失シ × N = タル場 = サルカ放二其引 於 合二善意ナ テモ仍ホ

四 節 保

第一款 擔 保ノ請 求

條)英國手形法モ亦 振 ナ 合 蓋シ カ 旨ノ ナ 求 ħ 1 義ヲ ヲ為 此第二ノ 7 + = Æ 所持 滿期 用 1 1 3 シ・手 塢 後ト 合 _ 引 ~ ラ -= 受ハ 之二 歪り = ナ 期日 9 於 對 支拂八 E 4 ١ 信 = 用ス 2 n 若 V 立 故 テ擔保 = v ~ 二此 於テ 法 引 受人 ルコト 期 例 滿期日前直チニ債務履行ノ請求即 , 塲 = ヲ請求 H , 引 一定セス 1 受ヲ 合二 1 資 ナ 疑 二支拂 非ス 於テ スル 力二 為サ + = 7 1 生 所 於 ŧ 3 ス v 亦擔保ヲ ラ支拂ョ 絕證 1 へい舊 持 ムヘキ 2 人 7 然レ 得又為替 哲ラ作 = 國商 3 æ 假還義 受ヲ 7 v 擔保 手 但 務者 シ此 手 其引 支 形 .3 7 如 7 3 3 遠 + 等 V

問法手

7 ス セシ 法ノ主義 へ必スシ ヲ採用シ右ノ モ直チニ償還請 還義務者二於ラ滿期日二支 セリ 求ヲ為サ

手形ノ蟾保ヲ論スルニハ左ノ三項ヲ説明セサルヘカラス

目 ナル條件ニ 依 y テ擔保 ノ請求ヲ 為ス 3 1 7 ルヤ

以下順 次之ヲ説明スへ 缩保 ハ如何ナ v n 但シ 塢 合 第三ノ場合へ次数 = 其 效 力 ヲ失フ = 譲ル

第一 七五條、第五〇〇條) 擔保ノ請求ヲ爲スニハ左ノ條 件ヲ具備ス ルコ 7 要ス(第四七四條第四

(1) (1) 適法ナル手形ヲ所 スコトヲ得サレ 引受拒絕證書人 ハナ 作 持 成 但 7 N v 1 豫 備支拂 手 形ヲ 人 人記載アル場合二於ラハ之二對シ 所 持 t + v ハ手形上 ノ請求ヲ為

Æ 擔保ヲ供セシメント 引受ヲポメ 拒絕證書 欲スル前者ニ對シラ其旨ノ通知ヲ發スルコト = 引受ケ + N 旨ヲ記載 t V 4 N

場合 = 二二於ラ 2 曲 引受ナキ = 9 物權擔保タ 部分二 ケ 7 ルト 7 ス 債權擔保タ N æ = ナ = ルト ルコ

受拒絕證書ト引換ニ非サレ 擔保二 二從ヒ之ヲ供 該當スル金額ヲ 1 供託 擔保 v 7 7 テ 搬保ヲ 2 N ス 7 ル手 t 数ヲ省 クコ 七

者モ亦其 モ裏書 請求 前者 , * n 順 -= 序二從上前 對 2 7 婚保スへキ 得第 四七六條 者二之ヲ為 金額及七 2 = 費 1 用 7 = 付 t 2 叉 保 請

請求ヲ為ス 7 直接ノ 前者三對シラ為 * = 耍

商法手形 為答手形 擔

第四 為スコ 百七 引 カヲ ラ避 力 不 ルトモ左 局 經濟 者ノ 者全 1

(1) 人力 藧 任 7 料 v 叉 擔保ノ 耐後裏書ラ 請求

受ヲ 人 ノ記載アル場合ニ 於ラ其豫備支拂人カ單純ナ

(2) = 於ラハ更ニ擔保ヲ請求スルニ及ハス其理由自ラ明カ 振出人又ハ或裏書人カ所持人二對シラ際メ 擔保ヲ供シ + タル場合、場此合

擔 ノ消滅

支拂人 カ支拂引受ヲ為 自 ノ危險アル = ササ 曲 ~ = 此危險ノ 因り手形 金額ハ 存在セ 期日二 N 協合二 支

- 受 7 為ラサリ 後二 至リ 單純ナル 引受ヲ為シ ×
- (1) (1) 供託 7 爲 v タル者又 N 費 ^ 其 支拂 前者力所 持 = v. テ質湿
- 因り 7 消滅シ
- (*)(=) = 9 湿ノ 請求ヲ

ラハ所持 支拂引受 請求ヲ爲ス = 得但 故

- (12) (1) ニ於テ 産若クハ 支拂 利ヲ 方財 於 宜 カ放二自己ノ財産ヲ管保ニ供スルコト ラ受方財産ヲ償却スルコト 二於ラ 求 ヲ 為 サシムヘキ 事由アリト謂ハサルヲ ~其清算二付キ多分ノ日 7 産ノ宣告ヲ受ケタル 以ラ支拂資力不確實ナ 爭訟ヲ生スル E 舊商法二 其他 然レ + 資 能ハサ 力 度アル 其他資 於テ 1 不確 小引受 力故二 得サルコ 要スル D ナル . 新
- 4 アルヲ 勿論ナ 以ラ破産ノ宣告ラ受ケタル引受人ト雖モ レトモ他人ハ其保證人ト 為り又八其財産ヲ以ラ糖保ニ 擔保ヲ 供ス アコ 供ス 1 7 N 得コ
- 受ヲポメタルモ 手形二豫備支排 ル引受ナ ナキ 之二 費 ラ 引
- 右ノ トヲ得 (=)モノト ヲ供 ス(第 ント 四八〇條 ス レハ所持 ٨ 1 其前 者 = 對シ ラ 1 換保 通知ヲ 1 發ス 請 ポラ ,v = 2 +

手 (ハ)(ロ)(イ)形 償還義 支拂人 務者力供シ ħ A 擔保 至リ 八左 ナル 1 引受ヲ = 於 爲 7 V タル 效力ヲ失 1 7

- 引受人 カ後日ニ至り
- 他引受ナ ガリ 2 = 力 力 7 失っ

第五 節 支

商法手形 為替手形

支 3 7 受 n 7 效 ~ ナ 7 1 N 支拂 左 = 7 ~ 行 1 之 € サ 7 蓋 7 7 ナ 手 1 ス 2 形 支 + = ナ 債 -7 1 因 爲 履 務 = ~ 叉 V 行 1 y 代 手 二 履 7 用 自 顯 於行 己 7 N 4 = 1 外ル= 信 - 趣 於旨 トナル 在 用形

第 手 1 支 支 拂 請 1 求 -之 人 - 7 之 7 ナ N

第 手 支 ~ - 何 ヲ カ 爲 ス ナ N

ス此 間 題 1 1 取 答 其 ^ 支 手 7 1 7 ~ * ٨ ナ y 1 V 引 7 受人 支 ハ適法ノ場所及と = V テ支拂ヲ請

左 7 三點 7 2 尙 = ホ 歸 進 著 7 7 然 仔 V 細二其說 ŀ * 之ヲ 明ヲ 以 7 寫 サ 未 * + N 分 カラスし 其意

爲 手 形 1 支 , 拂 1 請 求 1 何 時 何 v. 1 處二 於ラ之ヲ 爲 スへ + Æ ナ 9

7

第二 * 爲 Ł 替 手 形 手 ス 1 形 支 1 支 7 1 宋 目 ス 的 N 如 = 7 n 者 ~ 何 人 ナ 9 * 及 Ł 其者

如

第三 何 二之 爲 7 手 形 求 支 + 者 及 t 其 者 カ 支拂 7 爲 7 = 付 # 有

次 7

支 手 1 支 + 7 1 日 7 = 題 7 テ ~ 決 之 7 t サ ス所 故ル ~ 3 及 支 力 t ラ 7 其 7 2 得 目 為 而 N 的 ス 如 V Æ 7 1 + ナ 滿 H 力 於 +

左 サル 形債務 = ~ 必 既二 ス金銭ヲ 述~ 目的 タル 所 , ス 如 ~ v + = 更 テ他物ラ 此點ヲ 分 U V テ 之 ラ 說 = 充

定 支 = 4 ナ Ħ H = 7 7 定 期日 ラ手 4 7 第 V 此 n 文 2 四 A v 五 N * 形 ハ分 如 所 0 J. = > 條)又 載 謂 = 付 手 7 ナシ 期拂 法 記 形 满 # 定ノ 人其期日ハ 期 載 注 ノ方法ハ手 ト雖モ手形 H ナ 意 範圍內 F ス 力 4 シテ 支 -, 效力ヲ生 形ノ法理 手形 手 ノ性質上 事 者 £ 力 金 7 形 如 1 * 上 振 然 額 5 認 出 = = Æ 7 1 付 人 サ , N ラ = = 於一非 N ナ 7 > 所 必 N ナ サ 随 意 ナ ス 同 意 N 思 手 y 三之 + H 7 形 Œ 此 9 32 U , 點 ... t ト = 在 ヲ 満 テ要ラ

H 벲 1 如 4 手 何 形 1 第四四 1 記 載 百 7 五 -+ 條ノ 見 • 規定ス 7 明白 ナ N N 所 = = 1 v 是ナリ 7 其 最 例 æ 明 ~ ~ 白 明 ナ 治三十四 N Æ 1 2 1 定

B 復 + A 3 7 7 B V 手形 + = ナ Ξ 期 7 H B 力 7 大 v 7 1 金額 祭 以 此 7 X ラ 條 此 塲 H H N = 7 1 B 點 1 1 7 カ 合 B カ 7 H 支拂 U 矅 故 y = 1 2 如 = 期 = 或期 1 1 H = 關 7 民 H 2 定 其 重 法 1 手 7 + ラ ムルコ 複 N 十月 期 他 NI 爲 = ノ民規 ~ 即チ = 所 H 1 ス 3 法 定 休 决 ~ * 說 y 1 手形振 H 明 , = + t 旨ヲ Ŧī. 人 7 = 7 規 從 + サ カ手形 得所 當 爲 定 ^ 月 7 1 y サ 點 7 サ 1 ~ 1 若 ス民 + 力 7 N 法 唯 ~ 力 y ラ 日 呈 2 = 一覽拂為替手 其日二 商法 サル 支拂ハルヘキモ 示シ -= 3 是ナリ(民法第 於ラ諸 ラス(民 言 記 注 タル = 7 外別 取 意 一定ノ ノハ 引ヲ 君 7 法 A H 何レ 要 , 第 = 之ヲ 為サ 2 一四〇條 日ヲ ノ日ヲ 前例 = ナル 了知 規定 サル 經過 7 7 =

7 出 手 效 一年内ニ手形支拂人ニ呈示ヲ 形 1 期間 其權 呈示期間ヲ定メタルトキ 全然手形債權者ノ意思ニ因リテ定 利ヲ行 際上甚タ迷惑ヲ越スヘシ 内二呈示ヲ爲ササルト セリ(第 Æ 又八 支 為替手形 時 ハ縱合其特定ノ呈示期間又 手形ノ支拂請求ヲ ラ不 法 使セントスルニハ手形 四八二條第 請求セラ 律 ノ規定 確定ト ノ満期日 7 = スへ 項)此規 ハ手 キハ如 ハ此期 為ス 受ク ŧ 7 テ 知 何ナ 7 = ス 載ナ 7 ッ -隨拂為替手 若 期間ヲ ルヘカラス 7 7 テ シ振出 不安心 7 + = t ルコ + 呈 * 示ル ナ

7 支拂 = ١ 7 ナ 四八二條 3 N = 於テ = * "

ス(第二八三條) 慣習上取引 y 午後十二 時 = 7 支拂ヲ = 時 手形上 間 ħ 宋人 = 於 ,

支拂ヲ ス 重 金額ヲ 要ナ N 求 = 倸 7 ヶ 有 辨濟 Ħ スル日 期日 ナ 7 コトラ注 意義同

- (ロ)(イ) セ ス(第四 四三條
- 金額 對 ス N 利息ヲ生スル 日 起算點

ル(第四九一條)

7 Щ = 力 (10) 其 カ 豫 支拂 債 自己ノ 其之 スル -シ得 期日ハ支拂 取 債權 7 之 7 5 受 A 7 ラ 業 定 7 5 所 適 叉 ナ 3 住 欲 7 1 N 權 於 ス = = ラ = 7 ラ 7 形 ス(第 支拂 力 7 ル何手 爲 = ナ 7 1 -至 ~ 七塘 何 1 1 ,

ラス(第四五二條 場合 V 支拂人 **共**擔 場合 二於 カ 二於 當人二對 支 テモ 1 住所 人 5 支拂 ル制 乃至 1 シテ支拂 ノ記 住 ノ場 所 裁 四五 如 載 地 何 所 7 = 四條第 八償 1 N 1 記 請 サ 求ヲ 湿 + = 7 " 務 七 住 八 所 1 7 = 7 條 + 3 第二項 21 = 7 於 手 其 7 海所 ラ支拂ヲ求 = 叁 一照)而シ ニテ支 當 9 手 ラ 理 ラ 拂 4 形 此規 ~ > 解 7 = 支が記 求 2 定 N * 面

ナ サ 7 v 如 v 鏠 何二 ~ 形 手 スル 之 金 形 額ハ 1 7 支 目小

手 定ナキ場合 此場合二於ラハ民法ノ規

法第四〇二條第一項) ノ通貨中債務者ノ 選擇三位ヒラ支拂フラ以ラ足レリトス(節

- (=) 費力 〇二條第 ラハ手 用 カヲ失ヒタ **光一項但** 期日二金貨ヲ以 限定シタ 二項 + ハ他ノ通貨ラ 7 支 例 A t 7 以 為 金 文 管 支拂 ~ 何圓 * 場合 7 = + 云 7 力 7 ナ V ス(民 -6 V 第 金 =
- (~) 人力 法 為替手形 ケ 手 外國 第四〇二條第三項第 形 為替 二記載 , 金 t 場二依り ル外國通貨ヲ以 四〇三條) 我邦ノ通貨ヲ シラ 為ス テ 權 支 載 然 得 利 以拂 7 V 7 7 N N 支為場 7 有 スル ス合 問題 = 7 Ħ 者及と其請求ノ = 手形 = 亦 7 對 妨 ヲ所持スル者ハ必 2 4 概括シテ之ヲ言 小 於 + * 論 支拂拂 方法如何」 1 + 地人二个 ス(民

7 サ N 言 T 9 手 V 形 , 所 節 持 人上,雖 七 数据合 於 7 DE 說 明

~ + 手形所 解 持 蟹 ス人 ルノショ何得 ト人ヲナ n 要カトヲ ħ ス 知 4 N + 左 同 = 手 形 = 金 如 ナ 1 支拂 N ٨ ヲ請 支拂 求

手 人 自 己受取

丙 乙 1 第 第 --以後 , = 因 リテ # 5 手 形 又 金 , 額支拂 が無 支拂 ヲ受ッ 記 ヲ受 名 式 ル場 手 7 n 權 形 權 , ヲ振 所 利 有 出 特 7 人有 ス人 X N N 考 者

ナ 復 = 明 > 7

略

式

如 持ス 7 手 1 取 V 主 7 7 一讓受 手 形 人又 ヲ 手 以形 7 ラ茲 ニ 3 1 7 ~ 1 得 主代ル 1 理 者 人 7 * 是+ y 7 是レ 手形所持人 リ然レト 諸君

カ手 7 權利 7 證明 n :2 要ス

ス 四 債 21 旣 六 權 四 7 = 條 說 所 V ス Æ 7 = 言 簡 手 ス V 形 = +. y ... 於 ス = = ラ 7 示 4 V v 斷 人 書 1 カ 1 左 1 カ 書 手 1 瑕 7 瑾 癥 n 形 ナ 1 債 ス 權 權 = 塲 者 = 7 1 合 證 1 U ナ ヲ ラ 篇

- (1) 此 裏 テ 自 Æ サ y V 1 式 正 式 1 裏 7 爲 ス
- (P) = 中 1 又 ~ = 取 消 v 7 y 7 其 取

ナ 7 手 其 他 ラ IE. 2 ス 必 被 於ナ 裏 要 ラル 的 쾀 形 モ 式ノ A 上ナ 規 1 25 欠 9 定 ナ y ナ推 1 + ス 否 4 + + ~ N 7

其 形 到 7 支 底 關 以 1 拂 保 敏 7 惠 活 者 人 若 叉 V 對 1 流 y 還 2 受 容 務 = 造 者 前 移 叉 V 造 = 付 义 結 7 ^ 7 サ 7 抗 造 1 = 7 查 共 係 7 t 效 サ用 = 7 7 見 但 竢 2 9 2 7

= 裹 ス 書 說 連 明 續 求 V ~ 者 償 1 モ 得 還 間 7 1 N = = 7 於 求 1 " = 7 テ 7 1 1 7 說 償 + 還 依 說 請 3 V = 於 求 + 1 ナ 7 7 勿 7 2 爲 ス ナ 亦 = 日 人 弦 1 = 第 7 ~ 妨 手 * 書 四 5 連 形 百 力 サ 續事 連六

支 拂 7 全 7 支 = 拂 7 7 受 4 A 7 ١ A + カ 20 手 手 1. 額 = 受 1 取 39 記 支 V H 7 "

阳法 手形 為替手形 支持

其支 ル(第 " 手 八 7 者及 と 策 金 還 額 付 7 7 24 八 シ之ヲ 四 ラ 條 + 受取 7 以

Ξ 為替 2 + 其 者 1 有 3 權 何

問 題 " 左 7 3 7

一、手 第二 (4) h 3 第一 + 支拂 支拂 支 7 1 手 支 呈 , ス 形 7 Ŀ 7 適 法 ノ手形 形所 後 金 4 7 N 持 額 = 所 支拂. v = ٨ , 7 力其 支 左ノ 人夕 Z = - 手 7 アコ 於ラ手形 形 如・ル 爲 何力 y , ス 手 ~ 上 合 7 呈 E 連 示 7 7 7 受 所 A ケ 足 人手 NX

(m) 述 效 7 ッ 用 沂 形 7 50 カ斯ル ナ 7 5 2 ハ手 + 其真正ノ 0 1 知ラ = A 旨 3 È 手 7 1 =

名叉 * 7 * 叉 チ巨額ノ V 定ヲ ナ + ラス 手 形金 ナ * 額ョ ラ支拂 7 式 N 支 1 ナ 機者ナリ 之 ラ 規 疑 形 ス 定 ア ノ = 對 v 合

(0)(1) 手 7 形二手 N 3 形金額ノ支拂ヲ受ケタル旨ヲ記載セシ

メ之ニ署

7

支拂 人ヵ其 三條)是 名 手 權 ラ 返 7 7 所 手 " 人 7 7 = 力 7 又ハ之 ス 為スコ = 求 2 7 7 資 手 7 7 此 支 事 シェハト間ルト於再ナハ瞼 7 ス(第 N A 持

有 額 人 7 7 1 受取 y * 勿論全部支拂ノ か旨ラ 人 記 カ若シ トス面ショ其一 載セ 協合 * 7 4 ルコトヲ得サルモ支拂人ハ左ノ如キ權利ヲト異ニシヲ手形ヲ還付キシメ手形上ニ手形 部支拂ヲ爲シ 支拂ヲ拒ムト 7 サ 支拂 タル場合 ル場合=於ケル手形支い手形上ノ権利ヲ喪失 人の左ノ シ是レ 1 * -7 =

(1) 手 形ニ手形金額ノ一部ノ支拂ア 9 * ル旨ヲ 記載 Ł v 4 n 1

(m) (m) 手 形 7 y Z 7 +

Æ + ス(第 手 四 ħ 右 名 ŧ 間 -支拂人 ハ支拂 1 寫 × 1 義務ナ

人支手 B 力 之 ~ 拂 Ŀ 形 7 7 手 手 1 塲 金 7 H 及 7 經 支 手 ハス 之為 支拂 ス 手 四 一付 百 Æ 金 手 八 7 1 支 9 宋 Æ 21 Ŧi. = 求 1 7 2 受 四 Ī 百 5 其 ~ 9 北 ナ ス + N V Ŧi. 7 テ 支 條 発 + 永 理 t 合 合 供 久 + = 託法第 應 引 不 上 N Æ = 受 7 確 何 = 定 7 y 受 7 1 D 1 3. 4 徐 得上 支 4 支 V ~ 魏 受 拂 × 位 * 而 拒 = = フ 规 縋 設在ノヘ 支 如 V 力 定 證ケル故キ棚 7 7

V 民 法第 7 1 四 . + 百 ハ手形債 + 五條第三項 權 者 ~ , 手 規 定 形 7 -手 質 形 £ 金 其 何 供 人託 + 1

1 定 + 託 7 v 3 w 塢 合 = 於 ラハ 左

手 7 7 海ヲ * ŧ 1 + 看做 + N 故二 t E.

於

7

保

t

3

7 受 所 持 v カ Z 7 引 V 手 保 受 形 人 2 7 7 Æ 1 ナ 偾 9 手 y 手 形價 7 金 額 = 權者 手 形 V ノ危險ニ 7 者つ 效 ス 力 塲 支 カ 合 7 = " 請ト 之ヲ 求 7 E ラ交為其引付ス保

-7

ラ

支 "

V

7

叉

手

形

債

交

7

自

9

供

託

金

託 v 亦 者 言 7 7 -7 H 供 3 * V N 4 所 N ナ 仓 額 7 取 戾 ス 1 + ~ 託 1 效 力 -當 消 ス N 3

1

償 1 請

7 V 7 7 ス 2 出 說 V 手 人 Æ , N 七七其 人 叉 * 橀 " 2 1 カ 1 1 利 手 + 書人 ス(第 形 * 7 N ナ 力 所 ~ 四 t ナ 八 ラ 載 7 " 六 N ナ 持 9 Ł 而 7 y 1 v 写 **ラ** v × = = 手 償 7 人 還 支 V 出 形 73 前者 請求 7 カ 其 7 何 其人 A 滿 ル期 = 1 1

澄請 求 ナ 9 償 湿

7 = 7

償 還 務 7 行 B 者 " 如 何 ナガ N 權如 利何 7 取 N

9

求 7 還 ス 求 左

叉 B 静 求 1 写 × 手 形 1 呈 示 爲 v ×

H

H

(a) (n) (n) (1) 絕 7 證 作 審 成 作 t 翌 H

償

湿

請

手 四 5 7 百 * 支 7 支 者 + 示 H 3 負 拂 是 七 A 1 條 7 ナ 1 何 1 1 モハリハノ 手 V 定 二 形 V = = = * N ラ シ支所 所 コ 説 V ラ 拂 ナ 3 引人 ~ 支ル 得夕 受ト 沸 如 ナ y NN 7 V 若 合ナ シ記手 v y 夕載 其 支然ルセ 1 宛 7

人

形 否 規

1

受

百

+ 7

Ł

條 ス

1

拂 7

人

カ 即

1

ニラ別引チラル負チ

時ラ

始レ

* *

務

ヲ即

1 /

ト 定 7

拘此

點 塲

=

+

= -

ラ

其 付 -

= 别

7

7

Ł

支

7

觖

5

1 * 受 7 以 支 否 合 取 ス + * = 9 其 A ~ 引 " 引 支 受 言 7 拂 7 3 拒 y 絕 ħ H V 引 = 塲 V + 手 8 7 如 呈 + = 5 7 示 ~ 支 1 支 v E 2 常 7 A 支 = 支 爲 N ス 時 7 サヲ ~ レ拒 1 未 サ -支 8 3 手 支 人ナ 形 資 八力 金 寫 H 果 7 = 7 受 V 取 之 支 故 旣 = = = 7 ナ ハ 就 資 サ * 反 # 支

7 7 呈 示 支 × 於 N 7 1 7 合 持 25 7 人 手 7 形 カ ~ 先 ~ 即 2 之 拂 ッ + 支 ヲ 手 人 拂 其 意 形 - 支 思 擔 支 拂 支 當 表 擔 拂 當 示 = 呈 1 2

= 支 人 2 言 百 V 九 ス 7 v 求 + 價小 7 條 支 為 還 1 請拂 E 求 擔 テ 定 當 拒 7 為 者 絕 N スカ 七 Bī 支 ラ ナ 1 v ŋ 9 9 * N

受 + 1 條 + + = > 最 Þ 叉 早 形 7 ~ 償 金 * 亦 單 還 還 當 手 - 請 1 1 手 求 支 形上 務 形 拂 , 權 金 利 ナ 7 ラ Æ 支 y 形 7 支 拂 言 , ス(第 爲 呈 7 7 2 擔 7 示 PH 1 當 2 竢 人 儿 櫙 者 A カ 0 利 = 完 條 ヲ支 z * 丽 全 第 失 三支 = 7 9 * v N 7 1 請 塢 全 拂 = 求 7 合 7 ナ ŧ = 支受 ラ サ 於拂 5 z N

1 條 = 支 ラ 拒 絕 部 7 Ł 群 支 Æ 拒 力 7 及 E 其 言 七作

1

支

拂

7

受

4

*

n

限

度

=

於

*

3

1

7

- ii

+ 否 力 7 之 ラ手形上ノ權利ノ發生又ハ手粮ノ遂行ヲ證明スル為メニ必 ラ手形所持人へ此支拂拒絕證書ヲ作成セシムルニ非 達更力為替手形所持人ノ ヲ得ス蓋シ = 所以 力 y 為メ 到來 7 呈示 二之 律カ斯ル制裁ヲ 方式ノ 請求ニ因リー定ノ方式ニ リテ 7 7 償還請求 ラシ 外 シタ 償還義務者ヲ 附シ手形所持人ヲシ 尙 亦 左ノ事項 ナ 金 シラ 7 7 行 + 從ヒラ 具 7 サレ ラ支拂 2 要ナ 償 7 合 サ v 償 拒 還 3

7 2

H B v 7 U 前一 * 於ラ ~ 之, 知 B n = 曲 手 形支拂 ナキ ナ 9 1 有 無ヲ 確定 3

= 手 呈示

還義務 支拂拒絕證 書人ハ支拂拒絶 性質上 サルモ 其證書へ滿 = 者力 , 2 必然 效 振 ヲ 支拂拒絕證 受 力 償還請 7 1 期日又い其後二日內 的ハ畢竟償還請求權ヲ 償還 フコ 除ヲ 此場合 務ヲ = 7 ス 甲、乙、丙、丁 乙丙丁 トナ 義務ヲ発除 請求 テ他 為シ y シ(第四 二之ヲ 7 + = ス ノ手 Ł 經テ 7 スコ > 形 者 若 D V 關係 1 戊 及 B * 7 甲 7 1 発除 至 ナ v 7 7 = 作成七 振 Æ V Æ 其免除 出人 ラレ 償還 二戊 v 手 ラ 形 A ~ ~ ハカラ 1 振 支拂 戊 請求ヲ 手 其 N メサ 者 效 Щ = 形 人 力 所 1 力 1, 又八裏 ナ 間 寫 免除 二於 * 人 • 成 7 例 * + 支

一五八

n 證 能 サ 支 拒 還 四 項 7 7 発 Z 餘 7 請 2 求 n ス ŀ = 雖 1 Æ 7 03 得 # 而 之 V 7 7

二 第 償 + 7 7 以 權 還 ス 2 ŀ ラ 請 償 ス 利 ス v 還 N 足 € N 7 求 者 失ノ = v 償 償 ^ 通 1 y 還 = 還 請 * 知 全 7 1 對 7 要 ス 求 V ラ 7 ス 者 愐 7 發 2 叉 - 償 v -F v テ到 還 A 此 欲 1 達 迪 此 ス Ł 通 知 ス ~ ~ 3 知 N 力 ^ + 前 = 旨 1 說 第 者 1 ヲ 通 明 四 ス 7 百 要 V 對 モ 知 t 夕八 Æ 7 V 支 N + 7 近 ス 支 拂 要 七 ス 拒 其 N 絕 者 發 = 1 = 拒 證 送 外 = 九 書 7 尚 證 費 V V A 六 通 作 要 1 V 其 知 7 成 n 7 所 此 成 7 發 1 = 償 持 通 還 人 知 7 カ 33 7 償 證 為 7 明 验 還 1 ラ サ V ス鉄 請ラ 僧ョニ *

Ŀ 還 請 7 ラ 要 ナ 若 7 缺 7 1 # 所 特

手 . 7 四 論 四 = 於 ラ述へ V

Ξ 還 ナ 月 7 接 力 7 H 7 ッ 約 延 出 1 - 期 V 疑 力 -7 3 ナ 承 n = 延 = + 爲 期 諾 付 1 + V 於 = ナ 1 t 替 テ 1 7 支 = 右 手 拂 7 N 1 = 支 塲 形 少 為 支 カ n 1 ŧ 承 合 v 滿 7 手 サ = 期 說 Ŀ 如 敢 7 7 H 明 所 1 7 支 V ス持 满 要 力 + n 人 期 ス 7 = 力 H n 1 H 7 期 手 ナ 持 = 還 1 支 ナ 人 明 治剤と 力 + 效 A H 力 月 サ

= = 時 1 人 期 未 テ 4 7 7 力 + 7 2 - 抗 H - 所 * 力止 拘辯 延マ ラ ヲ 7 人 成 9 シス篇 期 # 支 H 滿 t 2 拂 期 ラカ " H V 人 償 還 = 7. = 支 理 7 n ナ 由 者 1 支 " 1 = ラ V 支 7 7. 合 還 v = 受 + 7 1 人 受 7 求 N 支 A A N 9

ナ 由 ラ 令 所 由 說 因 V 9 持 = 7 7 人 出 ナ ナ t 支 " 力 1 自 ス = 拂支 n 支 モ 龘 拂 由 7 7 Æ * ナ手ニ 拒 7 ナリ形引ミ延 1 2 所 受 タ 期 7 N V 7 V 7 ~ 償 支 2 1 N 1 人 Ż 力 還 及 7 人 = テ 為 1 七 勿 承 當 力 問 * 各 9 7 = 務-シ スラコ支 21 支 7 ルヲ 拂 說 負 後 持何 明ヲ人 人 7 1 日要シ要 カ 3 = 2 9 2 支 1 * 支スルサ拂 23 7 Z H テ 如 レヲ 9 ク ハ 7 拒 = ナ 3 * リタル V ス人尚ルモ 不力 ス結ハ 其 3 果 所

173 ホ 償 還 其 他 期 1 7 手 與 ケ 形 ~ 7 上 夕 是 N 支 NE. 拂 務 者 人 = ラ 7 支 內 人

償 方

方 還 Æ 手 爲 = 形 7 求 手 ッ ~ 之 目 所 形 何 = ナ 的 ナ 1 所 付 N 如 主 1 7 述 為 7 × ヲ説 カフ ル採明 = 满 金 所 リス其 持 期 H TAN = 7 ル = 法 = y 支 代 ヤ付 拂 及 形 用 + 七地 七 法 其 支ラ 律 = 理 力 由 價 ア ヘ テ 7 完 湿 受 キ 說 清 7 效全 用 + 明 求 * ス = 7 N 完 支 關 N V 必 ス シニ場 カ拂 要 N 7 7 7 規 V = 定 7 テ 之 7 1 h 全支ショキ

支

手 ラ

Ŀ 違

1 ナ

完ク

持 形 相

力

支

豊人スニス住手ナセ地 7 == ョニ 拘所 用 7. 付 ラ持 N Ŀ Æ ス 其 1 支 不 力 鴣 住 齊 償 = 所 還 非 ヲ 合 1 = 9 二 時 二 請 7 為 受 求 V 7 7 テ 支 D ナ 分 3 7 F = 還 手 務 1 受 7 支 9 9 ケ 費 サ + 若 二 必 A 還 振 對 2 此 壽 出 v h 住 還 ~ 力 V ラ ス 還 自右 一力 ラ 7 ラ 義 ラノ ノラス務 1 サト者 支 務 者 手 如 地 湿 拂 者 位ルセノ 請 + 二二八住 地 9 求 ヲ観 必 念 在 至. 所 所 1 ヲ テ ヲ 振 持 地 ~ ス 出 7 ラル 以 爲 V 實 人 カ 相 ~ ラ ス V Æ 支 異 ラ * V カ ン是 常 ラ 償 ナ = 7 還 還 = 支 7 小以 請 1 通 7 求 16 V 求 例 地 V 7 等所 9 ナ 額 4 7 ルヲルノ持為ル トニラ者

1

7

觀

置

H

7 方 5 -法 規 甓 定 拂 7 N 定 所 7 t 手 9 * 持 形 * A 替 1 躄 7 合 手 持 A 形 還 1 = 1 爲 人 7 ŀ 支 相 替 7 " 請 7 第 二前項 用 塲 手 ~ 2 ス拂 求 支拂 形 7 7 = 7 手 支 V 受 依 受 1 ヶ アト 7 地 , ラ 相 N A 縳 地 3 7 = = 於 證 第 第 1 v 1 二)滿 同 所 還 7 書 住 9 項 完 作 謂 -所 ラ 1 , Z 全 假 成 ~ 地 7 = 其 所 地 想 H = 求 Ż 他 以持 DI. 的 計 7 7 1 = 手 算 7 æ 力 在 形 龤 费 1 近 ス 7 求 用 法 ラ / 若 + 還 規 者 1 定 v ス · 定 如 利 請 4 = 支 者 N , 息(第 求 N = = + 住 1 + 償 7 13 v. 所 住 ラ 地 三支 7 還 25 × テ 振 地 所 請 1 支 Ш 於 ス t 求 1 計 拂 V v 1 ナ B 篡 7 A 共 7 支 受ル × Ħ t 的 / 桐

= 於 7 不 支 1 拂 V 手 7 7 受 Rh 1 4 3 7 持 9 n 人 如 其 力 支 + 自 地 挑 己 位 " , - 請 在 ^ 求 力 N 3 " 1 2 金 7 足 額 要 7 7 ス得 所 自 V 5 持 使 人 ... 用 ハ 粘 手 局 2 得 形 サ 1 期 支 N H 拂

3 7 1 ス = 支 絕 證 必 1 * 要書 手 ヲ作 ヲ 用 形 生 成 V t 支 7 # v 1 * 聖 N 述 7 ル用 1 9 7 如 Ħ 7 隨 ナ + 的 若 ラ 用 7 達 元 * V V 支排 t 金 = V , 外 力 Ż n = + 費 金 * 額 1 2 N ^ 7 利 要 7 7 ナ 叉 7 Z 1 4 = 小理ル於

湿 次 , 還 目 手 方 A 算 塲 法 n ス V N 7 合 7 額 = 七於 振 方 7 V 請 形 ヲ明 テ .N V B 金 y 求 A 1 7 ラ 額 ス n 所 定 賠 7 ~ -持 TT. 償 以 * 金 Ш 額 7 力 人、所 , 寫 額 1 支 其滿期日 計 替 寫 拂 ナス 手 持 算 替 地 9 形 7 手 ヲ 今 爲 1 後 形振此第 金 サ 1 1 H 規四 v 法 相 地 Щ 額 定 百 サ 定 場 1 = 九 利 V .N 為 = * 息、 依 償 V 八條 及 N 還 第 ナ E = 義 前 手 不 務 = 手 形 7 者 7 = 得 = , ~ ^ セ住夕館 振 因

償還ノ晴求

金 ~ 額 土 7 手 7 干 テ ナ 償 ス 還 質 1 = 額 7 7 得 y チ 者 若 九 力 得 t N 百 7 手 償 v ス 手 九 百 ~ 7 干 + + 求 手. 金 五 Æ 7 力 還 爲 ナ 企 ル場 ス手 ルニシ額 干 7 員 냃 合 = --7 シル減 1 合 = ~ = 2 手 1 2 7 7 實 求.若 -ヲ シ 干 金 Ŧī. 額 + 湿 B 7 9 目 7 コ義 1 得 振 相 出 力 還 務 N ヲ 者 4 ス 前 ス ナ 7 得力 = 之 手 * 揭 v = ト形ハケ 當妨ノ

其 E 請 求 ~ 1 タナ 7 ス テ A 償 V 度 明 7 數 ス為 還 償 1 ~ 還 多 求 7 13 務ヲ ヲ 加 履フ ト行ル

支

7

為

者

Æ

7

1

面

以 v Ŀ * 求 N 叉 ~ 7 不 受 青 ナ 7 1 7 サ 塲 負 想 1 3 t = - + F ~ 黎 手 於水 ヲ手 テ目 記 形 7 質ヲ 載 7 還 還 記 スシ ノ戦 NF Æ V 務 コ 流 義シ 務 ŀ 動 ナル 1 ヲ第 7 證 発 四 得(第 ~ ル 五 1 ナ ル九 24 7 9 V 六 3 條 シ加 y 7 N 0 * 之 手 像ルル 7 = 旣 形 得 拘 不 = 7 = = 述 拂 唱 サラ F. NZ 拘 ~ / 7 此 " ラ ヲ タ場 多旨 ス得 N 合 1 通 1 於 書 7 要載 證 人 振 テ得 出斯ス 七七書小

還 還 ラ 之 H 方 7 7 7 = 要 法 7 7 y ス 要 N 9 ヲ右 1 = 辨 七 述 t 理 1 由 濟 2 ~ 之 手 7 換タ -カ 形 若 受 言ル 1 シク 七 如 * 所 償 = 寫 計 持 還 1 損 方 人 義 務 法 害 手 21 = 之 7 者 - 形 依 受 力 供 1 1 9 爲 住 2 所價 所ル持還 * コ人義

算方法 + ^ 形 定 7 四百 • スモ N + 7 三條 v 合 1 1 + v = 規定ア ŧ リ蓋シ 為替手形 亦之ヲ スル法 二屋"述 第 ル所 ヘタル ヲ振出 適 四 律 以ナリ此 百九十 用 ノ希望ヲ達 スヘキ 如力 サシ -モノ 條 規 第二項 定八 スル 持 ナ 第四 = 7 , + 計 百

7 手 替 手 形 形 -, 所 謂 戾 持 為人 **替手形** 請求 1 稱 7 2 寫 N ス場合 Æ = V 二於ラ償還義務者二對 ラ通 常ノ 為替手形 + 異ナ * 7

替手 形 7 = ^ 3 爲 於 テ替 ^ 手 形 振 出人 , 振 八法律 Щ 人 ~ 随 , 意 規 定二 = 其手 依 形 N = 金額 7 7 v ~ 手ル 形 金

手 拂 人 亦 豫 * 定 4 N ナ 9 RP + 戾 為替手 形ノ 支 拂人

支 ナ v 1 原 手 形 所 持 人

= 其 粉 7 9 振 引 = 故工 Щ v 位 ٨ 7 7 v 為 質 立 3 際 n + + 7 V 支 £ ッ 所 サ v 戾 3 持 N ŧ ŧ 力故 爲 + 3 戾 人 償 1 **退**還義務者 替 為替 1 7 > = 自己 手 n ナ 通 v 手 常 戾 7 , 1 形 1 爲 權 t 7 即 楊合 ハ其振 H 替 利 2 引 + * 手 7 果 受 戾 = 為替 行 ケサ 於 Щ V 形 V 7 1 7 7 1 使 > 引 手 ~ Ł 用 + 受 ハ ス V ナ 須ク N 7 + 7 7 塲 Ŀ 却 + 泩 合 = ラ 2 還 於 = 意 手 Æ = 7 7 巴 Ŀ + 7 = -債 ~ + 4 非 原リ 有

其支排地 , 償還 支拂 請 求 21 ヲ受 法 1 規定 N 者 1 = 住 依 所地 リ自 二限ル 9 定 7 ス B 蓋 ラナ V 商 リ(第四九四 , 規 定二 條依

商法 手形 為替手形 價違ノ請名

東社 等形 質智等形 仍近一間内

ラ動 四條第二項) **具為替手形ヲ振出スト** 支拂地ヲ以ヲ振出地ト 7 得ス 即チ若シ キハ其住所地 所 為スコト 持人 ħ B

規定二依リヲ定マル即チ具爲替手形ハ 业

ス(第四

九四

條第一項)

7 2 * * 9 一覽拂 7 7 生 便 N 宜ヲ = v 随ラ = 負 = 檐 典フル 償還 7 1 要ス 力 其手 為メナ 務者 算 N 方法 形 , , 規 定 何 八價 + 振出 ナレ 八振 欲スル ナル , 意 #

方 £ 之ヲ 要人 過 + 2 二戾 放 = 為替手 所 持 人 叉 形 1 八償還請求 所持 人 = 對 7 行 V ラ 1 償 者 還 ħ 償還 義 務 7 9 求 履 行 4 N V = 付テ ノ便 八之

ラ現金ヲ以 ŋ 自 出 7 7 償 還 Ł V ラ戻為替手 ₹ 7 1 還 1 テ 義 雖 必 形 粉ラ ŧ ス 其 1 V 償 支拂 履 Æ 還 之 行 7 人 シタ 9 求 * 振 N N 4 111 裏 = N 2 = + 書 = 付 7 人 要セス * カ 7 戾 戾 寫 寫 替 即 替 手 + 手 Æ 形 裏形 ヲ書ヲ振人振 = 出か出ス

第三 償還義務ノ履行ニ因リテ生スル權利

價遠義務ノ履行ヲ爲シタル者ハ左ノ權利ヲ有ス

- 手 形支拂 Ŧī. 務 對シラ 償 還 及 請 E 宋 償 還計 7 18 スニ飲 算 書 1 クヘカ 交 一付ヲ ラサ 受 7 n n Æ 利ヲ 1 ナ ルヲ 有 2 以ラ 是レ ナ 自
- 受取 九五 之ヲ 失っ 1 ~ 7 再 4 E 償 * 還 N 1 旨 請 7 記載七 求 7 受 7 V n 4 如 N + = 危 ŀ 險ァ 7 得是レ v -ナリ 計算書 第 四ヲ
- 還義務ヲ履 行シタル 者へ共 前 者 = 對シラ償還ノ 請求ヲ為 2 9 トヲ得其

.

前 = = 裏 N = Ŀ + V 1 * 1. 7 " 為所 = 7 9 A 1 1 言 = 7 合 ミス在 7 V N 明 ŀ ~ 裏 7 ス其 = サ り但 7 持 3 シ其目的ニ + 小 手 ス裏 7 癥 權 N 7 利 2 形 差· 襄 襄 7 = 異ア 書 31 7 人 N 書即 襄 其 連 數 二人千書後續

テ

形

7

1

ナ

v

ナ

~

ノ裏

間

方

ラ 1

手

7

己 7 7 ヲ (丁) ル N 襄 手 形 - 被 + 7 書 取 者 人 ŧ 亦 (戊) ŀ ナヲ 襄 之 其 - リ (辛) 記 沓 支 權 他 + 献 7 = 謂 裏 シ為 7 7 丽 書 V + 7 其手 ~ 2 2 = カ (辛) テ ホ 爲 ラハ後 (戊) 形. = 2 旣 ハ手 上 ナ 故 = (己)(己)形 還 , 或 權 - 丰 -利 (丙) 形 其 裏 (乙) ト 求 1 ヲナヲ裏書 (己) 9 ヲ行ル所 7 1 7 支 持 = 7 サ場 シ 於 (丁) レ 3 ステ 叉 支 7 其 拂モキ若 7 手引(甲)ハシタ キス ノ (己)(戊)(戊) (己) 形 受 (辛) 若 不 ヲ振ハカニへ

拂為出其

自裏へ

第 節 加

商法 手形 為替手形

7 方 信 7 = 3 ^ V 7 支 有 v N = V 受ナ 7 * 持 叉 v ス 1 V * 襺 ラ 期 替 7 = 求 力 滿 B 手 藏 7 7 ナ = N 寫 期 = 形 7 引 シ日至 1 ス = 7 ナ A V 所 支 7 方 7 n ~ 持 拂 = n = 支 手 1 其 形 拂 7 V 1 支 1 金 滿 N 期 引 額 7 相 7 受 日 得 違 ~ 1 = 支 拒 7 求 = = 7 因 v 7 支 支 A 求 拂 y 拂 A ス 4 7 カ - 其 手 N v 言 = = 若 支 層 * 共 支 信 形 滿 7 引ト 拂用期 1 " v

7 4 ナ ~ 1 m 支 ħ 加 t A * v 引 1 y 9 受 引 手 7 别 7 1 加 7 3 2 1 加 ス 7 加、支 者 爲 7 7 7 7 者 -受 手 要 2 2 加 形 1 7 手 V 参加 言 7 . = * Æ 1 及 泰 受 引 Ł 加 人 受 即 7 1 4 7 1 参加 + 裏 要 支 1 ナ 債 書 價 2 人·務 T 加 ~ 叉 2 ナ 務 力 手 其 9 隨 參 者 夕 形 意 加 謂 支 7 7 手 ナ Ŀ 1 = 1 4 所 力 債 加 9 * N 形 持 1 V - 者 叁 上立 9 務 7 4 +

七

加 人 上 y 叉 v , サ ラ

经加 支 意 , 1 委 於 支 リス 4 拂 7 1 v = 人 為小 因 * N - 形 + 形 7 者 £ 償 特 二葉 ~ 自 カ 務 手 己 手 = 者 形 記即 1 13 載チ 償 務 シ 振 夕 出 叁 , N 人 加信用 者 所 7 , 襄 爲 7 謂 維豫.書 * 7 備人 N 合 t 支力 加 トヲシ拂手 引 然間メ人形ラフン是ノ 受云云」 ナ 要 カナ 效 ルス為り用

第一款 参加引受

出 A 替 人 請 7 = 手 務 = 求 7 v シ人振 N A カ出書信 不支人 カナ 受 場ノ 人用 7 拂又小人 合 節擔 盆ノハ支缺 - - 保 支タ引裏拂 乏其於人 拂ル受曹人ヲ支ラ請カ瀰支 言 7 人 二 表 拂 之 求 引 期 7 ヲ為ヲ對示人 ヲ ヲ 受 日 ヲ サ信シスカ論為列前為 タサ用ラル引 シス拒ニサ 賃五キスルス支モ受タコ絶 故トル拂ノヲリト 7 ニキ以ノト為蓋ヲ 手手此い上引謂サシ得ルニ合 形力振小受小サ手へ ニニ如出引ョサル形シキシ於 ラ豫記キ人受委ル事所トハテラ 載不又ヲ託~實持ノ ハ拒シカハ人規 ラ排 益裏 ムタラ手か定 コノ曹理ルス形支竝 7 下場人 由者何振拂二證 ア合ノナナト出人其書ヲ テ載りヲ信ケルナ人ニ理ヲホ 第 ナ 所 豫 用 レ ヲ レ 又 對 由 作 ム サキ調防ラハ以ハハシハ ン場際も損ナテ手其テ嚢シ權ノ

.

保 " 手 豫 請 4 ルチラ 求 支 1 = 機 小 一 拂 條 ト保 持 方人人件ョノニ 載ア 其 要請 ョニハ充 求 前 依り對其 7 * り言シ爭サ換 7 者 ラへ其形ル言為 引ョナスサ ニテ振受取 vv 第八 對自出ヲ得 トラ 己人求又五支ス 叉 4 N 0 1 信ハヘニ〇 シ持 條 力 引 用裏 キ 當 引 旨リ 書 受ッ ヲ萬理 7 ٨ 7 豫為 力承 -- 由 ヲ 八篇 諾 支 * 支 拂 手 サ V = 形 サ拂 人 人ョ カ = . N 豫 二 得 31 Æ 支 備質 受 1 支ノ 受 人トラ 謂拒拂ミヲ 持 ~ 9 9 1·宋·故手 · 絕人二為人 ×

支 支 V 7 拂證 支 支 = 1 7 カ = ~ 其引 + 1 ナ 7 受 出 ~ 7 20 又 ナ 以 力為 旨 得 還 7 此 7 7 即 塲 ナ 2 記 + り(第 載前 合 合 1 × 人者 = ノノ於 Ŧī. 於 n シ支 7 1 7 0 か信取 引随の豫キテ人 所用 擔 二 意條 備 > 7 支 所 保 對 - 第 五排持ノシ N 引 二 持 〇人人請 力 受 7 t v ョーニ か 求作 威 ナ 條引之 Z 力小為 7 成 受习篇シハ ヲ為 **武 4** 承 スタ = 友ン ヲ拒 ナ × .= 人ト 求 絕 3 n ス好 引 證 ナス 4 3 7 受 意 £ 力口 引 トナ 2 受 而證り請 7 7 ハシ 手 7 書ラ求明 豫何シ

V

ル次料理 ヲトセ域情 由 2 2 ~ 7 n = N IN 妃 者 Æ = + 7 ŋ 1 受 選 叁 1 N 龙 X 15 加 七 Du + 七如 ショナモ 月] ラ受ル亦受 A 人ヲ持機 ナ自 人~知 5 數力 人 No v 1 名 ラヘ 有 驗 スカ粉 7 不 如 ラ潜 效 塘 レサトナ 45 合 第 7 n 通 n = · II. 一談 少 於 7 於 百 シ保 号 テラア ラ 得 = 保 1 + 2 n 枚 機 7 規 7 1 A 定 = 請 會 7 随 7 ~ 7 求 9 意引 n ヲ失 t 第五 力 内 Pi v 7 U 受 7 7 Ż ŋ ナ ナ

7 受 格 A 之 + 7= n 要式 署 名 行 ... 7 即 要 2 手 形 引 £

0 引 三條 , П 頭其 他如 何 一明瞭ナ N 方法ヲ以テ スルモ其效力 7 生七 +

適用 二川の高い サ 因 NN ス = ナ N 規 21 力 出 ナ L ノナ 其 验 写 7 7 委 意 + Æ 1 盤 -ナ加 潜 盤 意 1 V वार 1 載 1 寫 小媽 明 * メ類 合 受 * -7 110= 17 ル = 引 71 為換 加 引 支 甲岩 1 23 -1 受 拂 ELE v + 7 逝 7 爲 人 1 1 7 カ 7 1 Æ 3 Z 7 7 乙两丁 得整 擔保 丙 加ス 7 又 た(銀 人二 " 1 1 於テ * 委 H 7 7 7 発 0 -三條 委 数 V - 託 加 V 何 to y 支 非 -= 第4

者 粉 , 7 夕卜篇 為ル被セ 替 加 * 手 引 - 務加 N 受ハヲ人 3 1 人所 1 発 及 カ 支 小 謂 t * " V シ其 寫 引 二人替 受 4 後 ハ手ァ 者 リ其ヲ 書 持 モニ 明 手 形 0 ノシ理 四作 V V 7 NA 1 所モ 由 21 · 支 持 ノハ所 1 · 參 持 加 費 作 ヲニ 謂加 人引用 對一引二 מת 受シサ 拂受ル チシ 人人 7 カタ受ラ * D ナ 手 ラルナ 1 形 ヲ引ルリ + + 支ナ 金 7 + = 9 寫 額 ナハ -替 支 拂 リ 被 リ カ ケ 条 供 左 承 手 替 形 " 7 シ満支形 五加スノ参 以 1 ラタ期 拂ノ 義 〇 人 ~ 如 加引ノル日人 主 務 六 及 キ シ 引受 1 9 7 條 受ア E = 七 擔 其 保 ハ支ノ 支同ル負 人 9

ナ

V

サル金三二 ル條 ~ 件 所其為 持 支 カ 人 7 第 ス満 五 N 0分合 H 又 = ラ 後 参 八 加 日 證 引內 餘 受 = = 日 人参 ^ 加 受 * ラ人 支二 タ シ 支 * =

受シタ ナラルス備 如 7 7 参 者加 引條 9 7 1 シ 求 二 義 受 第 於 コム在務八五 ルルヲ被○參 7 ヲ機 モ 苑 7 引 加 v シス人ルヲト ~ ハコ得謂 モ手トセ 形 スサヘニ婚 ~ カス y 勿 論ナ 7 = 付 1 y 7 而 受被シ 尹 加 タ加之ル人カ 人人免 拒ヲ爲爲 絶シメメオ者ム

ス(第 之 五〇 要 ナ 四 N 條 第二項)参加引 者二 7 13 7 V ~ テ引煙 保 人 = 1 1 = 勿 請, 求 拒 論 ナ ヲ 絶・ y 為設 第 2 書 H 3 / 0 1 交 7 七 付 得此 條 7 受 4 * N

欵 參加 支

サナ手 力 支 V 311 7 X ラニ糖 湿 為 ステナ 替 湿 又 請 換持キ 坞 求 手 合 = 7 加 = 1 依 所 引 滿還 償 爲 y 受 持 * 文 期請 遠 ス 来 3 = 7 務ト 7 前 又支 為者 7 ト - 期 拂スノ 多人二篇 スキ 二當才 加 引動リニシ 所ラ支 引 受シラ義祭持償 挪 受人支小務加 人選列 - 拂 先ヲ引 JY 7 宋 叉 支ラ 免受支水 人 7 挪 4 支 此此人 者シ又ナル拂 7 * 備 為ラ = 4 4 1 キコヲ 支 受 - hA ** * *拂 十二足 ア か 否セラ地支リ得ル 人 カヤサ支値機直レコ

支 Ħ. 0 ٨ 7 八條第三項) = ヲ定メタル 要ス 又 v 被参 m ٨ v 價 及 t 其 求 後 金 7 y 7 y = 支 支 對 * 拂 拂ヲ x ŀ 拒 N 1 7 * 絕 價 求 湿 1 證 × 請 手 7 求 形 N 所 權 -其 7 持 旨 此 7 等 喪 人 7 所 記 1 失 -持 ス豫載者人

際上有 加支拂八参加引受 得是レ 7 Æ 之ヲ 益ナ 得ルコ ナ 拒山 ラス 亦 手形二 ナ か之二 F 7 V | 適意ノ参加引受| 別 7 7 所 7 ル著シ ス(第五〇九 持 Ħ 人八参加 ナ + 點ナリ 7 , 小引受人 條)此 ヲ許 A 1 ナ = 其 點 7 2 全ナ 又小 如 理 ... + * 曲 委 n N 八錢 Æ 豫 手 7 V 引 = 備 形 支拂 スル 因ラ 1 = 述 信 7 賞效ヲ サ 随 7 意 ナ A n = 之 * 1 如 7 7 引 t 引受 v Z + 7 1 1 = 支 反 T 4

= 拒 7 A 7 幾多 形 形 £ 2 1 , 1 + 費 V 7 用 權 = 利 7 n 節 9 因 3 y 7 方 失 7 當 7 澹 t v 受ク 4 7 故 N 以以上 結 2 = 果ヲ 若 Ł 7 = ハ何 ス(第 7 加支 力故 人ョ Hi. ħ = 0 九 支 所 3 1 條 1 拂 持 ラ受 後 7

引 * 受ヲ 亦 支 r. + 支 3 ナ 7 2 v 1 t 人 7 Ŧi. 加 1 7 引 7 7 加 受 支 A h 定 N 及同 7 + 7 Ł 7 v 問 豫ク 題 + × 支 加 מל 7 拂支 支 生 1 V 人 拂 拂 2 2 1 9 7 N 記為 效 載 サアン 力 合 7 付 1 V トラ如

m = 換 他 = 人 加 言 支 支 , 7 支 者 7 ~ 20 7 單 ナ 支 叁 加 加 " 人 ラ 人 之 7 1 = 1 v 叁 ラ " 所 - ラ 持 因 手 7 支 9 形 = 7 1 單 1 ス = 叉 - 債 n ナ 還 7 還 + 验 V 引 = 7 務 務 受 7 全 7 7 1 然 発 発 生 1 = V 消 支 手 V ス v v 形 + 4 Ł 人支 N ヲ拂 N V 除 = 人 1 " + 被 7 = + 外驾祭

拂 力 諾 支 人 v 7 カ × 支 7 N * ラ 7 自 ス ~ 此 合 己 + = 支 + 力 1 + F 7 7 債 疑 モ = 粉 手 者 7 シ(第 " 者 形 9 A 加 r 債 ラ N 一)價 ラ 務 手 地 依 ンハ形位 還 y 然猶所二償務 7 請 レホ特代 求 Æ 1 存、人り 被 己 8 V = モ 在 整 スルモ 加 y 利 ト權 1 益 セ利二 テ = 非 1 1 7 最 叁 取 7 7 参加 * 加 得 支 明 ス 參 用瞭 拂 支 拂 7 = 1 Dut

三質際二 第 Ŧi. 支 的ヲ 百 Æ + Ξ 7 1 寫 規 ス 支 定 被 權 2 叁 7

審類 加支 ノ交付 7 7 求 3 N 旨 = 7 + 記 7 第 3 Ŧi. n 一二條 支拂 拒 絕 證 曹

參加

ヲ證 9 支

スル v

7 支

此

立

加

支排

1 -

同

= 加

所 支拂

=

其

參

7 人

¥

A

丽

ラ

濟 叄 v 加人及上 n 金 額 及上辨濟後 , v 利 7 息 手 7 形 請 .Ł. 1 求 7 橀 N 利 3 7

2 手 7 2 . 人 支拂 t 本 者 特 v 條 力 4 カ A 1 = H -怒 A N 規 ナ 加 定 N Ŧi. 支 權 * 拂 利 + 叁 利 4 7 主張 y 加 7 7 = 支 三條 = 得 謶 Æ 1 拂 信 受 N 意 7 7 辨 7 4 N 7 櫙 7 ナ 者 1 V 受 カ 支 1 ナ ラ 以 5 9 所 7 Fir 持 7 7 2 -, 力 意 意 支 17 7 シ(一)第 スト 持 = , n 權利 面 權 疑 7 人 ナ 文字 7 三條二 規 利 V = y 對 四 ラ 7 RII T 所 v 讓 + 力 ス 六十 受 7 有 7 = -ス 意 ラ 2 N ~ 抗 Ĭ. = 1 * 被 V 八人、彼 支拂 利 y 7 參 + ナ 支 7 言 v 7 מל y N v 拒 取以人 權 1

N 此 人 1 理 觀 1 取 字 念 為由 得 百 支 N = 7 1 スヲ ~ 質 = 手 n 用 + 7 -行 形 意 E 7 七支 力 ナタ 拂 V * 人 = 7 3 支ンカ # = + タ ハ 示 参 1 支 通 ス 加 7 n 7 2 ス 用 = 支 ス 7 1 7 ナリ(二)為 異 カ 立 9 ナ 7 ラ v + 手 y = = 方 ナ 2 支 t ラ以ラ 宜 7 n 支 ナ 3 + 地 2 ナ #: 位 カ 最 為 = 度 9 トモ在メモヲ 被 利 信利ラナ 設

第 八 證

9 1 7 主 特 形 理 ス署 式 存 A 别 由 例 名 3 3 手 在 N 1 + ~ 7 意思 僨 v v 7 手 1 務 ~ 務 7 7 其 ラ カ 形ノ債振 1 1 示 債 存 署 7 務 在 質 上 出 7 n 2 2 N ヲ 人、取 裏 質質 存 7 = Z = 在 以 ラ 消書 £ 1 2 4 ++ レス人存ナル ハコマ 在 N = = 保 1 1 セカト 准 7 手令證ヲ引サ故 意 證 2 式 其債得受ルニ必 償 形 債務 ~ 人 毛形 £ D 要 裏 偽務成シ ħ 手 式 1 + 1 普 造 小 立. 此 法 形 的 取 ナ セ協律 債 = 2 引 消ス合上 務 主 换 成 y サ然ニ能ルルがカルニラヲ 立 受 1 A H 1 A 3 ٨ t ス要ス 保 N ノ債 證價 證 1 モ 手 民 有 ハ 務 手 債 ハ保 形 法セ 成ヲ 形 證 立 負 7 = 1 + 債 成 = 普債於規ルセ擔務 於 江 7 定 トサス 人 務 1 5 7 7 又ハハニキルへ n 共 2 必 八獨 形引立式 1 ~ + 性 カ 1 1 レ之力者質如 +

九

手形 七條ノ規定二依り此ノ如ク Ŀ ノ獨 立ノ債務ト 謂フコ 推論 7 2 ルコトラル 法 得 ヘシ(第四三八條、第四三七條登 文ニハ明言セサ 第四百 九

用 ナ 形 7 リ第二七 £ + t 保證 ラル .7 Ξ = 意 手 * * 7 存 V 在 ナ 此 1 = 9 1 + = ス(民 7 形 法 7 第 7 7 證 四 = Ξ > 力 7 + y 手 立 乃 帶 手 至 第 四 任 1 リ(第 7 保 Ŀ 四 證 主 Ŧi. 負 = 條 I 7 . * 手 六三條)故 成 N 7 -立 規定 規定 * = 務 N =

第二 手形保證/形式

九 + 意 形 思 £ 保 表 = 示 之 2 7 7 * 2 ス 所 = 規 謂 + 手ヲ 定 1 形 要 1 2 保 Ą ナ 證 他 8 , 所 N ナ 效 面

7 形 出人 7 v ~ 立 * 證 7 受取 爲 7 7 7 ナ * ス(是 7 第 v 7 = 受 3 證 取 如 # 合 人 人 7 7 ŧ 1 是 = 1 9 1 Z ス ナ 振 八(第 至 合 ~ 即 F ~ ナ N Щ 9 手 1)1 9 振 便 人 别 7 宜 = 111 紙 * + D 人 7 對 手 = ス 形 15 爲 = ~ = 1 手 7 + " 如 7 理 形 7 版出ニ因 ス(第二)ニ 還 -N 題へ ナル形 フ ^ 求 2 # 必 = * 手 記 y ス若式 要 權 1 サ形

內法 手形 為替手形 保證

一九四

單二裏書ヲ為 取 人力 振出 ハ直 = V = 7 保證 擔 保義 7 爲 粉 者 ス場合ニハ質際對價ヲ與 1 為ルヲ以ヲ其結果保證 7

7 題 * = 然 7 1 v 手 保證 7 " * 7 1 力 7 以 7 1 自己 Ŀ 引受 = = 7 7 被保 成 + 出人 V. 證 出 保 1 V 人 證 + ヲ定ム ノ為メ 為スへ 得 = ^ 於 n 債 爲 引 力 粉 × 受

7 價 , 手 形 2 1 主 價 務 1 力 存 名 在

手 形 = ス F • 7 Æ BŞ 民 手 效 法上 形債 叉 1 ノ保 手 務 癥 n 證 時ノ ナ 效欠 リ(第四 又飲 手 因 續リ 四 四 1 7 欠 消 條 参照) 蝕 滅 = 乜 因 サ " N 消 間 滅シ 1 隨 A 意 n = 後負

第三 手形保證/效力

務 證 付 者 人 1 意 准 " 保 意 t 1 1 證 帶 ス 7 價 ス 3 = 2 1 務 手 7 形 y 履 y 行 手 上 主 7 B 7 形 = 8 ラ 於 n 為 所 2 所ラ 債 小 務 責 謂 人 引 主 1 = = 受人 任 對 5 1 保證 ス(第 シ其 n 1 外主 保 人 粉 = 二對 七 認 1 n 8 Ξ v 保 條 9 n v N 1 C ラ 證 務者 償 人 韵 V **25.** = 7 v 主 ス 3 = 主 引 7 債 係 的受普務

= 引受人ノ 引受人カ ス故ニ 為メニ 限 例 -へへの 引受ヲ 證 7 _ 部 v , 1 主 ル限度 7 引 N 受ヲ 償 = 務 カニセス 為シタ 於ラ其貴ニ , 隐 度 ル引 支 依 任 受 y 人 人人 スへ 7 定マ 為

九五

剧法 手形 為替手形 保証

保證ヲ爲ストキハ全部ノ保證ヲ爲シタル結果ヲ生ス是レ一般ノ原則ニ依り

場合 ス 保證 若シ此手續ヲ爲ササルト , 記載アリン場合エハ所持人ハ支排擔當人ニ 二於ラン保證人ノ債務 注意ヲ要ス シ主タル債務者ニ シタ ス(第四九〇條第二項参 ル者アルニ拘ラス其保證ハ ル默ハ保證 對スル 人ハ主タ 4 ~亦消 債務カ手形上ノ手 引受人二 滅セサルヲ得 照 ル債 主タ 對 務 N 4 者ノ債務ヲ保證ス ラモ亦其 贷 務 對 ス 續ノ欠缺ニ因リ 1 V 発ル ラ支排 への為替手 權利 ルニ ヲ失 ヲ求 因リテ自ラ消 形一 7 フ随テ其引 メサルヘカラ 消滅シ 1 ナル 支拂擔當 N 受

V 證 3 N 債務ノ カ主タル 即サ 為メニ保證シ 度ニ於ラ手 債務者二代 法律 上價 N N リラ手形上 債權 者 1 四 = 九九條本 者ノ * ^ y 権ノノ債 引 7 受 行 條二依 人 務 7 7 又八 取ヲ 橀 得 履 利 y 裏書 ス行 ナ RP 保 9 v . チタル 證人 詳 人 言 = 受人 + 對 x カ取得スル権利 v v + ハ其辨濟ヲ 八保證人 所持人カ有 7 カ to

ス

ルモ

,

台二 XN 此 1 手 點 • 1 ラ 形 參加支辦人 手形上獨立 モ亦之ヲ 對抗 又小 ノ権 , 權 償 利 v 利 得 遠義 + = 異 N 粉者 ナル Æ 7 V 所ナ カ 7 1 所 所 Z 持 持 y 故 人 人 一對 = 1 保 有 抗 證 Ł 人力 * 得 權 其 利 ~ 權 7 防 利 取 禦 7 得 質 方 ス N n 過 拟 證 +

證

之ヲ N 明力 明ス 拒 = 要式證 證 ナ y メニ ナ ハ手形上 宜 t 拒絕證 + = サ Z 7 之ヲ N 一權利 再 カ t 書 F ラ ナルモノハ手形 ノ行 t ス 所 V 謂 力 = = 重 ラ 當 要ナ # V N = w 篮 £ 事 成ス 書 1 + Ħ = 權 ١ 利 ~ V 能 + 7 1 行 3 拒 使 絕證 = Æ 述~ 其 證 書 , A 種 ラ N 所 一定 = = 據 Ħ 依 1 9 9 形ヲ要式證ナ 9 9

H 對シテ 引 受拒 支拂ノ 絕 證書ハ諸 引受ヲ 君 求 1 メラ 已 = 知 其承諾ヲ得サリシ場合 n 如 7 為特 手 形 1 所持 -A

Ŧi. ス方承 ル 7 條 法 試 7 以 RD ラ セシ ラハ之ヲ + v 手 y 形上 引受ナキ , 權利 事實 為メ 彩 明 スル 八必 = 1 作 行 成 ス = " スル = 1 拒 擔保 付 絕 7 1 得 證 證 # 請 重ス 書 書 ナッ 求ヲ 要而 = 依 ナ 2 ラ 為替 爲 N 9 擔 ラ 7 實保 之 = 手 7 7 7 + 形 證供 證 7 1 セ D) 持 7 V 2 n モ共 人 ħ Æ 支 ノカ 1 + 15 7 拂 X y (第 H 要 1 = 引 V 作 受 四 他 = 七成 , カ

第二 4 ス期 7 7 H 人 H = カ V ス 呈 到 支 爲 引 4 7 拂 v 記 n 示 * 受ノ = " 載 = V 法定 H 2 Þ テ引 引 附 2 ラ 拒 受 1 拒 7 7 期 絕 引 受承 求 V 間 證 7 內 拒 1 諾 × > H t A 3 クハ 附 A N 7 2 塲 = 手 記 定 載 合 引 形 合 = 受 振 スハ " = 於ラ 固 出 ルコ 7 拂 + 3 爲 人 1 y 手 手 ŀ ₹ B ヲ第 意 形 拒 形 H 拒 N 思 絕 所 _ , 4.1 起 證持 H = 持 書 人 塲 塲 附 因 算 合合アニ N 力 ~ 點 7 7 期 引 記 作 , y 屬 間 受 載 内 引 2 t 2 人 受 v v = 日 手 A + 7 4 カ -V ヲ辨引引權ヲメ要濟受受利支シ .-5

引 力 此場 支排 7 滿 3 期日 爲 1 友 承 ス = 拒 人 於 7 3 為ス ŀ ~ 7 9 か支 手 7 7 形 得 有 v 必 1 * 拂 親 要 1 N 引受人 N 7 戚 3 人 ナ 替手 1 塲 y 等 力 N 此 力 + 引 力引 受ヲ 升 t , 1 = 1 如 y ナ y 受ヲ 而シ + 7 爲 9 ラ V 塲 擔 + -1 為サ 其後 保ヲ供 ラ 合 * 否ャ Þ n = 擔 支 サ 二拘 引 保 付 拂 y 受 t v 3 受人 弧 可 請 2 力 合 ナ 求 倘 v 四八 疑ア ok 產 ラ 力 1 7 Ú 7 擔 此 £ 引 為 () 條) 保 1 v 者 其 シタルトキ 故二 ヲ請 7 v 9 = 拒 擔 前可 N 商法 塲 シラ ポシ 者 保 絕 合 v = 7

擔

= ~

於

=

絕者保

タ對拒

NV

七

支

拂

其

= V ラ ラ 通 返 7 還 爲 絕 管 2 場合 者 誑 一於 9 t 手 返 7 手 力 形 複 7 1 拒 本 = 原 1 本 7 7 1 交 ラ テ 付 タル 3 7 通 n 受 7 1 7 N 場合 N = . = 又 拒 明 1 絕 t 7 ^ v 要 手 杏 所 ス形 N) = ナ り場階

7

2

ハ手

形

權

利

,

行

使

一付

+

重

要

,

事

+

リ(第

法手形 為替手形 拍絕證書

100

第五一二條) 支拂拒絕證舊(第四八七條第四九〇條) 貸ヲ證明セサルヘガラス(第五二一條第五二四條) 證明者々、參加支拂又、參加引受ノ拒絕 サルコ スル * 3 ルコ 文上明 ヲ要ス但シ此場合ニ カナ 明カナリ(第五〇 1 モヒニ作 此事ハ復々警言ス 〇條第五 ~ 7 シタ 新 * = ル拒絕證 〇四 拒 心絕證書 ルヲ 條、第 Ti 證 要セ 0 八 拒 成 * 條 絕 *

成スルコ 7 7 ~ 債務ヲ 務 手 者 7 発除 ^ 搄 飕 務 行 者ノ 絕證 t 實 7 x 利 7 ~ + 益證 8 條件 7 明 保護 者 , * + 責 , v 到來 スル ナ 7 = 換言セ 其效 書ラ 明力 7 作

ルコトアリ(第四八九條)

事 ナリ之二反 サリ 意ス , カ 1 v 許 實上 反證アラハ 三至 + v リ支拂 7 v 拒絕 在 " ŀ スルト 異ナル ハ拒網體 證書 其 7 拒 = * 9 一ノ要式行為ナリ v ル事項 ス手形 為替手形ノ ナカ ナ , 1 旨 實 7 ナラ 完全ノ 載事 7 記 レト 項 サ Æ ス 1 其記載 此要式行為ナ ラス例 其實支拂 スヘ セラレ

拒絕證書ノ要式ナルコト左ノ三點ニ

第一 作成スヘキ人

第二 作成スヘキ場所

第三 記載事項

是ナ 作成スヘキ 事項ハ 條第五一四條)此規定小必ス遵 第五百十五條二 人及上場所二付 ラハ手形 於ラ列 也 2 ħ 3 規定 = 7 就ラ看ル 要 ス(第四四二條)而シ , 總則 二依 ヘシ別ニ説明 リラ定 7 4

総設書カ其效力ヲ失フモノー が東手形及ヒ小切手ニ關スル り上ヲ以テ爲替手形ニ關スル 避人の此帳簿ヲ調査スルコタル場合ニ於ヲ拒絕證書ニ 豫ノ特ニ設 台工謄本ヲポムルコト能い ル帳簿ニ ルへキ膣本 モタハ性を根成を 能ハサルヲ以ヲ賠償ノ原因タル拒絶證書ヲ作成シタル拒絶證書ト同一ナル記載成スルカ為メナリ執達更又ハ越スルカ為メナリ執達更又ハ越ストに載セサリシカ為メニ・成スルカののでは、これが、これが、これが、これが、 因タル

形終

ルル法法

知い條文ヲ熟

讀ル

シ為替手形ニ關スル説明

7 セ 整 2

講習科規則摘要

明治三十四年五月十七日發行

明治三十四年五月十四日印刷

乙称講習科ハ講義録ニ依リラ獨習ヲ爲スモノ 一部乂ハ二部ヲ講習スルコトヲ得講習料ハ金拾貳圓トス但三十四年度ニ限リ左請義錄ハ各講師擔任ノ部分ヲ一括シテ配布ス講習期ハ二月ニ始リ十一月ニ終ル 金五圓 金四圓 金六圓

> 印刷 所 東京市芝區西ノ久保明舟町十一番地

金 子

活 版

所

東京市四谷區四谷仲町三丁目卅八番地 田

治

0

發傷 行輯

者飨

東京市芝區西ノ久保明舟町十一番地 子 Ŧî.

東京市麴町區富士見町六丁目十六番地 和佛法律學校

發行所

指司 法省

(電話番町百七十四番)

治二十二年十二月九日 內 務 省許 可

-1